

本別町公共施設等総合管理計画 《令和4年度改訂版》

平成29年3月作成

令和5年3月改定

本別町

目 次

1 章 公共施設の現況、将来の見通し及び課題	1
1 公共施設等総合管理計画策定にあたって	1
2 対象施設の現況	10
3 将来人口の推移	31
4 財政の状況	32
5 公共施設等における更新費用の推計	34
6 公共施設等を取り巻く課題の整理	41
 2 章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	42
1 計画の管理方針	42
2 取組体制と情報管理	42
3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	44
4 総合的かつ計画的な管理を実現するための推進方策	58
 3 章 施設類型毎の管理に関する基本的な方針	60
1 建築系公共施設（ハコモノ）の管理に関する基本的な方針	60
2 土木系公共施設（インフラ）の管理に関する基本的な方針	64
 資料	66

1 章 公共施設の現況、将来の見通し及び課題

公共施設等総合管理計画策定にあたって

(1) 計画の背景と目的

本別町では、多くの公共施設（庁舎・校舎等の建築系公共施設）や、道路・橋りょう・上下水道等のインフラ系公共施設等を整備し、行政サービスの提供、住民生活の基盤整備等に取り組んできました。

しかしながら、これらが時間の経過とともに徐々に老朽化し、今後、その安全性と機能性を確保するための維持管理、更新等には膨大な経費が必要となります。

長期的展望においては人口減少・少子高齢化の進展による歳入の減少が予測され、厳しい財政状況の中で、これらの課題への対応が求められています。

また国においては、「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月）を策定し、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等推進することとし、地方公共団体に対して公共施設等総合管理計画の策定を要請しています。

以上を踏まえ、「本別町公共施設等総合管理計画」は、本町の公共施設等の現状および将来の見通しを把握し、どのように対処していくべきか基本方針を定めることを目的とし、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（総財務第 75 号 平成 26 年 4 月）で示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に準拠して策定しました。

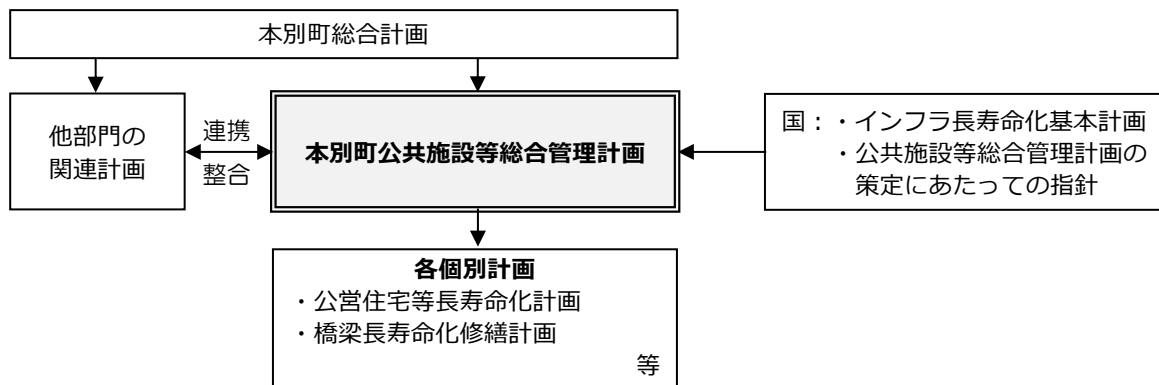
その後、国から「公共施設等総合管理計画の策定にあつての指針」の改訂「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」を発出し、公共施設管理計画の見直しが図られることになりました。

本計画の改訂は、計画策定から一定の期間が経過し新たな指針を踏まえて、本町の公共施設を効果的かつ効率的に活用するとともに、必要な公共施設等のマネジメントの更なる推進に取り組むことを目的としています。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「本別町総合計画」を上位計画として、公共施設等の管理等における基本方針を示すものであり、施設別の具体的な取組み等については、各個別計画等によって定めることとします。

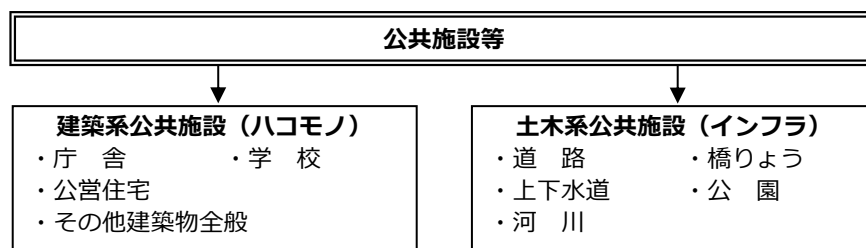
図 1-1 計画の位置づけ



(3) 計画の対象施設

本計画の対象とする公共施設等は、庁舎、学校、公営住宅等の「建築系公共施設（ハコモノ）」と、道路、橋りょう、上下水道、公園等の「土木系公共施設（インフラ）」で、町が保有する全ての施設とします。

図 1-2 対象となる公共施設等



(4) 本別町の概要

①土地利用

本別町は北海道・十勝の東部に位置し、西側は上士幌町及び士幌町に、北側は足寄町、東は釧路管内の白糠町、南は池田町と浦幌町に隣接しています。帯広、釧路、北見等の主要都市や、阿寒等の観光地に、国道 242 号、274 号等でアクセスでき、平成 15 年に開通した北海道横断自動車道の本別ジャンクション、本別インターチェンジにより、これらの区域のみならず道央圏等へ、より快適なアクセスが構築され、今後の釧路・北見方面への北海道横断自動車道の延伸により、主要都市や観光地を結ぶ交通の拠点として期待されています。

総面積は 391.91 km²となっており、土地利用は、町域の 53.0%が山林、農地が田畑を合

わせて 28.0%であり、宅地は 1.0%となっており、利別川が中心部を流れる自然豊かな環境に恵まれたまちです。

図 1-3 本別町位置図



表 1-1 地目別面積

(単位：k m²)

	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	総面積
面積	0.00 0.0%	109.35 28.0%	4.80 1.0%	0.04 0.0%	208.43 53.0%	5.18 1.0%	2.88 1.0%	6.58 2.0%	54.65 14.0%	391.91 100.0%

資料：住民課（令和3年1月1日現在）

②気候

十勝特有の大陸性気候に属し、夏と冬の寒暖差が大きく、一年を通じて降水量が比較的少ないのが特徴です。近年の平均気温では、最低気温が -26.7°C 、最高気温が 36.1°C と平均気温の差が 62.8°C となっています。平均風速は概ね $1.7\sim 1.8\text{m/S}$ となっています。

平均年間降水量は 727.7mm 程度、日照時間は平均で $1,980$ 時間程度で日照率が高い地域となっています。

図 1-4 本別町の気温の推移

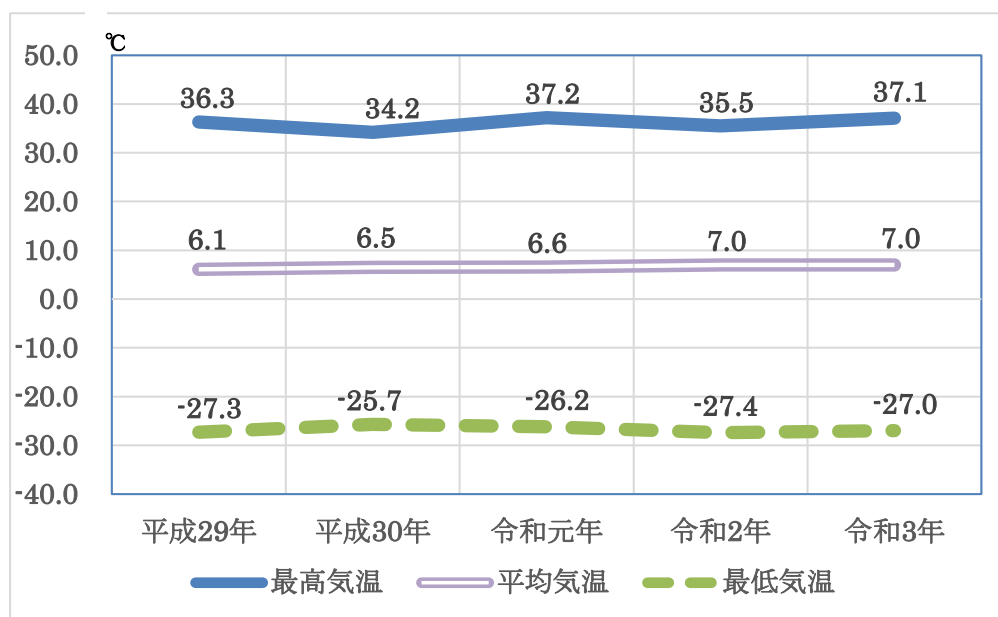


表 1-2 本別町の気象概要

	年降水量 (mm)	気温			平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	降雪量 (cm)	最深積雪 (cm)
		平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)				
平成 29 年	605.0	6.1	36.3	-27.3	1.8	2,092	194	44
平成 30 年	883.5	6.5	34.2	-25.7	1.7	1,983	221	48
令和 1 年	646.5	6.6	37.2	-26.2	1.7	2,085	200	37
令和 2 年	618.5	7	35.5	-27.4	1.7	1,985	171	40
令和 3 年	885.0	7	37.1	-27.0	1.8	1,756	160	54
平均	727.7	6.64	36.1	-26.7	1.74	1,980	189.2	44.6

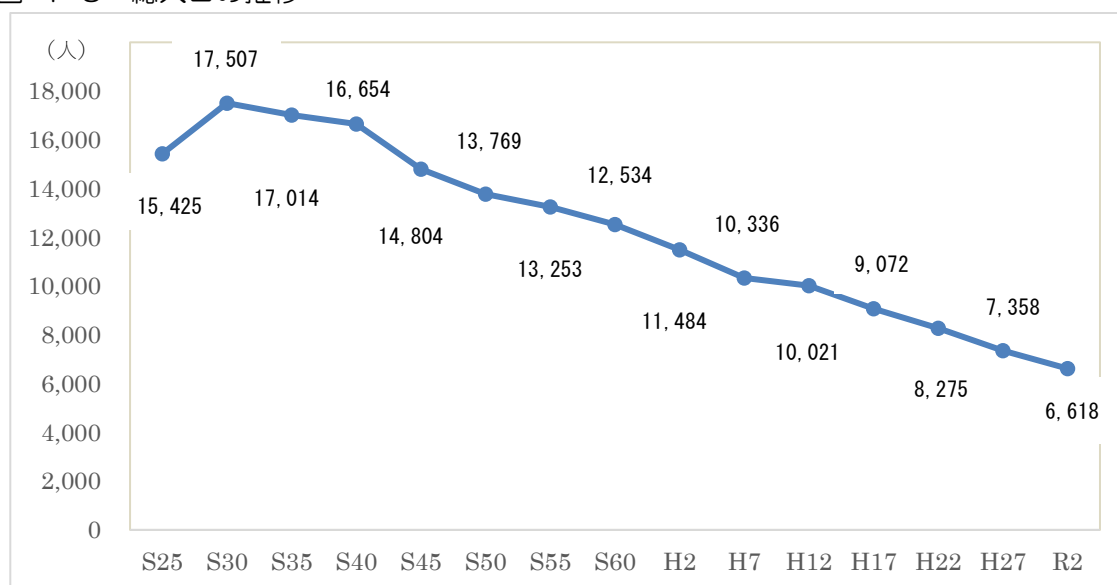
資料：気象庁ホームページ

③人口・世帯

本町の人口は、昭和 30 年に 17,507 人とピークを迎え、その後一貫して減少が続いています。令和 2 年国勢調査は 6,618 人であり、ピークから約 62%の減少となっています。住民基本台帳では令和 4 年 3 月末で 6,395 人、直近 5 年間の推移をみると減少傾向であり、5 年間で約 9%の減少となっています。

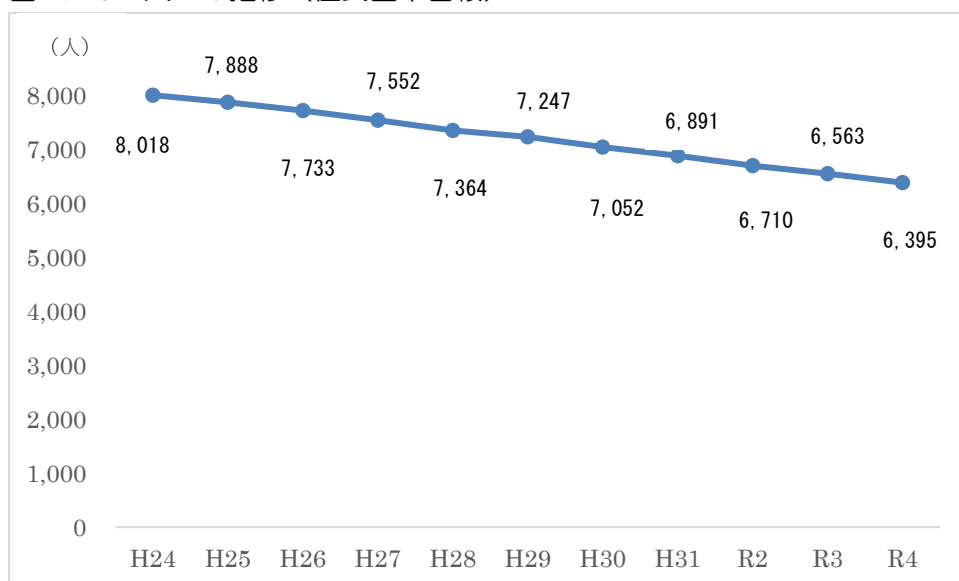
世帯数は令和 2 年国勢調査で 3,108 世帯です。昭和 50 年と 55 年の 4,048 世帯が最も多く、平成 12 以降は減少が続いています。ピークからは約 23%の減少です。住民基本台帳では令和 4 年 3 月末で 3,428 世帯、直近 5 年間の推移をみると減少傾向であり、5 年間で約 5%の減少となっています。

図 1-5 総人口の推移



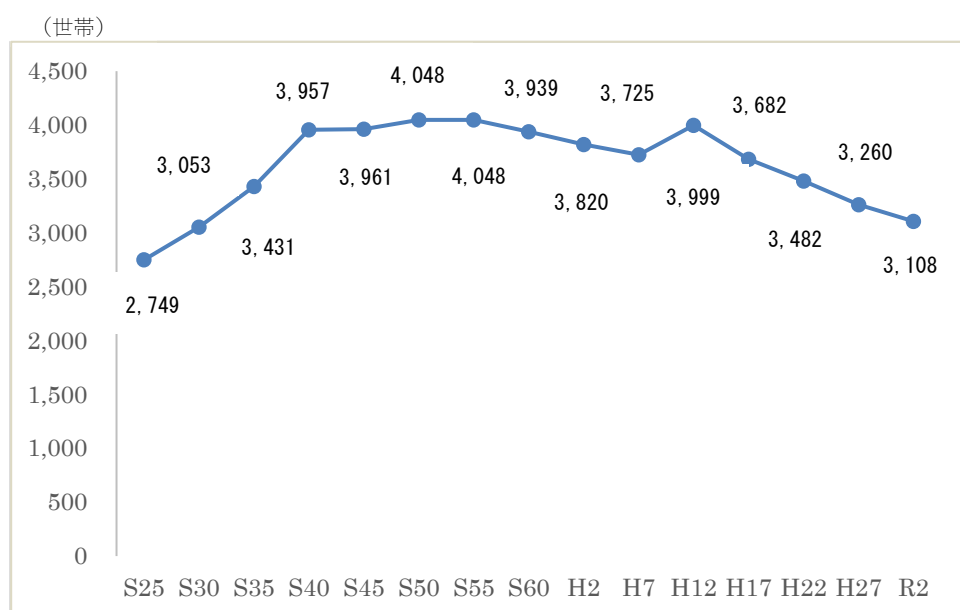
資料：各年国勢調査

図 1-6 人口の推移（住民基本台帳）



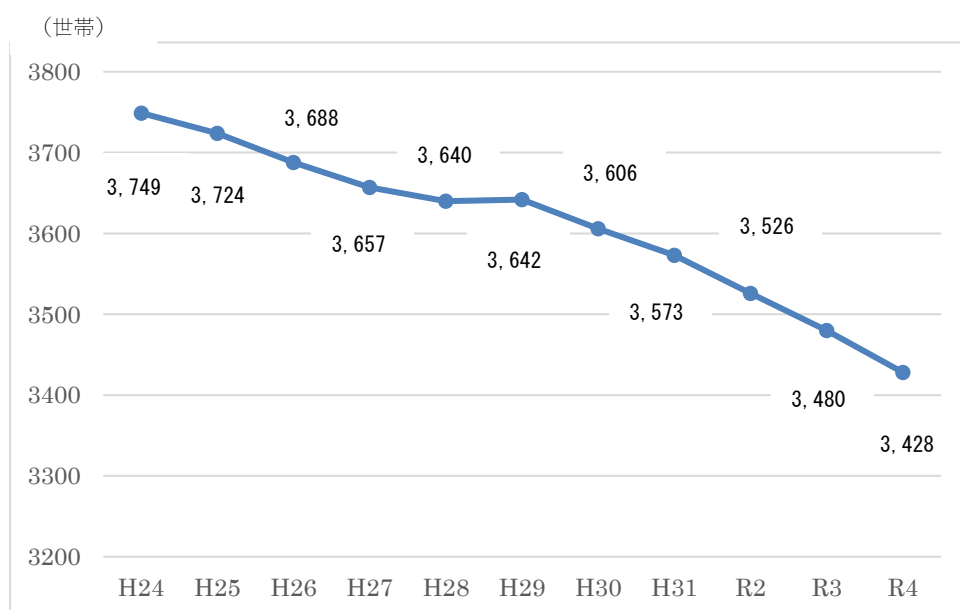
資料：住民基本台帳（各年3月末）

図 1-7 総世帯数の推移



資料：各年国勢調査

図 1-8 総世帯数の推移（住民基本台帳）



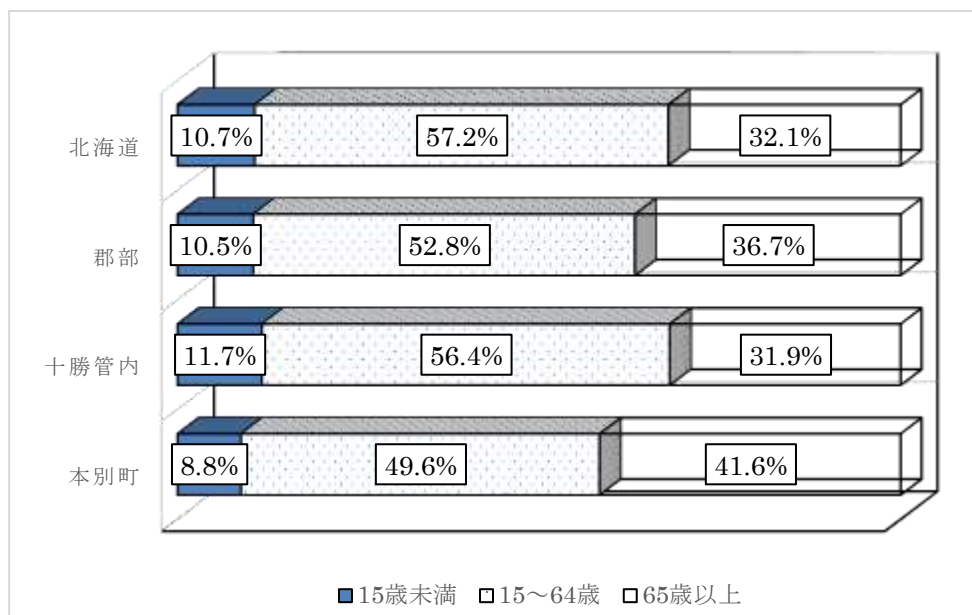
資料：住民基本台帳（各年3月末）

④年齢別人口

年齢別人口構成比をみると、令和 2 年国勢調査で、年少人口（15 歳未満）8.8%、生産年齢人口（15～64 歳）49.6%、高齢人口（65 歳以上）41.6%となっています。高齢人口率は全道、郡部、十勝管内と比較して最も高くなっています。

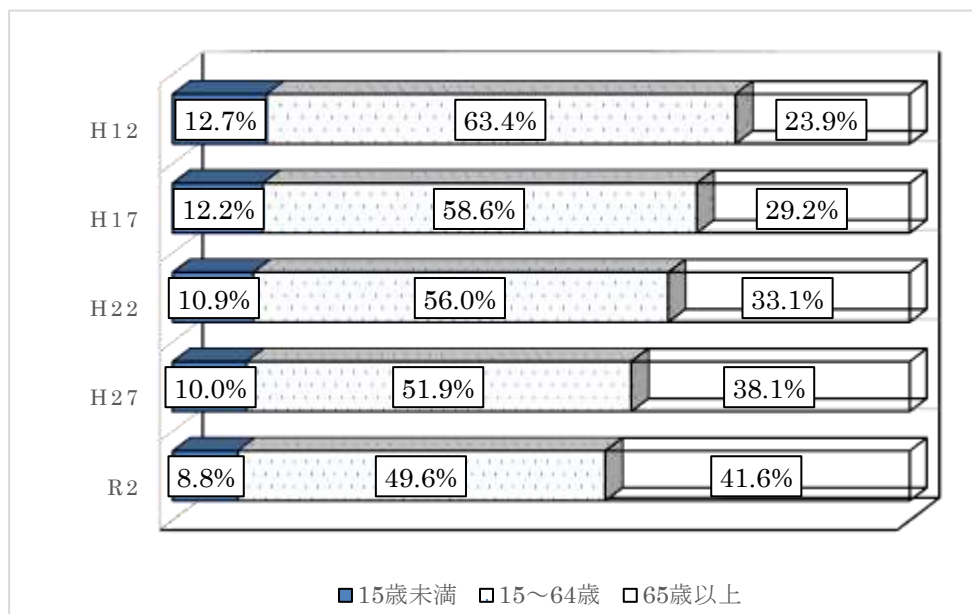
20 年間（平成 12～令和 2 年）の推移をみると、年少人口と生産年齢人口の割合はともに減少傾向、高齢人口は増加傾向にあります。高齢人口は 20 年間で 17.6%増と急速に増加しています。

図 1-9 年齢別人口構成比の比較



資料：令和 2 年国勢調査

図 1-10 年齢別人口構成比の推移



資料：各年国勢調査

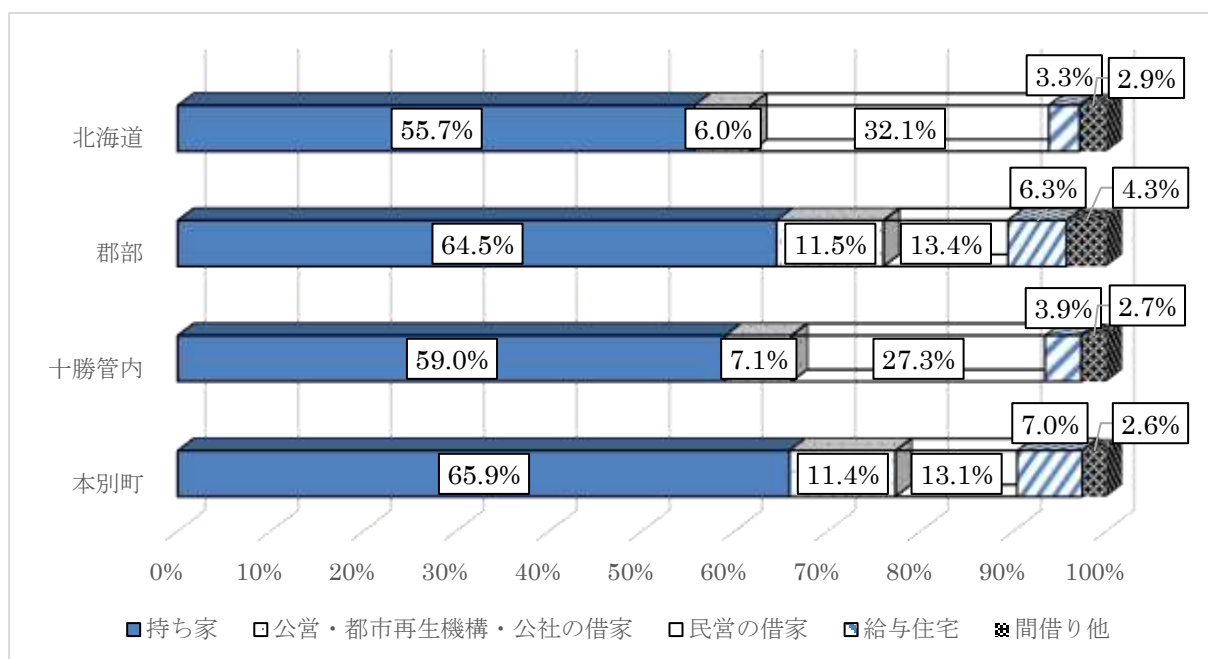
⑤住宅所有関係別世帯数

住宅所有関係別世帯数は令和2年国勢調査で、持ち家 65.9%、公営借家 11.4%、民営借家 13.1%、給与住宅 7.0%となっています。

全道、郡部、十勝管内と比較すると、持ち家率と給与住宅率が最も高く、公営借家率が郡部に次いで高くなっています。

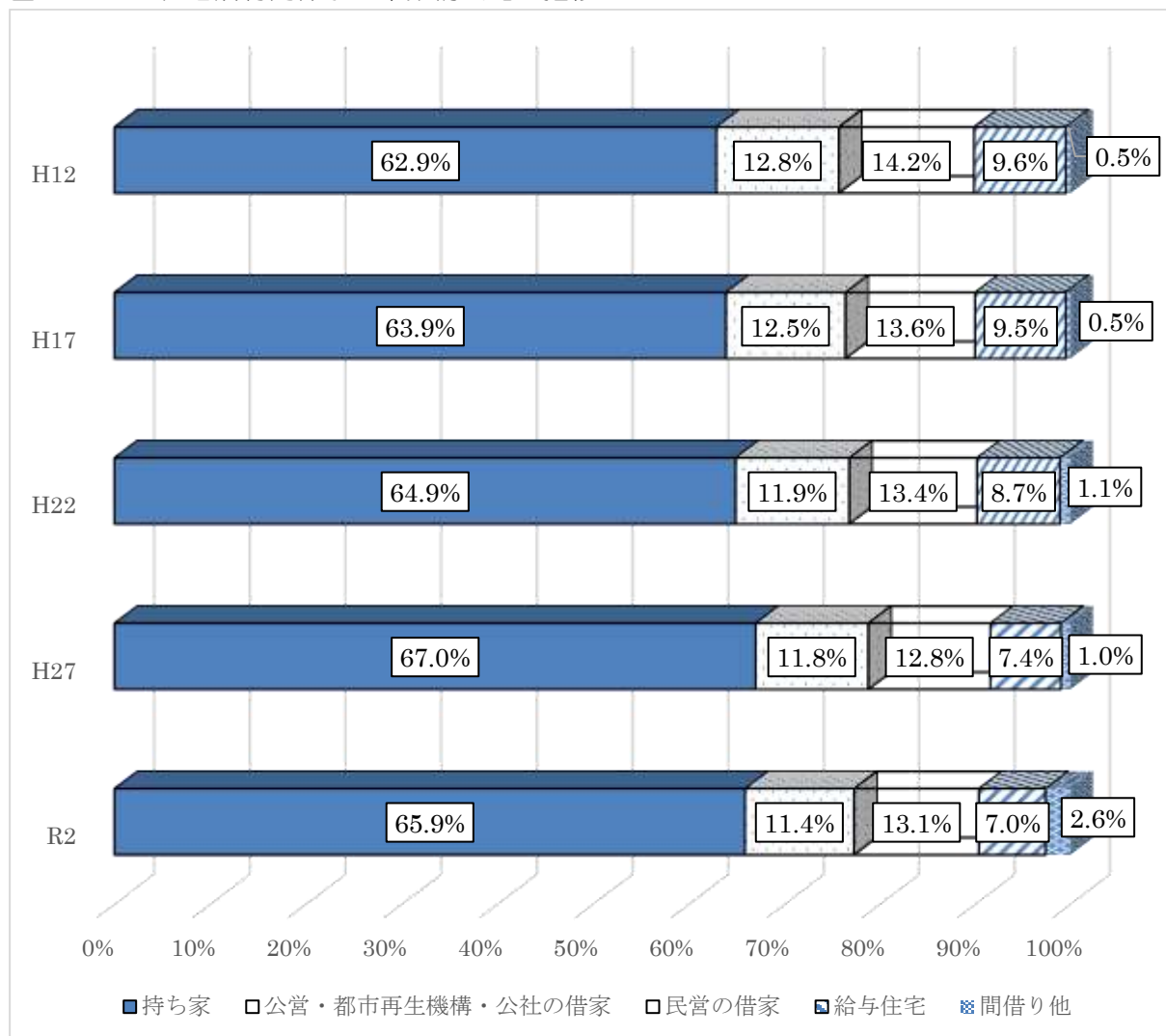
20年間（平成12～令和2年）の推移をみると、持ち家率は微増、公営借家率と給与住宅率は減少傾向となっています。

図 1-11 住宅所有関係別世帯数構成比の比較



資料：令和2年国勢調査

図 1-12 住宅所有関係別世帯数構成比の推移



資料：各年国勢調査

対象施設の現況

(1) 公共施設等の保有状況

①施設数、延べ床面積

本町が保有する建築系公共施設は、156 施設、543 棟、109,663 m²です。用途別延床面積構成比では、公営住宅が 28.9%で最も高く、次いで、学校教育系施設が 24.2%、この2つで町有建築物の 53.1%を占めています。

道路、橋りょう等のインフラ系公共施設は、町道約 466 km、橋りょう約 3.6 km、上水道約 83 km、下水道約 54 kmです。

図 1-13 建築系公共施設数の内訳

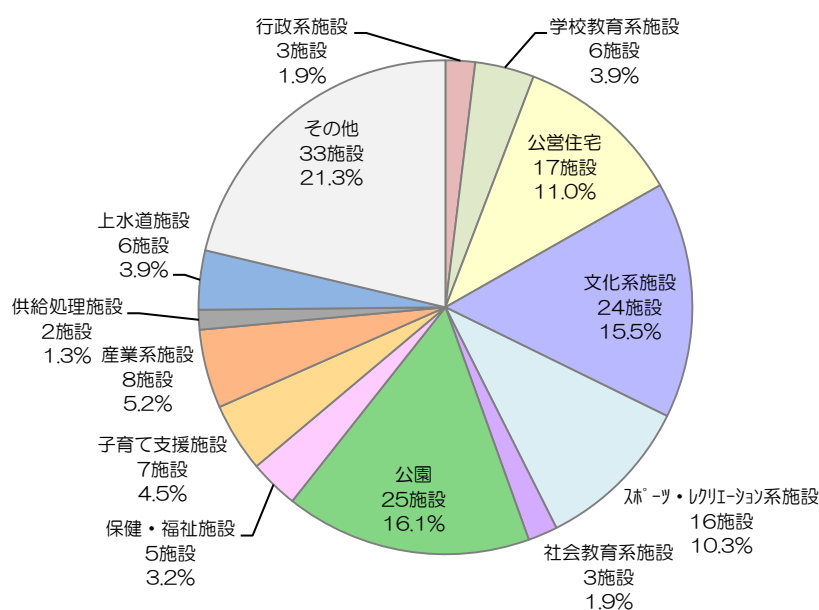


図 1-14 建築系公共施設の建物面積の内訳

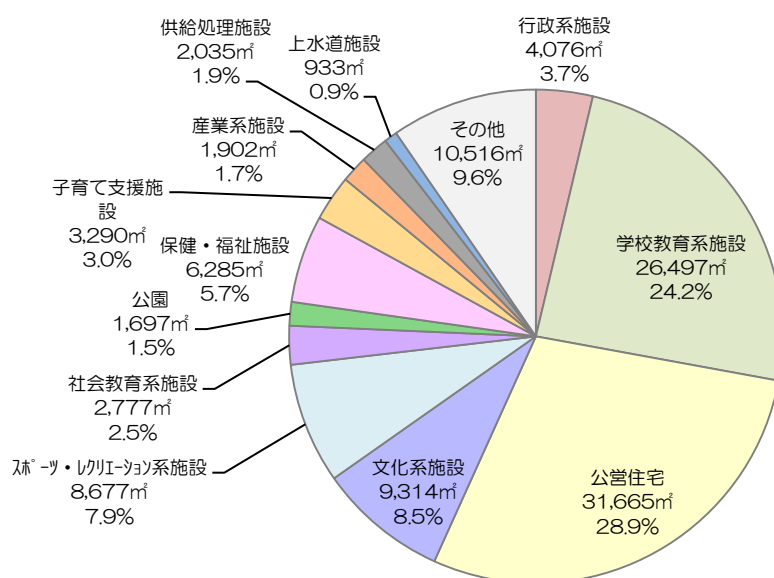


表 1-3 建築系公共施設

施設分類	主な用途	施設数	小計 (施設)	棟数	小計 (棟)	延べ床面積 (㎡)	小計 (㎡)	面積割合
行政系施設	庁舎等	1	3	2	4	3111.12	4075.83	2.8%
	その他行政系施設	1		1		913.68		0.8%
	消防施設	1		1		51.03		0.0%
学校教育系施設	学校	5	6	39	43	25421.07	26496.88	23.2%
	その他教育施設	2		4		1075.81		1.0%
公営住宅	公営住宅	18	18	166	166	31664.89	31664.89	28.9%
文化系施設	集会施設	24	24	32	32	9313.67	9313.67	8.5%
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	12	16	16	22	7884.24	8676.868	7.2%
	レクリエーション施設・観光施設	4		6		792.63		0.7%
社会教育系施設	博物館等	2	3	2	3	1575.05	2777.44	1.4%
	図書館	1		1		1202.39		1.1%
公園	公園	25	25	56	56	1696.54	1696.54	1.5%
保健・福祉施設	高齢福祉施設	4	5	9	10	5455.99	6285.49	5.0%
	保健施設	1		1		829.50		0.8%
子育て支援施設	幼保・こども園	4	7	7	11	2369.64	3290.19	2.2%
	幼児・児童施設	3		4		920.55		0.8%
産業系施設	産業系施設	8	8	9	9	1901.80	1901.8	1.7%
供給処理施設	供給処理施設	2	2	6	6	2034.96	2034.96	1.9%
上水道施設	上水道施設	6	6	6	6	933.06	933.06	0.9%
その他	その他	33	33	175	175	10515.75	10515.75	9.6%
合計		156 施設		543 棟		109,663 ㎡		100.0%

表 1-4 インフラ系公共施設

分類	内訳
道路	実延長合計 466,436.6m、道路面積合計（道路部） 6,919,299.07 ㎡
橋りょう	実延長合計 3,571.1m、橋りょう面積合計 27,569.51 ㎡
上水道	実延長合計 82,742m
下水道	実延長合計 53,505m

②建築系公共施設の立地状況

主な建築系公共施設の立地状況は次項のとおりです。

図 1-15 建築系公共施設の立地状況（市街地）

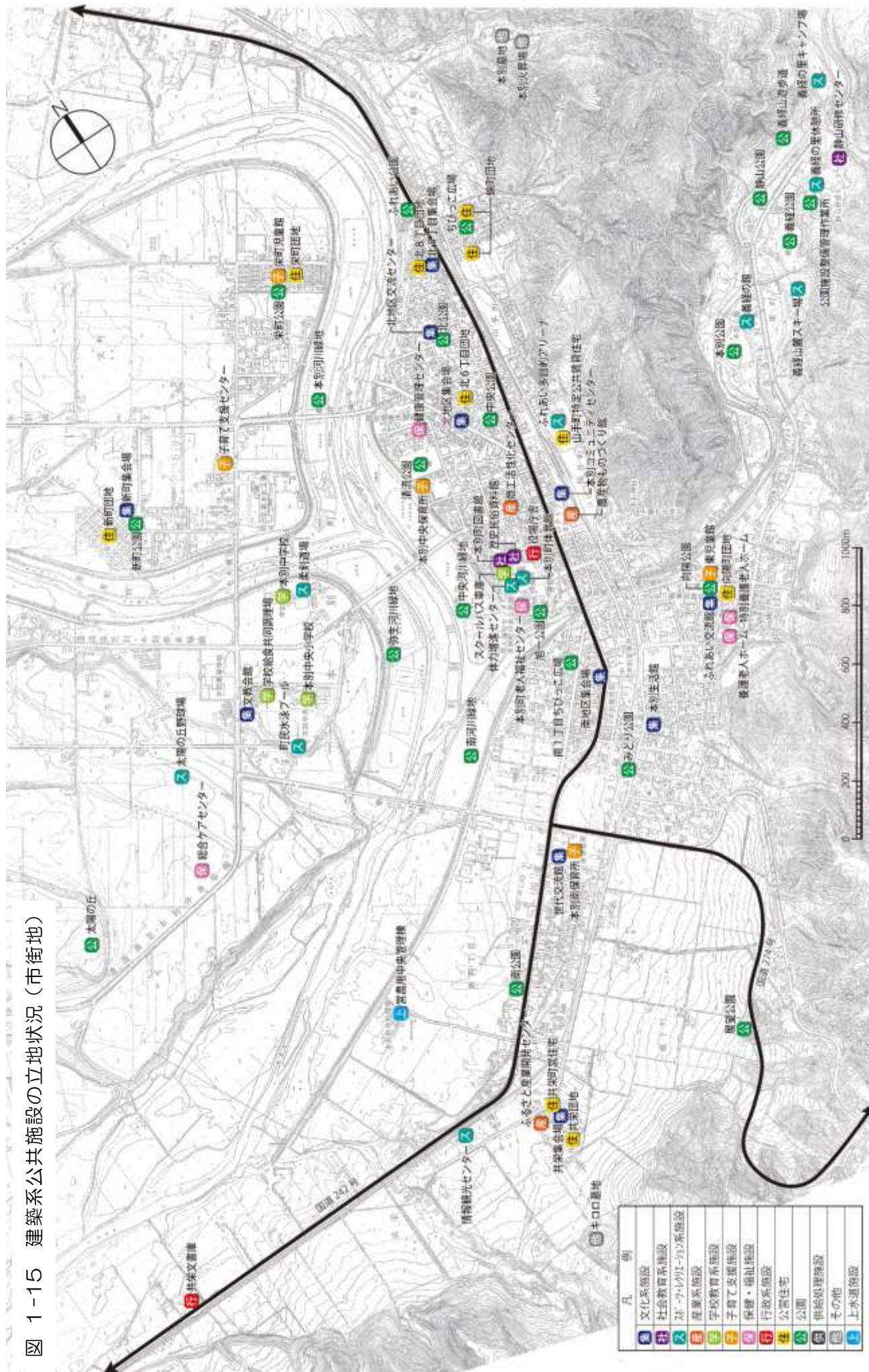


図 1-16 建築系公共施設の立地状況（全町）

凡 例

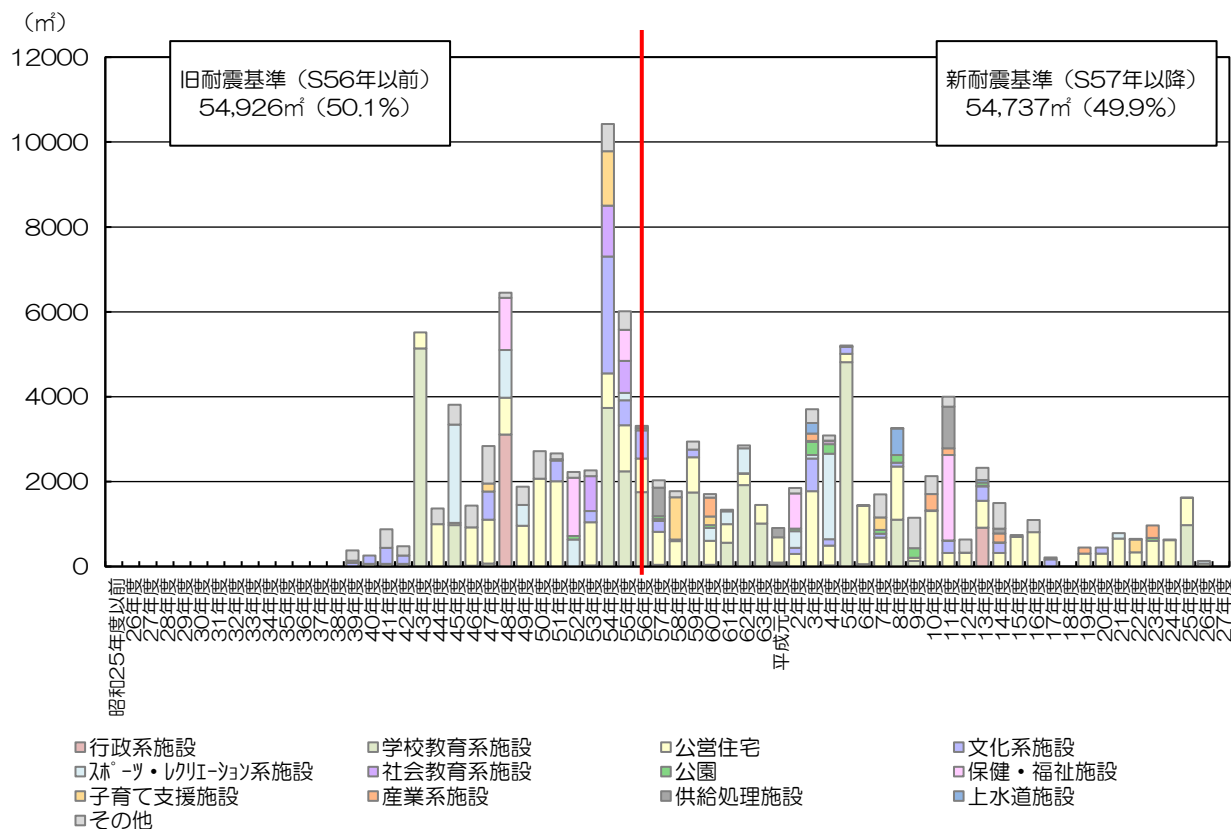
文化系施設
社会教育系施設
スポーツ・レクリエーション系施設
産業系施設
学校教育系施設
子育て支援施設
保健・福祉施設
行政系施設
公営住宅
公園
供給処理施設
その他
上水道施設

③建築系公共施設の築年別状況

現存する建築系公共施設は、最も古いもので昭和 30 年代に建築されています。昭和 40～50 年代に多くが建築されています。

赤い縦線は、これより左側が旧耐震基準による建築物を示します。現在の建築系公共施設の約 5 割は新耐震基準による建築です。

図 1-17 建築系公共施設の築年度別延床面積



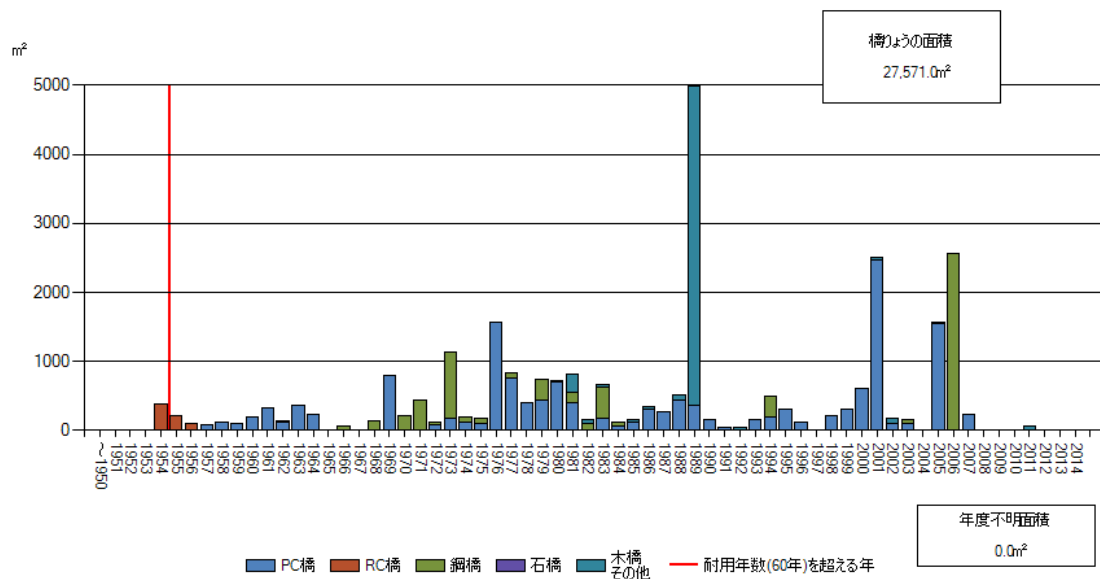
(2) インフラ系公共施設の整備年別状況

① 橋りょう

橋りょうの総面積は 27,571 m²です。橋りょうは、古いものでは 1954 年度から建設されていますが、多くは 1970 年代から 1980 年代ごろにかけて建設されています。

赤い縦線は、これより左側が現時点で耐用年数 60 年を経過している橋りょうを示します。耐用年数を経過しているものは 380 m²で 1.4%を占めています。

図 1-18 橋りょうの建設年度別面積

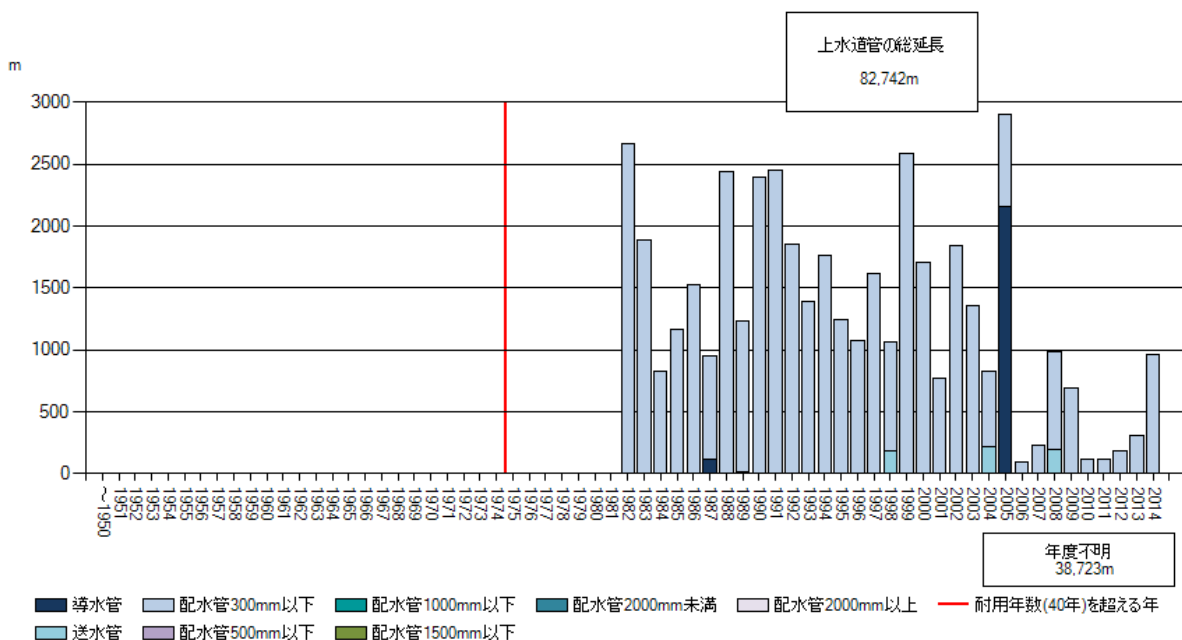


② 上水道

上水道管の総延長は 87,742m です。1982 年度以降に敷設されています。

赤い縦線は、これより左側が、現時点で耐用年数 40 年を経過している上水道管を示しますが現時点で本別町にはありません。

図 1-19 上水道管の敷設年度別延長

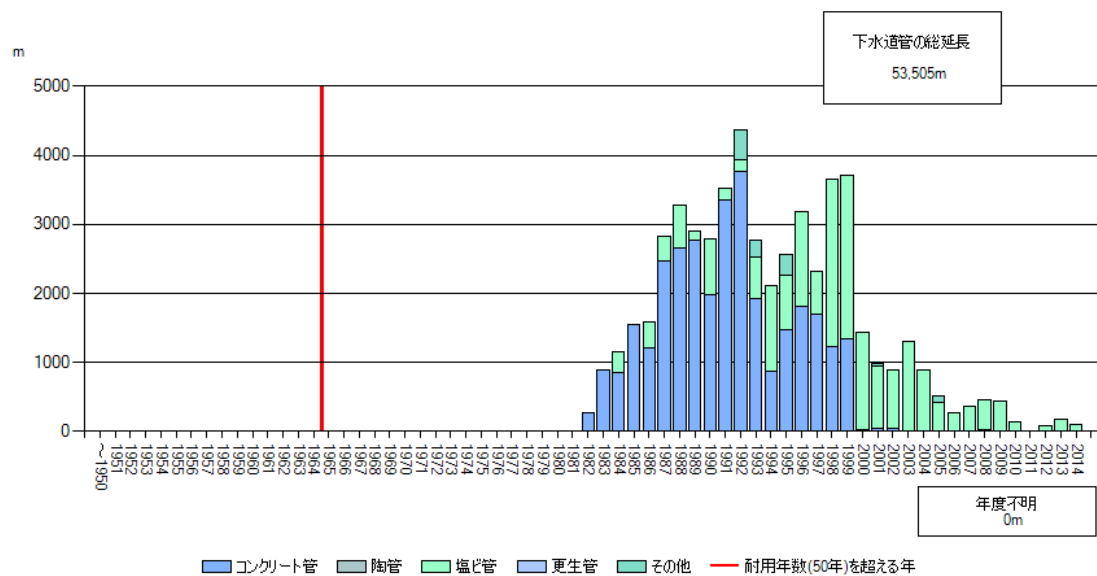


③下水道

下水道管の総延長は 53,505m です。1982 年以降に敷設されています。

赤い縦線は、これより左側が、現時点で耐用年数 50 年を経過している下水道管を示しますが現時点で本別町にはありません。

図 1-20 下水道管の敷設年別延長



（３）公共施設の劣化状況

①目視調査による公共施設の劣化度判定

公共施設のうち、建築系施設が建築物として現在どのような状態にあるのかを把握することを目的として、一定の手法に基づく調査を行います。これにより施設の劣化度を判定します。

判定結果は、劣化による支障等に対して、修繕措置（大規模修繕又は部分修繕）の必要性や優先順位を明らかにするための基礎資料として用いられます。

②調査の方法

a. 目視調査の内容

目視で劣化度を判定する基準である「建築物修繕措置判定手法（財）建築保全センター」に準拠し、目視調査を実施しました。

建物の壁面４面を対象に調査を行い、構造的な欠陥の有無の確認、外壁評価、塗装評価、シーリング評価及び屋根・屋上防水評価を行いました。

b. 調査日時

平成 27 年 11 月 16 日（月）～11 月 20 日（金）

c. 調査時間

調査所要時間：１施設 １時間～３時間程度。

d. 調査対象施設

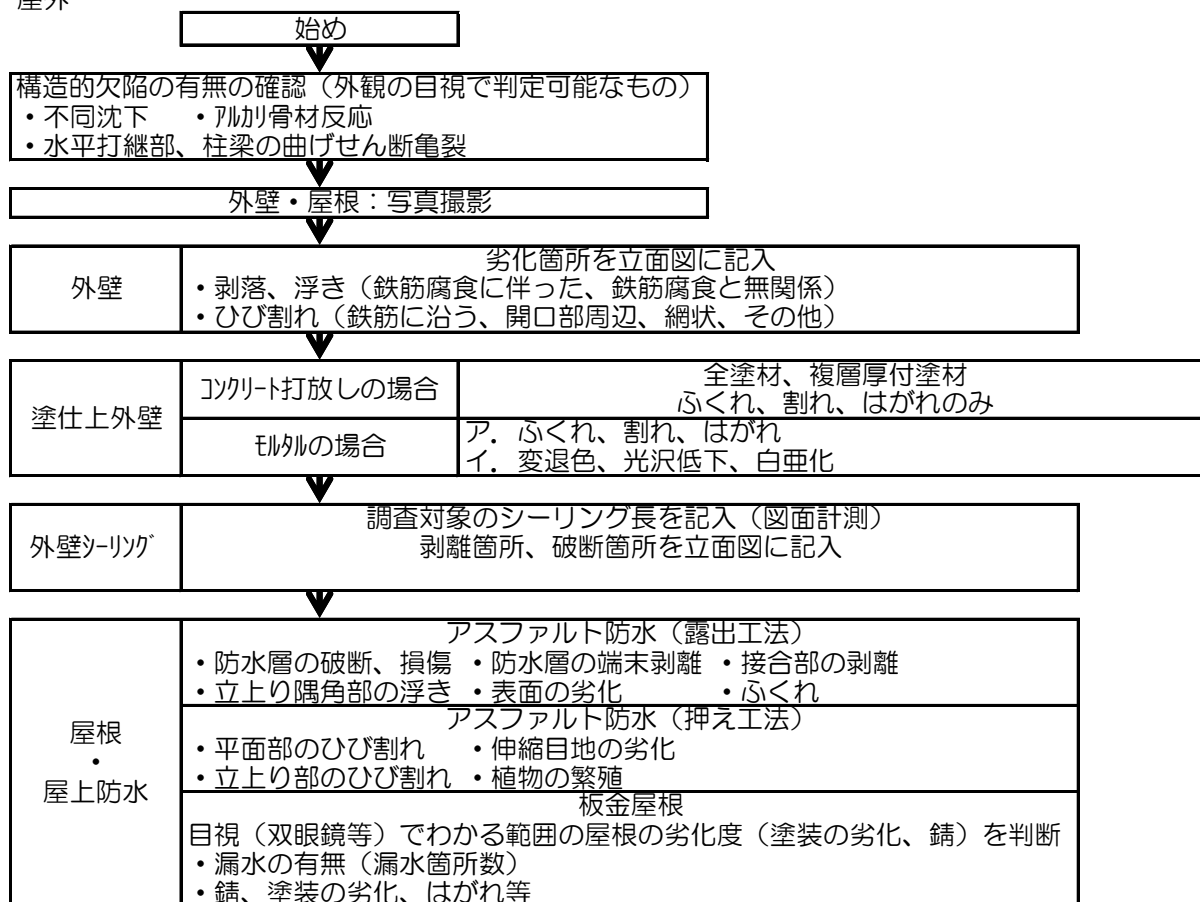
調査対象施設の抽出は、建築年が 1996 年以前の建物で木造（簡易防火造含む）と特定の固有名称施設（車庫、可燃物ピット、ポンプ室、渡廊下、学校給食共同調理場、冷凍室、物置、倉庫等）を除いた全 40 施設となっており、「庁舎」１施設、「学校」12 施設、「その他施設」26 施設、「その他の施設」１施設となっています。

表 1-5 施設区分別施設数

管理区分	施設数
庁舎	1
学校	12
その他施設	26
その他の施設	1
総計	40

e. 目視調査手順

屋外



f. 評価方法

i. 構造的な欠陥の有無の確認

目視により、不同沈下、アルカリ骨材反応、水平打継部や柱梁の曲げせん断亀裂等の構造的な欠陥の有無を確認します。

ii. 外壁評価

外壁の仕上げ別に 2 次判定シートにより、劣化度を判定します。

【コンクリート打放し外壁】

コンクリート打放し外壁の 2 次判定シートから、剥落、浮き、ひび割れ及び補修歴により判定する。調査面の選定は劣化が最も多く認められた面で行う。

○剥落、浮き

I. 鉄筋の腐食に伴った剥落、浮き…見付け面積当たりの発生面積率で評価する。

II. 鉄筋の腐食と無関係な剥落、浮き…見付け面積当たりの発生面積率で評価する。

○ひび割れ

対象とする亀裂は 0.2mm 以上とし、鉄筋腐食に伴う浮きで拾った箇所は、ひび割れで拾わないなど劣化箇所を重複しないようにする。

III. 鉄筋に沿うひび割れ…ひび割れの長さを合計し長さ 1 m に換算した時の 100 m²あたりの本数で示す。

IV. 開口部周辺のひび割れ…開口部 10 箇所あたりのひび割れ長さを合計し、長さ 1 m に換算した時の本数で示す。

V. 網状のひび割れ…見付け面積当たりの発生面積率で評価する。

VI. その他のひび割れ…ひび割れの長さを合計し長さ 1 m に換算した時の 100 m²あたりの本数で示す。

○補修歴

VII. 補修歴…剥落、浮き、ひび割れに係る補修について、経常修繕の頻度を評価する。(計画修繕は含まない)

【モルタル塗仕上、タイル張仕上げ外壁】

モルタル塗仕上げ外壁の 2 次判定シートから、剥落、はらみ、ひび割れ、浮き箇所の最大値、表面劣化、補修歴により判定する。調査面は劣化がもっとも多く認められた面で行う。

○剥落、浮き

I. 剥落…調査範囲は壁面全体とし、剥落面積若しくは剥落面積率で評価する。面積評価はその実数、面積率評価は建物立面上を 1 m²グリッド (1 m²角のマス目) に分け、1 グリッド内に 1 箇所でも剥落が存在する場合は、剥落グリッド 1 とし、1 壁面の総グリッド数に対する剥落グリッド数の割合により剥落面積率を決定する。

II. はらみ…調査範囲は壁全体とし、剥落と同様にはらみ面積若しくははらみ面積率で評価する。面積評価はその実数、面積率評価は建物立面上を 1 m²グリッド (1 m²角のマス目) に分け、1 グリッド内に 1 箇所でも剥落が存在する場合は、剥落グリッド 1 とし、1 壁面の総グリッド数に対する剥落グリッド数の割合により剥落面積率を決定する。

III. 浮き…はらみ、浮きの最大値を見付け面積とその割合で評価する。

○ひび割れ

V. ひび割れ…目視により集中したひび割れが 1 壁面にどのくらい存在するのかで評価する。

○表面劣化

VI. 表面劣化…指触や釘ドライバー等によりモルタル表面のもろさ・風化状態を評価する。

○補修歴

VII. 補修歴…剥落、浮き、ひび割れ、表面劣化に係る補修について、経常修繕の頻度を評価する。(計画修繕は含まない)

【板状の仕上げ外壁】

板状の仕上げ材による仕上げの確認すべき事象から、割れ、欠損、はがれについて記録する。調査面は劣化がもっとも多く認められた面で行う。

○部材の劣化

木造部材（柱、梁等）の劣化状態と劣化の程度を記入して発生面積率で評価する。

○仕上げ材の割れ

目視により割れが 1 壁面にどのくらい存在するのかで評価する。

○仕上げ材の欠損

板状の仕上げ材の一部が欠け損じ、その深さが 20mm 以上であるか又は下地材が露出している状態が認められる場合、欠損面積若しくは欠損面積率で評価する。

○仕上げ材のはがれ

板状の仕上げ材がめくれ、又ははがれ落ちて下地材が露出している状態が認められる場合、発生面積率で評価する。

○仕上げ材（金属である物に限る）の腐食

金属である板状の仕上げ材に錆が認められ、欠損（穴あき）に至るおそれのある状態が認められる場合、発生面積率で評価する。

【ブロック表し外壁】

ブロック表し外壁 2 次判定シートから、コンクリート部材及びブロック壁面の剥落・浮き、ひび割れにより判定する。調査面は劣化が最も多く認められた面で行う。

○剥落、浮き

Ⅰ．鉄筋の腐食に伴った剥落、浮き…見付け面積当たりの発生面積率で評価する。

Ⅱ．鉄筋の腐食と無関係な剥落、浮き…見付け面積当たりの発生面積率で評価する。

○ひび割れ

Ⅲ．鉄筋に沿うひび割れ…ひび割れの長さを合計した長さ 1m に換算した時の 100 m²あたりの本数で示す。

Ⅳ．コンクリート部材のひび割れ…臥梁、基礎梁、柱、梁で該当する部位ごとに点数をつけ、その平均を評価する。

Ⅴ．ブロック壁体のひび割れ…外壁 4 面のうち該当する面ごとに点数をつけ、その平均で評価する。

○補修歴

Ⅵ．補修回数…剥落、浮き、ひび割れ等に係る補修について、経常修繕の頻度を評価する。（計画修繕は含まない）

iii. 塗装評価

塗仕上げ外壁の 2 次判定シートから、劣化デグリー、劣化面積率及び分布率により判定します。調査面の選定は劣化が最も多く認められた面で行います。

iv. シーリング評価

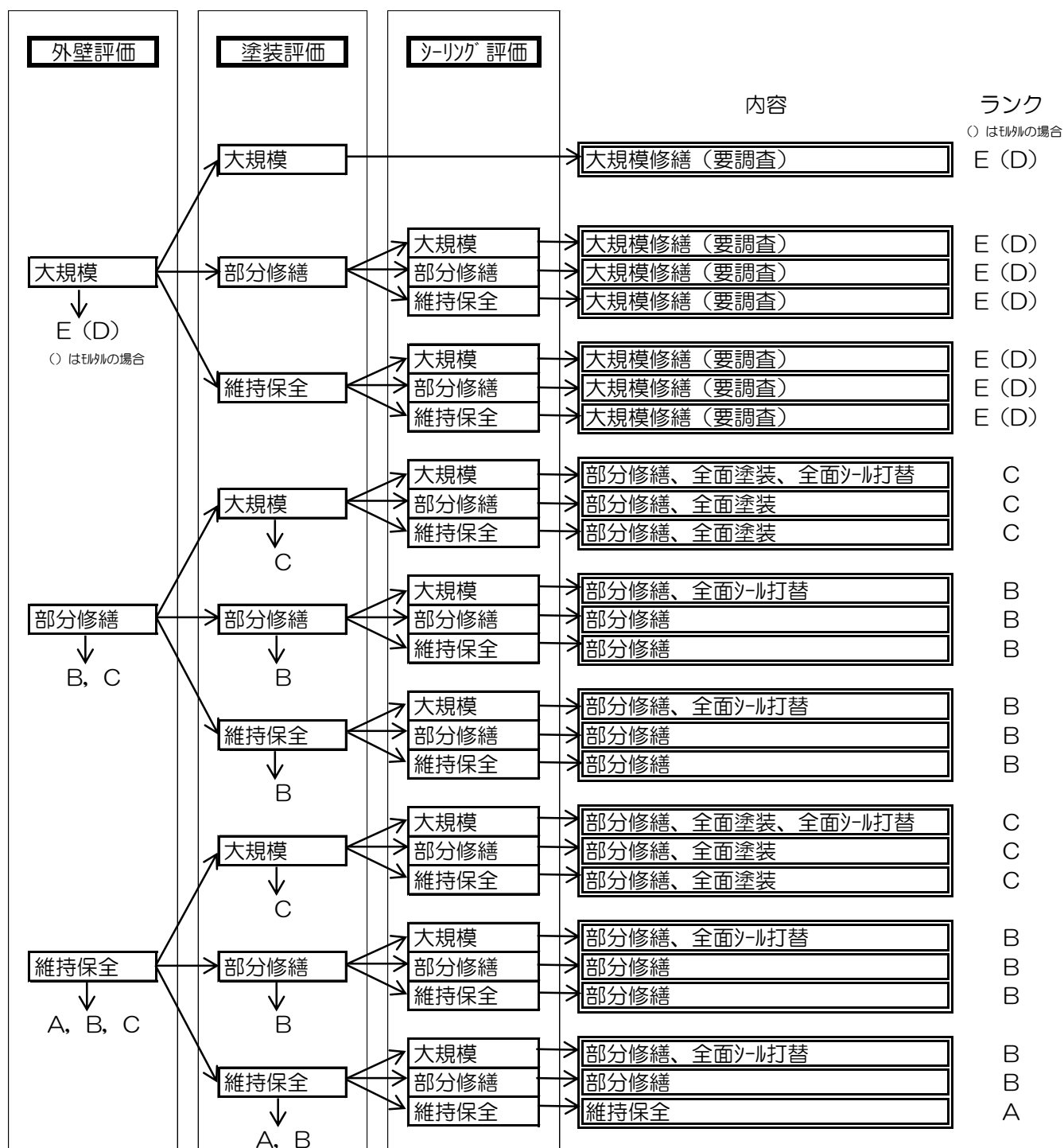
外壁シーリングの 2 次判定シートから、破断長及び剥離長をスケール等で実測し、調査したシーリング長と劣化しているシーリング長の割合の平均で評価します。

v. 屋根・屋上防水評価

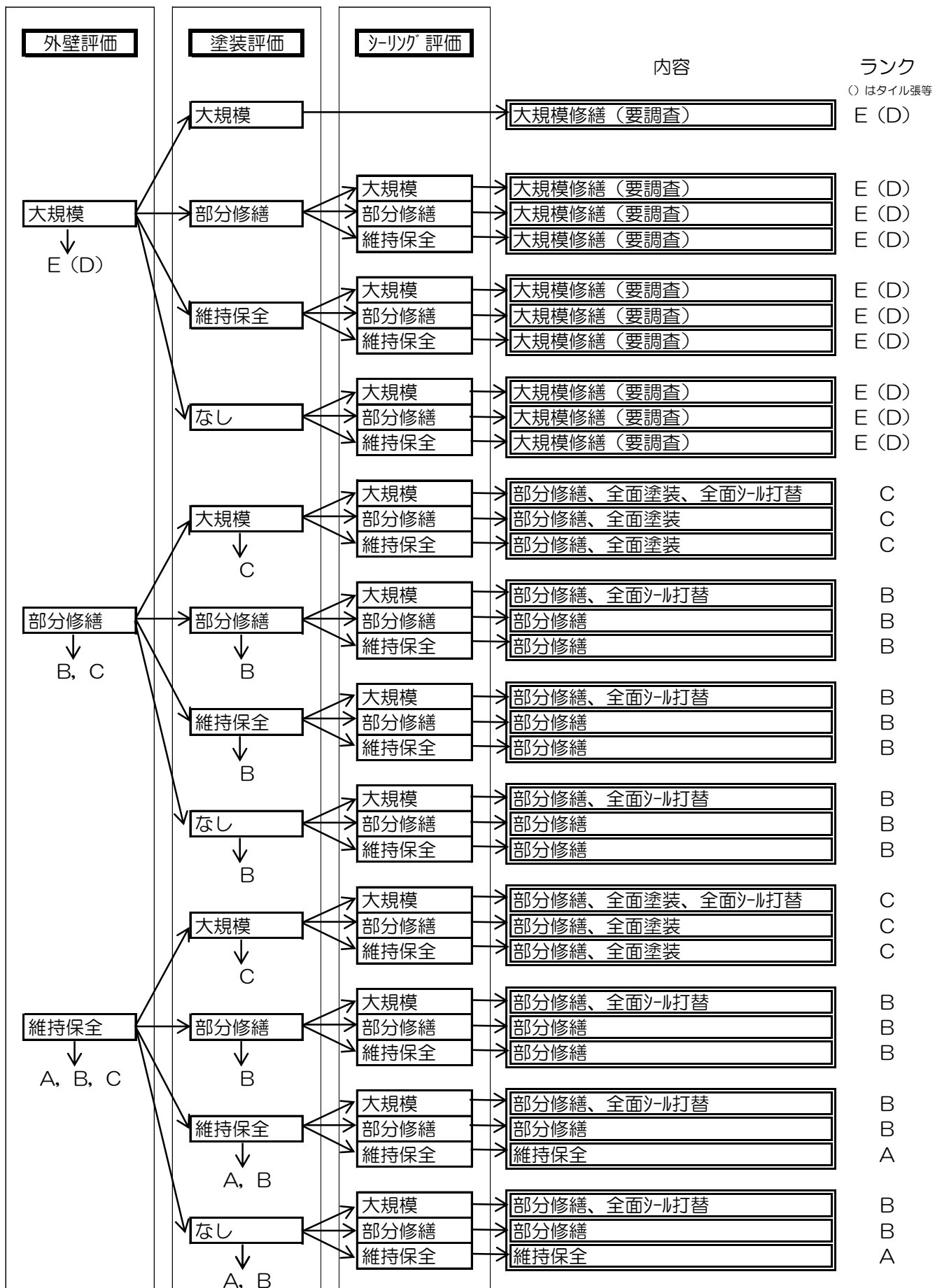
屋上防水の 2 次判定シートから、劣化度、劣化の程度、改修後の経過年数により判定します。今回の調査では、容易に屋上に立ち入れる範囲を調査対象とします。

vi. 判定フロー

仕上げ別劣化度判定フロー（打放し外壁・珪藻土外壁）



仕上げ別劣化度判定フロー（CB表し外壁・無塗装外壁）



g. 調査結果の分類

目視調査の結果は、外壁の種類に応じた劣化度判定フローに示すとおり、劣化の程度毎に4段階に分類し整理を行います。

修繕の必要性が最も低いものから順に「A」～「C」、大規模修繕が必要なものを「E（D）」とします。

ランク「A」	補修の必要がない
ランク「B」	外壁、塗装の部分補修またはシーリング部の補修が必要
ランク「C」	塗装が劣化、全面塗装が必要
ランク「E（D）」	外壁及び構造体が劣化、大規模修繕が必要（モルタル、タイル、板状の仕上げ外壁等のため構造体の劣化状況が確認できない）

③調査結果

a. 施設全体の劣化状況

劣化状況調査対象 40 施設のうち、大規模修繕が必要な「E（D）ランク」は 5 施設（12.5%）、全面塗装が必要とされる「C ランク」はなし、各部の部分補修が必要とされる「B ランク」は 20 施設（50.0%）、当面修繕の必要性がない「A ランク」は 15 施設（37.5%）となっています。

また、修繕の必要性がある「E（D）」から「B」ランクの施設数が 25 施設となっており、対象施設の 62.5%を占めています。

表 1-6 劣化度ランク別施設数

ランク	施設数	構成比	修繕の必要性
A	15	37.5%	補修の必要がない
B	20	50.0%	外壁、塗装の部分補修またはシーリング部の補修が必要
C	0	0.0%	塗装が劣化、全面塗装が必要
E（D）	5	12.5%	外壁及び構造体が劣化、大規模修繕が必要（モルタル外壁等のため構造体の劣化状況が確認できない）
合計	40	100.0%	

b. 建設年別劣化状況

建設年度別の劣化状況の割合をみると、昭和 56 年以前に建設された施設で修繕の必要性がある「E (D) ～B」ランクの施設が 23 施設のうち 16 施設（69.6%）となっており、そのうち 4 施設（17.4%）が大規模修繕の必要性がある「E (D)」ランクとなっています。

また、昭和 57 年以降に建設された施設は 17 施設のうち 8 施設（47.1%）が部分補修の必要がある「B」ランクとなっており、1 施設（5.9%）が「E (D)」ランクとなっています。

図 1-21 建設年度別劣化状況

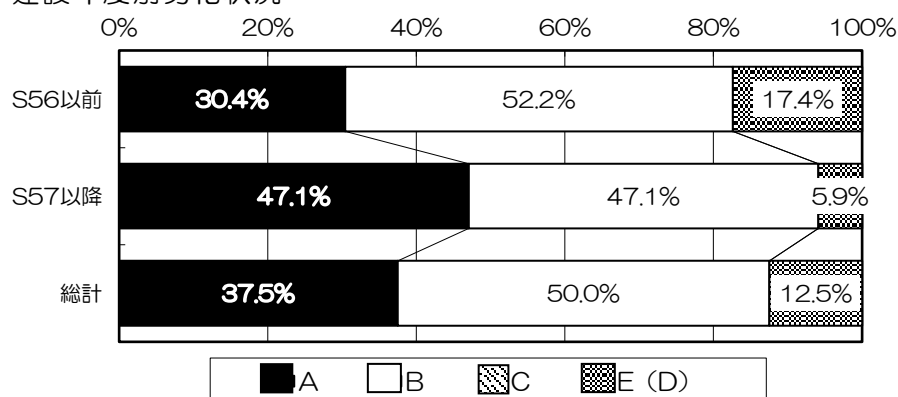


表 1-7 建設年度別劣化状況

	A	B	C	E (D)	総計
S56 以前	7 30.4%	12 52.2%	0 0.0%	4 17.4%	23 100.0%
S57 以降	8 47.1%	8 47.1%	0 0.0%	1 5.9%	17 100.0%
総計	15 37.5%	20 50.0%	0 0.0%	5 12.5%	40 100.0%

c. 施設区分別劣化状況

施設区分別劣化状況を見ると、その他施設の「E(D)」ランクが 3 施設（12.0%）と最も多くなっています。劣化度ランク別にみても大規模修繕が必要とされる「E(D)」ランクの施設のうち 3 施設（60.0%）をその他施設が占めています。

部分補修が必要とされる「B」ランクの施設は、調査対象施設の中でもっとも多く 20 施設（50.0%）を占めています。

図 1-22 施設区分別劣化施設数

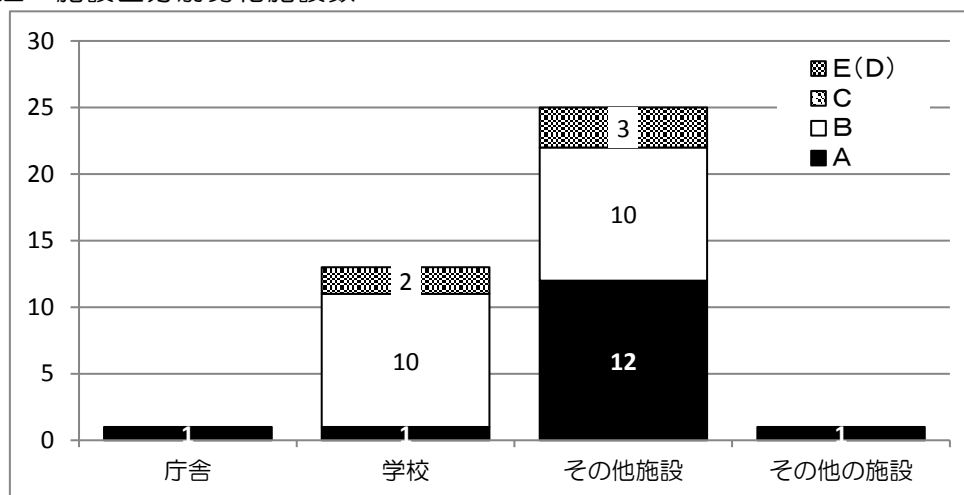


図 1-23 施設区分別劣化状況

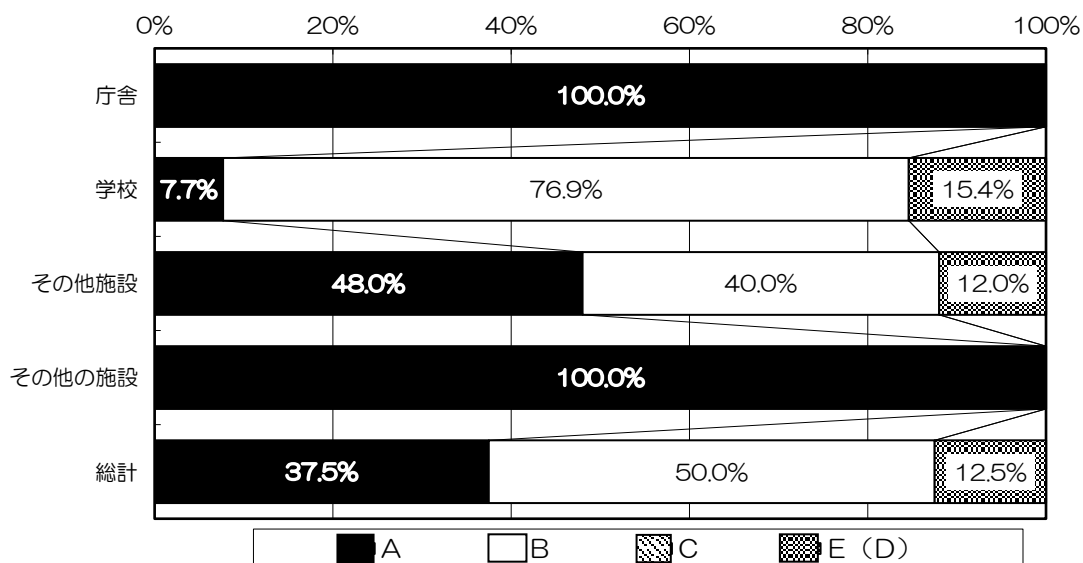


表 1-8 施設区分別劣化状況

区分	A	B	C	E (D)	総計
庁舎	1	0	0	0	1
学校	1	10	0	2	13
その他施設	12	10	0	3	25
その他の施設	1	0	0	0	1
総計	15 37.5%	20 50.0%	0 0.0%	5 12.5%	40 100.0%

表 1-9 劣化度ランク別施設区分

劣化度ランク	庁舎	学校	その他施設	その他の施設	総計
A	1 6.7%	1 6.7%	12 80.0%	1 6.7%	15 100.0%
B	0 0.0%	10 50.0%	10 50.0%	0 0.0%	20 100.0%
C	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -
E (D)	0 0.0%	2 40.0%	3 60.0%	0 0.0%	5 100.0%
総計	1 2.5%	13 32.5%	25 62.5%	1 2.5%	40 100.0%

d. 構造別劣化状況

構造別劣化状況をみると、施設数をもっとも多い鉄筋コンクリート造は 23 施設のうち 3 施設（13.0%）が大規模修繕が必要な「E（D）」ランクとなっており、部分修繕が必要な「B」ランクの施設とあわせると 14 施設（60.8%）となっています。鉄骨鉄筋コンクリート造は大規模修繕の必要がある「E（D）」ランクの施設が 1 施設（14.3%）あり、「B」ランクの施設が 6 施設（85.7%）となっています。

鉄骨造は大規模修繕の必要がある「E（D）」ランクの施設が 1 施設（10.0%）あり、「B」ランクの施設は 3 施設（30.0%）あります。

図 1-24 構造別劣化状況

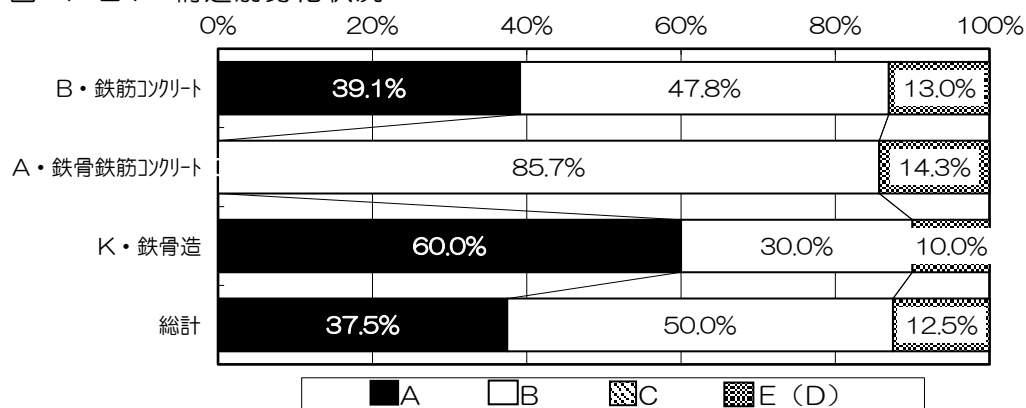


表 1-10 構造別劣化状況

構造	A	B	C	E (D)	総計
B・鉄筋コンクリート	9 39.1%	11 47.8%	0 0.0%	3 13.0%	23 100.0%
A・鉄骨鉄筋コンクリート	0 0.0%	6 85.7%	0 0.0%	1 14.3%	7 100.0%
K・鉄骨造	6 60.0%	3 30.0%	0 0.0%	1 10.0%	10 100.0%
総計	15 37.5%	20 50.0%	0 0.0%	5 12.5%	40 100.0%

e. 調査結果の概要

調査対象施設全体で大規模修繕の必要性がある「E（D）」ランクの施設は 5 施設（12.5%）となっており、構造は鉄筋コンクリート造 3 施設、鉄筋鉄骨コンクリート造 1 施設、鉄骨造 1 施設であり、施設区分は「学校」2 施設、「その他施設」3 施設となっています。建設年度をみると、新耐震基準前の昭和 56 年以前に建設された施設が 4 施設（80.0%）となっています。

全面塗装が必要な「C」ランクの施設はありません。

外壁、塗装、シーリング部の部分修繕が必要とされる「B」ランクの施設は 20 施設（50.0%）ともっとも多く、構造は多い順に、鉄筋コンクリート造 11 施設、鉄骨鉄筋コンクリート造 6 施設、鉄骨造 3 施設となっています。建設年度をみると、12 施設が新耐震基準前の昭和 56 年以前に建設されています。

表 1-11 建設年度別劣化状況施設の概要

建設年度	ID	A	B	C	E（D）
S41	38				美里別地区公民館
S43	3				本別中央小学校校舎
S45	4		本別中央小学校体育館		
	22		本別町体育館		
S47	20		ふれあい交流館		
S48	27	町民水泳プール			
	1	役場庁舎			
	21		養護老人ホーム		
S49	28		柔剣道場		
S51	37	美里別地区公民館			
S52	23		体力増進センター		
	19				特別養護老人ホーム
S54	39	美里別地区公民館			
	6	本別中学校体育館			
	8		仙美里小学校校舎		
	25		本別町図書館		
	18				本別南保育所
	17	本別町中央公民館			
S55	16	本別町老人福祉センター			
	14		勇足小学校校舎		
	24		歴史民俗資料館		
S56	15		勇足小学校体育館		
	9		仙美里小学校体育館		
S58	33		本別中央保育所		
S59	12		勇足中学校校舎		
S60	32	勇足グートボールハウス			
S61	5		本別中央小学校体育館		
	29	仙美里グートボールハウス			
S62	34	負籓グートボールハウス			
	35	美里別グートボールハウス			
	11				仙美里中学校校舎
S63	10		仙美里中学校体育館		
H2	36	健康管理センター			
H3	2		営農用水道浄水場		
	31	本別コミュニティセンター／行政財産分			
	40	本別コミュニティセンター（普通財産分）			
H4	26	ふれあい多目的アリーナ			
H5	7		本別中学校校舎		
H7	30		仙美里多目的集会施設／保育所		
H8	13		勇足中学校体育館		

表 1-12 施設区分別劣化状況施設の概要

管理区分	I D	A	B	C	E (D)
庁舎	1	役場庁舎			
学校	3				本別中央小学校校舎
	4		本別中央小学校体育館		
	5		本別中央小学校体育館		
	6	本別中学校体育館			
	7		本別中学校校舎		
	8		仙美里小学校校舎		
	9		仙美里小学校体育館		
	10		仙美里中学校体育館		
	11				仙美里中学校校舎
	12		勇足中学校校舎		
	13		勇足中学校体育館		
	14		勇足小学校校舎		
	15		勇足小学校体育館		
その他施設	2		営農用水道浄水場		
	16	本別町老人福祉センター			
	17	本別町中央公民館			
	18				本別南保育所
	19				特別養護老人ホーム
	20		ふれあい交流館		
	21		養護老人ホーム		
	22		本別町体育館		
	23		体力増進センター		
	24		歴史民俗資料館		
	25		本別町図書館		
	26	ふれあい多目的アリーナ			
	27	町民水泳プール			
	28		柔剣道場		
	29	仙美里ゲートボールハウス			
	30		仙美里多目的集会施設／保育所		
	31	本別コミュニティセンター／行政財産分			
	32	勇足ゲートボールハウス			
	33		本別中央保育所		
	34	負簾ゲートボールハウス			
	35	美里別ゲートボールハウス			
	36	健康管理センター			
	37	美里別地区公民館			
	38				美里別地区公民館
	39	美里別地区公民館			
その他の施設	40	本別コミュニティセンター（普通財産分）			

劣化度判定結果

施設概要															劣化度 ランク	
ID	共通名称	固有名称	構造	調査日	外壁仕様	主な 塗仕上げ仕様	主な 屋上防水仕様	構造的な箇所の有無	判定		外壁・シーリング 劣化率	判定	屋上防水 判定	劣化度 ランク		
									判定	評価						
1	4440 庁舎	役場庁舎	B・鉄筋コンクリート	11月17日	コンクリート打ち直し	複層、厚付塗材	板金	なし	5	維持保全	0%	維持保全	維持保全	A		
2	4457 水道施設	宮農用水道浄水場	B・鉄筋コンクリート	11月20日	ALC	複層、厚付塗材	板金	なし	8	維持保全	91%	大規模修繕	維持保全	B		
3	4463 本別中央小学校	校舎	B・鉄筋コンクリート	11月17日	コンクリート打ち直し	全塗材	板金	なし	35	大規模修繕	0%	維持保全	部分修繕	E(D)		
4	4465 本別中央小学校	体育館	B・鉄筋コンクリート	11月17日	コンクリート打ち直し	全塗材	板金	なし	20	部分修繕	0%	維持保全	部分修繕	B		
5	4470 本別中央小学校	体育館	A・鉄骨鉄筋コンクリート	11月17日	コンクリート打ち直し	複層、厚付塗材	板金	なし	10	部分修繕	0%	維持保全	維持保全	B		
6	4475 本別中央小学校	体育館	B・鉄筋コンクリート	11月18日	コンクリート打ち直し	全塗材	板金	なし	0	維持保全	0%	維持保全	維持保全	A		
7	4480 本別中央小学校	校舎	A・鉄骨鉄筋コンクリート	11月18日	コンクリート打ち直し	複層、厚付塗材	板金	なし	15	部分修繕	0%	維持保全	部分修繕	B		
8	4490 仙美里小学校	校舎	B・鉄筋コンクリート	11月19日	コンクリート打ち直し	全塗材	板金	なし	10	部分修繕	22%	大規模修繕	要診断	B		
9	4491 仙美里小学校	体育館	A・鉄骨鉄筋コンクリート	11月19日	コンクリート打ち直し	全塗材	板金	なし	5	維持保全	0%	維持保全	維持保全	B		
10	4497 仙美里中学校	体育館	A・鉄骨鉄筋コンクリート	11月19日	コンクリート打ち直し	複層、厚付塗材	板金	なし	0	維持保全	0%	維持保全	維持保全	B		
11	4498 仙美里中学校	校舎	A・鉄骨鉄筋コンクリート	11月19日	コンクリート打ち直し	全塗材	板金	なし	45	大規模修繕	0%	維持保全	維持保全	E(D)		
12	4500 勇足中学校	校舎	B・鉄筋コンクリート	11月20日	コンクリート打ち直し	全塗材	板金	なし	15	部分修繕	18%	部分修繕	維持保全	B		
13	4501 勇足中学校	体育館	B・鉄筋コンクリート	11月20日	コンクリート打ち直し	全塗材	板金	なし	15	部分修繕	13%	部分修繕	維持保全	B		
14	4506 勇足小学校	校舎	A・鉄骨鉄筋コンクリート	11月19日	コンクリート打ち直し	全塗材	板金	なし	10	部分修繕	0%	維持保全	維持保全	B		
15	4507 勇足小学校	体育館	A・鉄骨鉄筋コンクリート	11月19日	コンクリート打ち直し	全塗材	板金	なし	20	部分修繕	0%	維持保全	部分修繕	B		
16	4740 民生施設	本別町老人福祉センター	B・鉄筋コンクリート	11月16日	タイル	全塗材	アスファルト露出	なし	4	維持保全	4%	維持保全	維持保全	A		
17	4744 社会教育施設	本別町中央公民館	B・鉄筋コンクリート	11月16日	タイル	全塗材	アスファルト露出	なし	4	維持保全	4%	維持保全	維持保全	A		
18	4748 保育所	特別養護老人ホーム	B・鉄筋コンクリート	11月16日	コンクリート打ち直し	全塗材	板金	なし	40	大規模修繕	3%	維持保全	維持保全	E(D)		
19	4751 民生施設	ふれあい交流館	B・鉄筋コンクリート	11月16日	コンクリート打ち直し	複層、厚付塗材	板金	なし	35	大規模修繕	2%	維持保全	大規模修繕	E(D)		
20	4755 民生施設	養護老人ホーム	B・鉄筋コンクリート	11月16日	コンクリート打ち直し	複層、厚付塗材	板金	なし	20	部分修繕	0%	維持保全	維持保全	B		
21	4763 体育施設	本別町体育館	B・鉄筋コンクリート	11月17日	コンクリート打ち直し	全塗材	板金	なし	20	部分修繕	29%	大規模修繕	維持保全	B		
22	4763 体育施設	体力増進センター	K・鉄骨造	11月17日	タイル(モルタル)	複層、厚付塗材	板金	なし	25	部分修繕	0%	維持保全	維持保全	B		
23	4764 体育施設	歴史民俗資料館	K・鉄骨造	11月17日	ALC	複層、厚付塗材	板金	なし	28	部分修繕	0%	維持保全	維持保全	B		
24	4765 社会教育施設	本別町図書館	A・鉄骨鉄筋コンクリート	11月17日	コンクリート打ち直し	全塗材	保線防水(砂利敷)	なし	0	維持保全	12%	部分修繕	維持保全	B		
25	4766 社会教育施設	ふれあい多目的アリーナ	B・鉄筋コンクリート	11月17日	コンクリート打ち直し	複層、厚付塗材	アスファルト露出	なし	10	部分修繕	4%	維持保全	維持保全	B		
26	4767 体育施設	町民水泳プール	K・鉄骨造	11月18日	ALC	複層、厚付塗材	樹脂板	なし	7	維持保全	0%	維持保全	維持保全	A		
27	4777 体育施設	柔剣道場	K・鉄骨造	11月17日	樹脂板(サイディング)	複層、厚付塗材	樹脂板	なし	28	部分修繕	0%	維持保全	維持保全	B		
28	4778 体育施設	仙美里ギートボールハウス	K・鉄骨造	11月17日	ALC	全塗材	板金	なし	0	維持保全	23%	大規模修繕	維持保全	B		
29	4788 ギートボールハウス	仙美里ギートボールハウス	K・鉄骨造	11月18日	樹脂板(板金)	全塗材	樹脂板	なし	28	部分修繕	0%	維持保全	維持保全	A		
30	4790 保育所	仙美里多目的集会所/保育所	B・鉄筋コンクリート	11月18日	コンクリート打ち直し	全塗材	樹脂板	なし	25	部分修繕	0%	維持保全	維持保全	B		
31	4793 コミュニティセンター	本別コミュニティセンター/行政財産分	B・鉄筋コンクリート	11月20日	コンクリート打ち直し	複層、厚付塗材	板金・遮風防水	なし	0	維持保全	0%	維持保全	維持保全	A		
32	4795 ギートボールハウス	勇足ギートボールハウス	K・鉄骨造	11月18日	コンクリート打ち直し	全塗材	樹脂板	なし	10	維持保全	0%	維持保全	維持保全	B		
33	4811 保育所	本別中央保育所	B・鉄筋コンクリート	11月19日	樹脂板(板金)	全塗材	板金	なし	1	維持保全	1%	維持保全	維持保全	A		
34	4823 ギートボールハウス	負殿ギートボールハウス	K・鉄骨造	11月18日	樹脂板(板金)	全塗材	樹脂板	なし	1	維持保全	0%	維持保全	維持保全	A		
35	4828 ギートボールハウス	美里別ギートボールハウス	K・鉄骨造	11月18日	樹脂板(板金)	全塗材	樹脂板	なし	1	維持保全	0%	維持保全	維持保全	A		
36	4833 民生施設	健康管理センター	B・鉄筋コンクリート	11月18日	タイル	全塗材	シート露出	なし	14	維持保全	0%	維持保全	維持保全	A		
37	4844 社会教育施設	美里別地区公民館	B・鉄筋コンクリート	11月20日	コンクリート打ち直し	全塗材	板金	なし	0	維持保全	0%	維持保全	維持保全	A		
38	4845 社会教育施設	美里別地区公民館	B・鉄骨造	11月20日	コンクリート打ち直し	全塗材	板金	なし	45	大規模修繕	0%	維持保全	大規模修繕	E(D)		
39	4846 社会教育施設	美里別地区公民館	B・鉄筋コンクリート	11月20日	コンクリート打ち直し	全塗材	板金	なし	0	維持保全	0%	維持保全	維持保全	A		
40	5095 コミュニティセンター	本別コミュニティセンター(普通財産分)	B・鉄筋コンクリート	11月18日	コンクリート打ち直し	複層、厚付塗材	板金・遮風防水	なし	0	維持保全	0%	維持保全	維持保全	A		

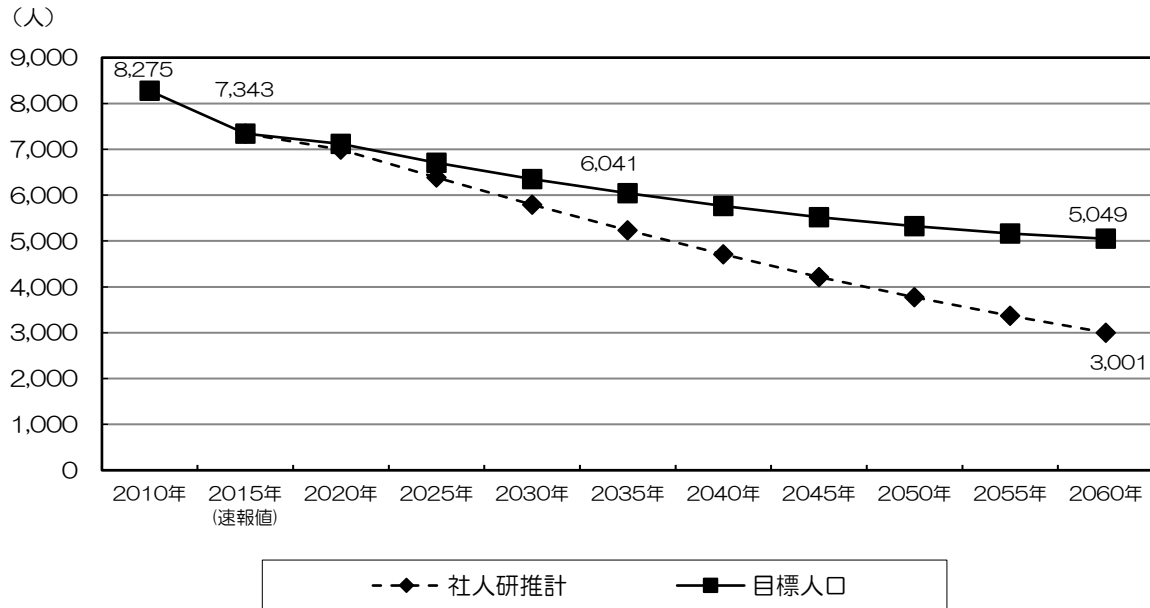
ランク	施設数	構成比	修繕の必要性
A	15	37.5%	修繕の必要がない
B	20	50.0%	外壁、塗装の部分補修またはシーリング部の補修が必要
C	0	0.0%	塗装が劣化、全面塗装が必要
E(D)	5	12.5%	外壁及び構造体が劣化、大規模修繕が必要(モルタル外壁等のため構造体の劣化状況が確認できない)
合計	40	100.0%	

将来人口の推移

本町における将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成 27 (2015) 年以降も減少を続け、令和 42 (2060) 年には約 3,001 人 (平成 22 (2010) 年人口の 36%) になると予想されます。

本別町人口ビジョンにおける展望人口は、令和 42 (2060) 年で 5,049 人 (平成 22 (2010) 年人口の 61%) と設定しています。

図 1-25 総人口の推移



(単位：人)

	国勢調査		推計								
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
社人研推計	8,275	7,343	6,991	6,388	5,795	5,231	4,710	4,216	3,773	3,370	3,001
目標人口	8,275	7,343	7,118	6,709	6,349	6,041	5,767	5,519	5,323	5,164	5,049

資料：本別町人口ビジョン（社人研推計）

財政の状況

(1) 歳入の状況

令和3年度の普通会計を基に本町の歳入の状況をみると、町税（地方税）が約9億5千万円で、地方交付税が約32億7千万円となっています。町税をはじめとする自主財源は全体の26.0%であるのに対し、地方交付税をはじめとする依存財源は74.0%となっています。

図 1-26 歳入の推移

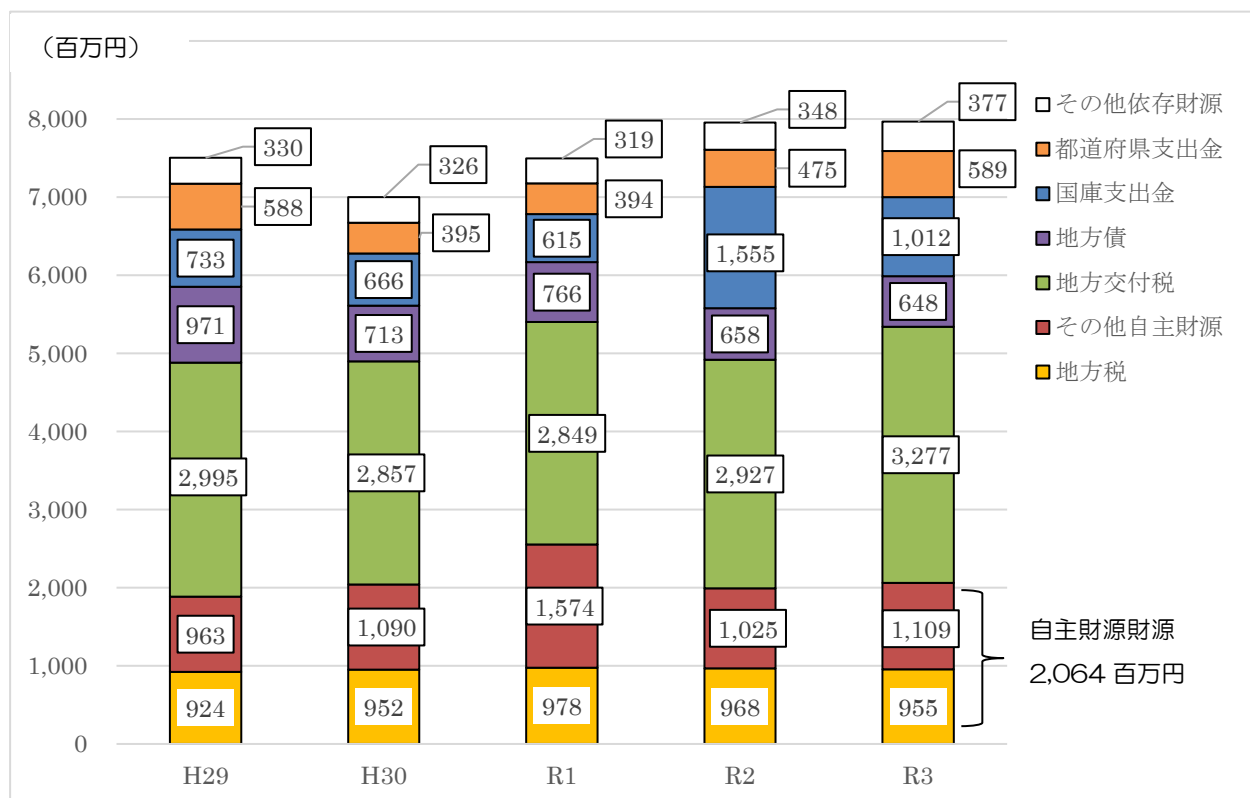
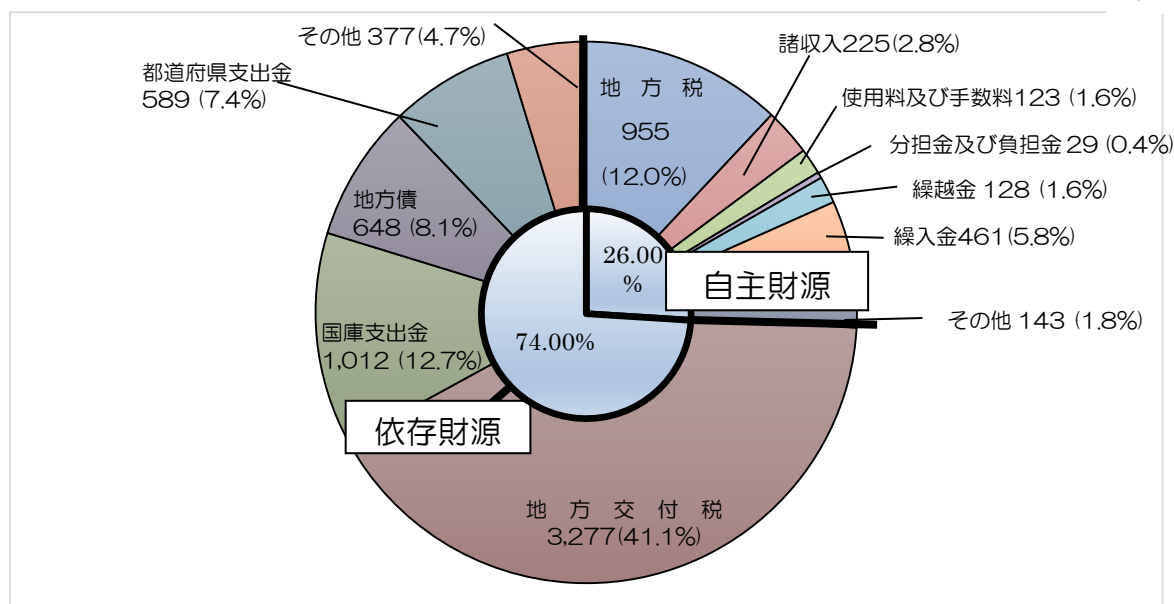


図 1-27 令和3年度決算 歳入の内訳

単位：百万円



令和3年度歳入総額：7,967 百万円

(2) 歳出の状況

歳出の状況を見ると、投資的経費はおおよそ 10～15 億円で推移していましたが、令和 3 年度は約 11 億 6 千万円となっています。令和 3 年度における義務的経費の全体に占める割合は 34.4%です。

図 1-28 歳出の状況

(百万円)

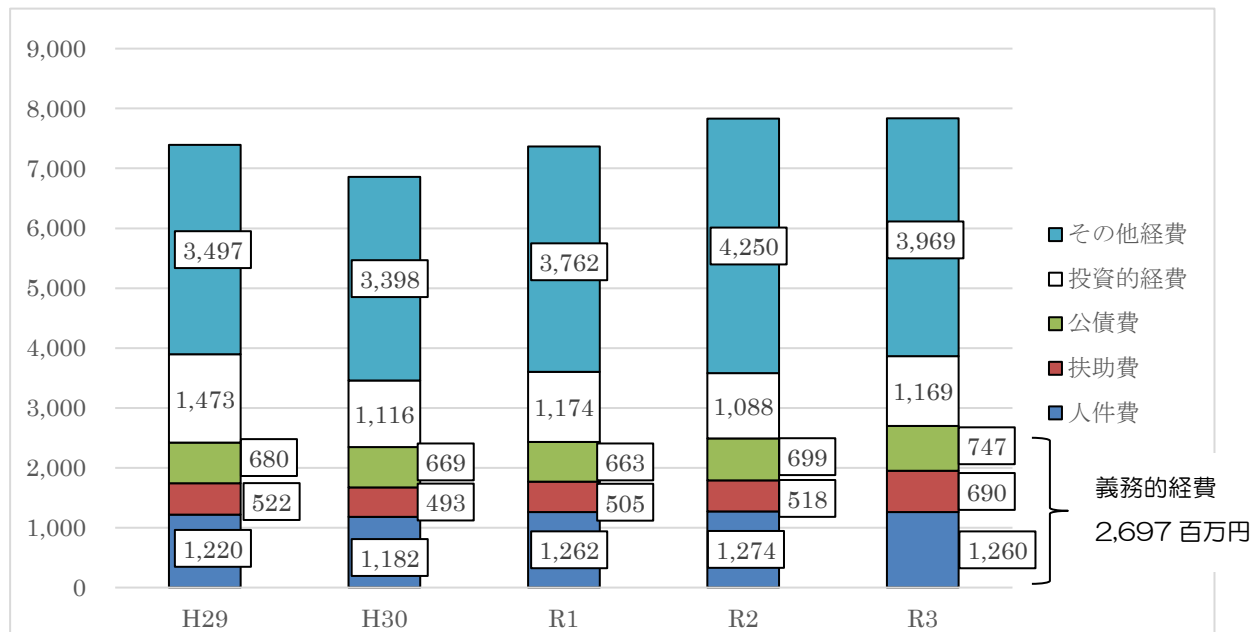
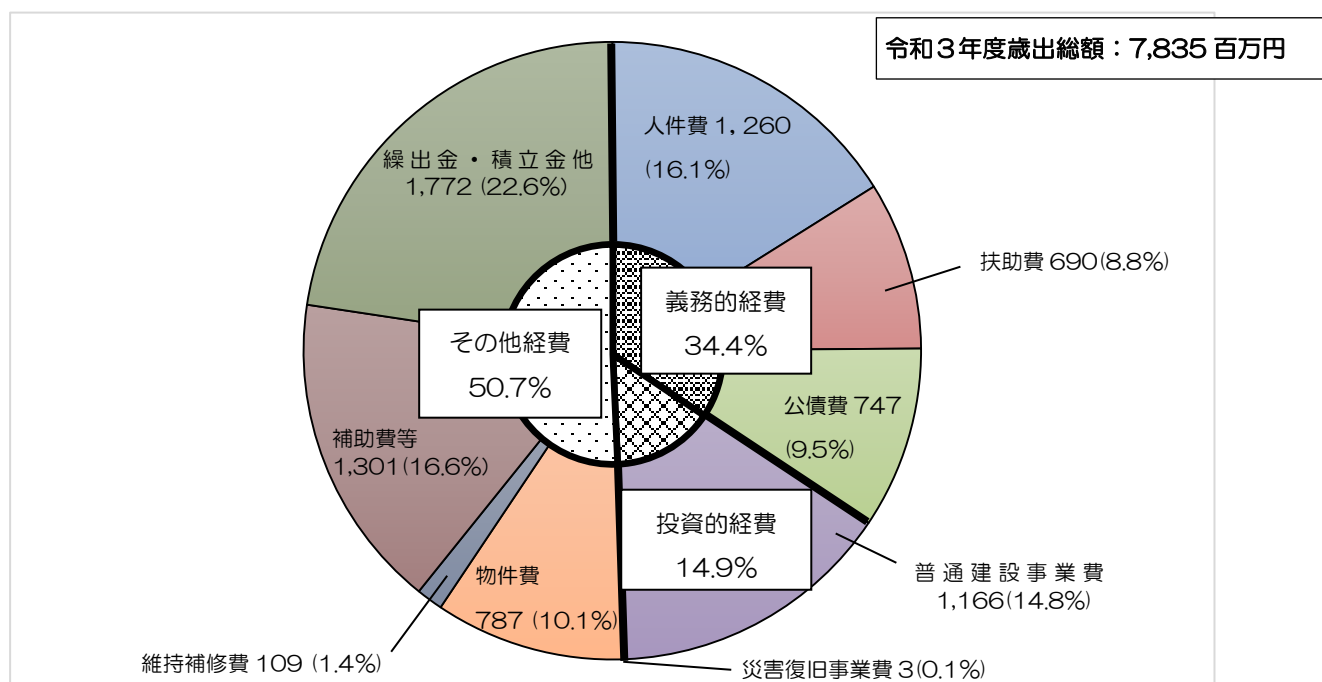


図 1-29 令和 3 年度決算 歳出の内訳

単位：百万円



更新費用の推計にあたっては、総務省による更新費用試算ソフト（Excel2007 形式）を自治体 PFI／PPP 調査研究会における検討結果を踏まえて改修した「公共施設等更新費用試算ソフト(Ver.2.10)」を使用しました。

現在の建築系公共施設（ハコモノ）、道路、橋りょう、上下水道を保有し続けた場合の、今後 40 年間の更新にかかる費用をシミュレーションにより推計します。

（１）建築系公共施設

更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定します。延床面積に更新（建替）単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

①シミュレーション条件

- ・今後新たな建設は行わない。
- ・建設後 60 年で更新（建替）を実施する。建替期間は 3 年とする。更新費は建設費と同額とする。単年度に負担が集中しないように建て替え時は費用を 3 年間に分割する
- ・建設後 40 年で大規模改修を実施する。修繕期間は 2 年とする。改修時の費用は 2 年間に分割する。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は無視する。
- ・大規模改修および更新（建替）単価はつぎのとおりとする。

表 1-13 大規模改修および建替単価 (単位：万円/㎡)

大分類	大規模改修	更新（建替）
文化系施設	25	40
社会教育系施設	25	40
スポーツ・レクリエーション系施設	20	36
産業系施設	25	40
学校教育系施設	17	33
子育て支援施設	17	33
保健・福祉施設	20	36
医療施設	25	40
行政系施設	25	40
公営住宅	17	28
公園	17	33
供給処理施設	20	36
その他	20	36

②更新費用の見通し

a. 年当たりの平均費用

次図は過去 5 年間の建築系公共施設全体に対する投資的経費の実績（2010～2014 年度までの表示）と、今後 40 年間にかかると予想される更新費用の推計値（2015 年度以降の表示）です。

今後 40 年間、現在あるすべての公共施設約 11 万㎡を保有し続けた場合にかかる更新費用は 484.1 億円となり、年平均では 12.1 億円となります。過去 5 年間の投資的経費の実績（既存更新分及び新規整備分）は年平均 5.01 億円（グラフ中の赤色水平線）ですが、これの約 2.4 倍に相当します。

b. ピーク

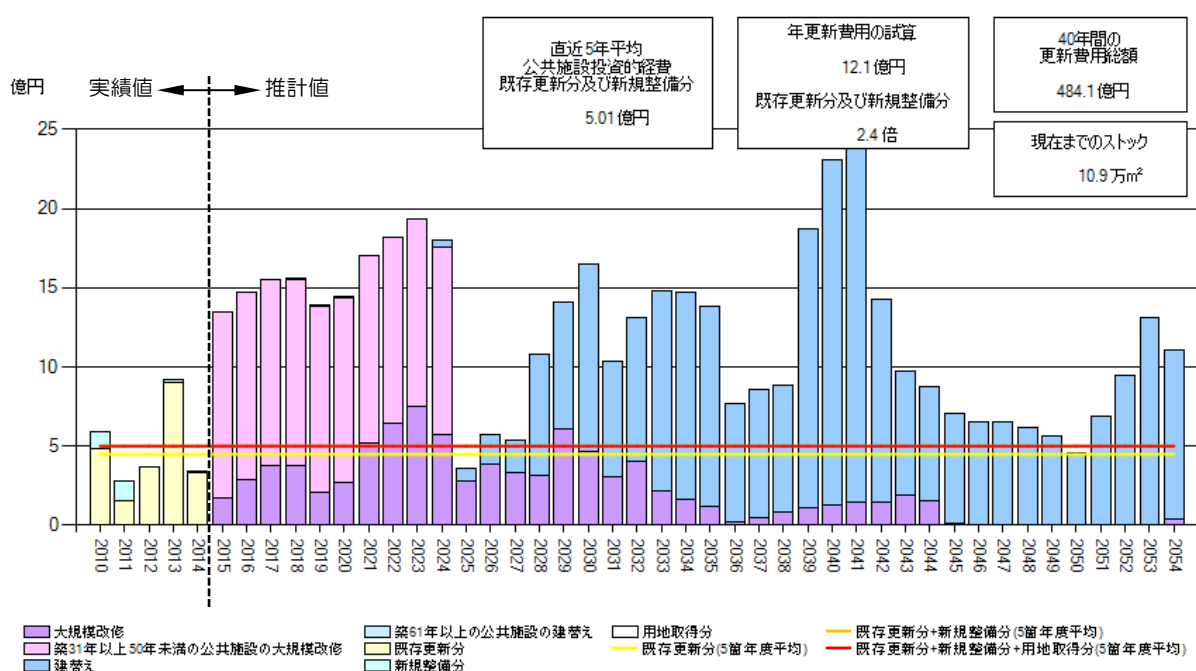
まず今後 2024 年度までに大規模改修等に多くの費用がかかる時期が続きます。その後、建替えの費用が増加し、2041 年度にピークが訪れます。

c. 費用内訳

今後 10 年間に「築 31 年以上 50 年未満の公共施設の大規模改修」にまとまった費用が必要になります※。また今後 20 年間に「大規模改修」にかかる費用も一定の割合を占めるようになります。約 20 年後以降から「建替え」に対する費用が多くを占めるようになります。

※大規模改修が実施されなければならない築後 30 年を、現時点ですでに経過している施設が存在します。改修はすぐに実施することになりますが、ここでは改修費用の総額を今後 10 年間に割り振っています。

図 1-30 建築系公共施設全体の更新費用



(2) 道路

道路整備面積を更新年数で割った面積を、1 年間の舗装部分更新量と仮定し、これに更新単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

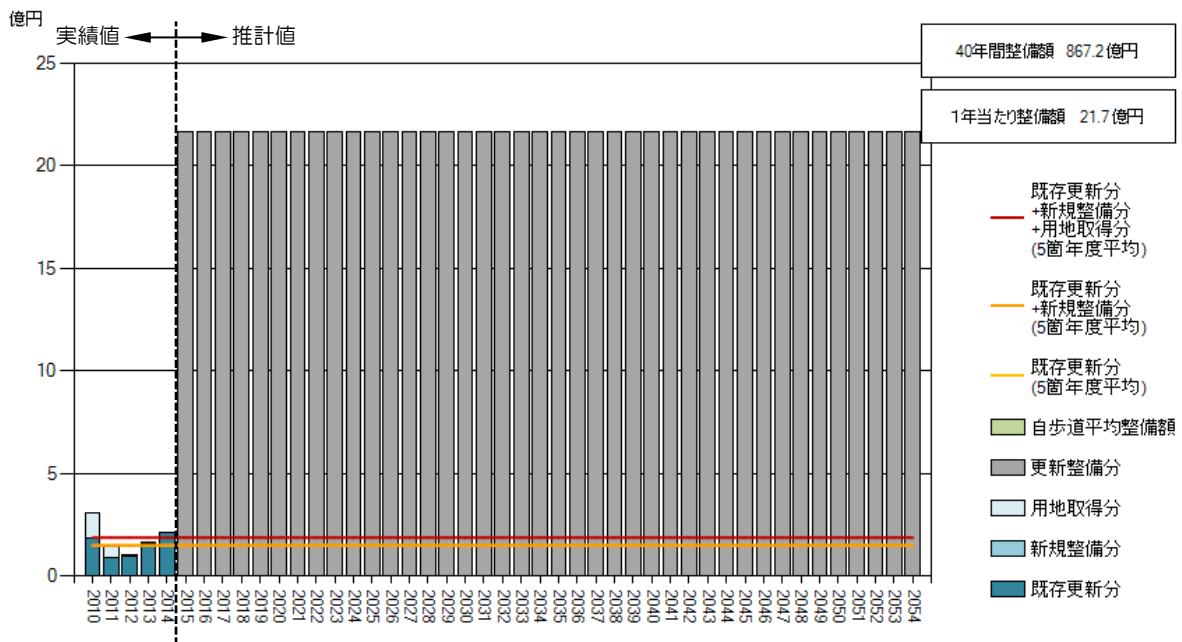
①シミュレーション条件

- ・今後新たな整備は行わない。
- ・舗装の耐用年数を 15 年とし、道路の全整備面積をこの 15 年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定する。
- ・更新単価は、4,700 円/㎡とする。

②更新費用の見通し

40 年間にかかる費用総額は 867.2 億円で、年当たりでは 21.7 億円です。全道路面積の 15 分の 1 を毎年更新するため、毎年必要な費用は一定になります。過去 5 年間の投資的経費の実績は年平均 1.9 億円（グラフ中の赤色水平線）であるため、年当たりの必要経費はこれの約 11 倍に相当します。

図 1-31 道路の更新費用



(3) 橋りょう

橋りょう面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

①シミュレーション条件

- ・今後新たな整備は行わない。
- ・整備した年度から法定耐用年数の 60 年を経た年度に更新すると仮定する。
- ・更新単価はつぎのとおりとする。

RC 橋 : 425 千円/㎡

PC 橋 : 425 千円/㎡

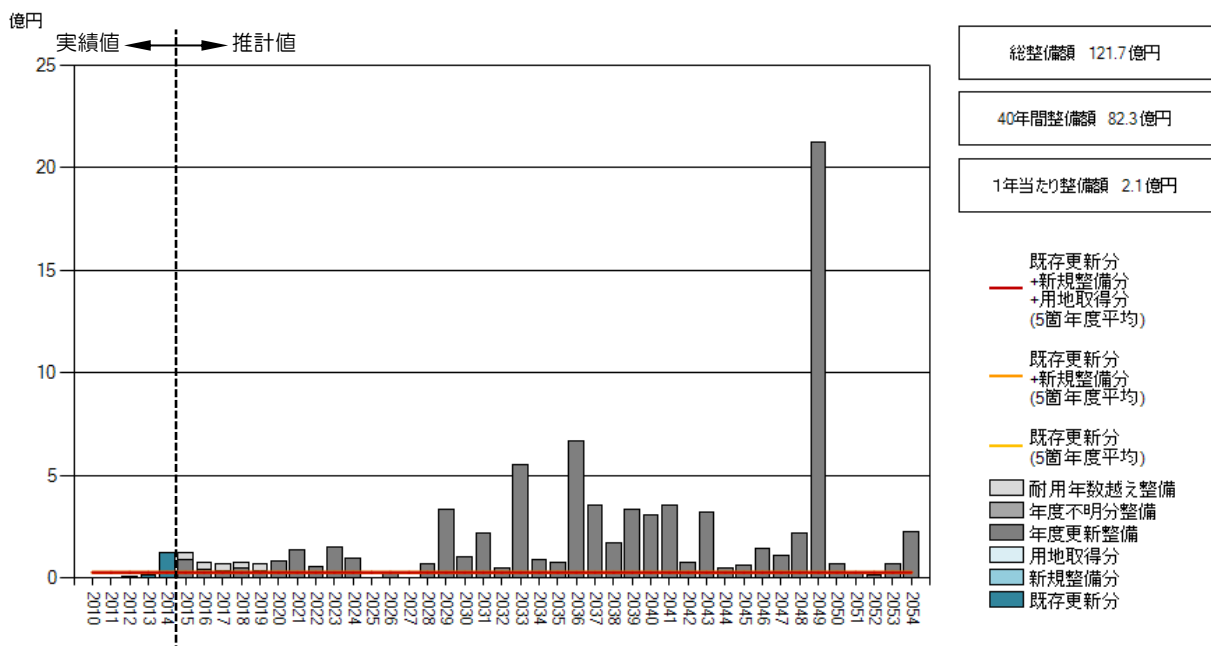
鋼橋 : 500 千円/㎡

木橋その他 : 425 千円/㎡

②更新費用の見通し

40 年間にかかる費用総額は 82.3 億円で、年当たりでは 2.1 億円です。年度別に金額の差がありますが、5 億円以上の費用が必要となる年度もあります。特に 2049 年度は 20 億円以上の費用が必要となります。

図 1-32 橋りょうの更新費用



(4) 上水道

延長長さ更新単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

①シミュレーション条件

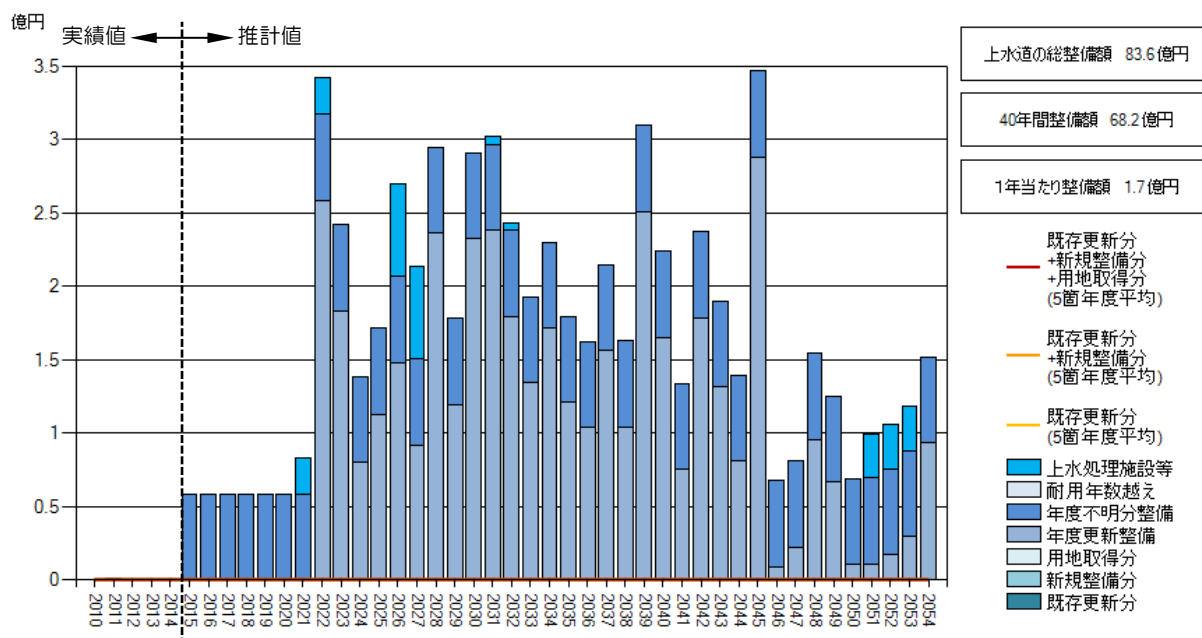
- ・今後新たな整備は行わない。
- ・整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新すると仮定する。
- ・更新単価はつぎのとおりとする。

導水管	300 mm未満:	100 千円/㎡
送水管	300 mm未満:	100 千円/㎡
配水管	50 mm以下:	97 千円/㎡
	75 mm以下:	97 千円/㎡
	100 mm以下:	97 千円/㎡
	125 mm以下:	97 千円/㎡
	150 mm以下:	97 千円/㎡
	350 mm以下:	111 千円/㎡

②更新費用の見通し

40年間にかかる費用総額は68.2億円で、年当たりでは1.7億円です。

図 1-33 上水道の更新費用



(5) 下水道

延長長さに更新単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

①シミュレーション条件

- ・今後新たな整備は行わない。
- ・整備した年度から法定耐用年数の50年を経た年度に更新すると仮定する。
- ・管径別更新単価はつぎのとおりとする。

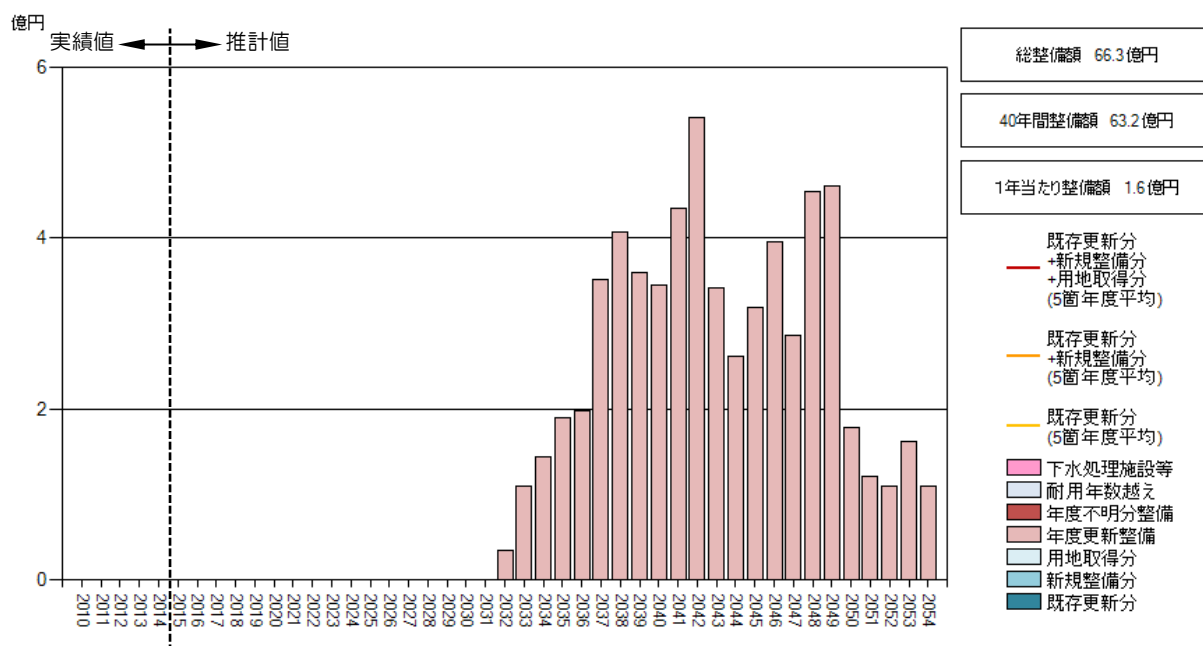
250 mm以下：	61 千円/㎡
251～500 mm：	116 千円/㎡
501～1000 mm：	295 千円/㎡
1001～2000 mm：	749 千円/㎡
2001～3000 mm：	1,690 千円/㎡
3001 mm以上：	2,347 千円/㎡

- ・下水道施設（建物）については、建築系公共施設の試算方法にならない加算する。

②更新費用の見通し

40年間にかかる費用総額は63.2億円で、年当たりでは1.6億円です。

図 1-34 下水道の更新費用



(6) 公共施設等全体のまとめ

各項目の更新費用の見通しをまとめると、40 年間にかかる費用総額は 1,565 億円で、年当たりでは 39.1 億円です。過去5年間の投資的経費の実績（既存更新分及び新規整備分）は年平均 7.2 億円（グラフ中の赤色水平線）ですが、これの 5.4 倍に相当します。

更新費用の項目別割合をみると、道路が最も高く全体の 55.4%を占め、次いで建築系公共施設が 30.8%となっています。

図 1-35 公共施設等全体の更新費用

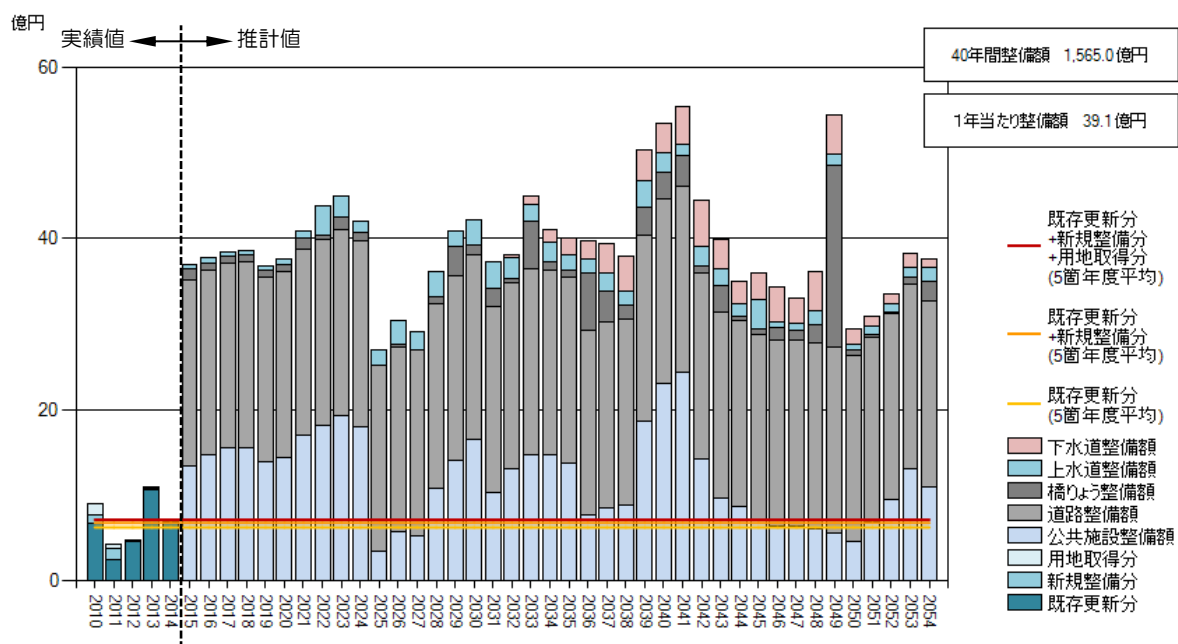
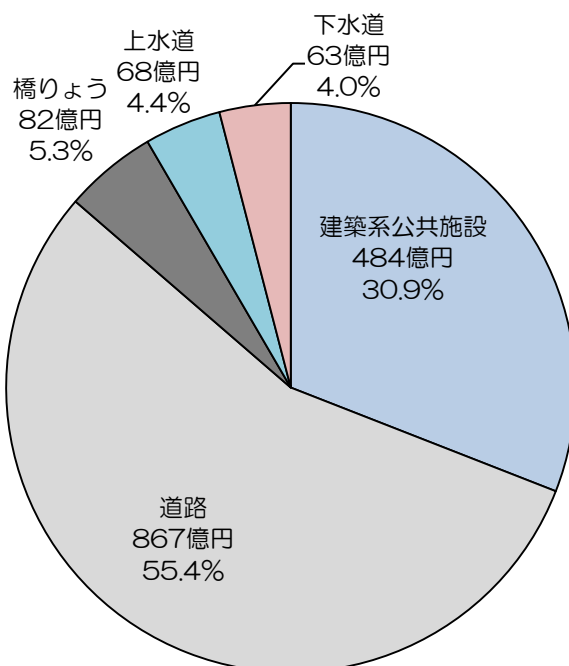


図 1-36 項目別 40 年間整備額構成比



(1) 公共施設等の現況と更新費用の見通し

本町は、建築系公共施設 156 施設、543 棟、109,663 m²のほか、道路・橋りょう・下水道等のインフラ系公共施設を保有しています

今後 40 年間、現在あるすべての公共施設等を保有し続けた場合にかかる更新費用の総額は 1,565 億円、年平均では 39.1 億円となり近年の投資的経費実績額の 5.4 倍に相当します。

更新費用の項目別割合をみると、建築系公共施設が 3 割を占めており、現在の公共施設を全て更新していくことは困難であるといえ、保有施設総量について検討する必要があります。

インフラ系施設についても、道路は一定の経費が将来的に必要となり、今後は多くの費用が必要となります。まちづくりの方針に併せてインフラ系施設の計画的な管理を進める必要があります。

更新費用の推移をみると、今後 40 年間で断続的に大きく膨らむ時期があるなど年度によってバラつきがみられるため、特定の期間に多くの費用がかかることを防ぐための費用の平準化が必要です。

(2) 将来人口の見通し

本町の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成 22 年の 8,275 人から、令和 42 年には約 64%減の約 3,000 人とされています。

本別町人口ビジョンにおいては、総合戦略における施策効果を期待し、人口減少のペースを落とすような目標を掲げていますが、それでも令和 42 年には 39%減と見込んでいます。

こうした将来の人口減に対応し、公共施設総量の適切な調整を検討する必要があります。

(3) 建築系公共施設の劣化度

40 施設の劣化度に関する調査結果では、5 施設が「外壁及び構造体が劣化、大規模修繕が必要」と評価されました。これらの施設については早急な対応を求められますが、他の同種施設や地区内施設等との総合的な管理計画を定め対応を図ることが必要です。

一方で、20 棟が「外壁、塗装、シーリング部の部分修繕が必要」と評価されています。これらの施設については、建物の長寿命化を図るために、予防保全的な修繕を計画的に実施し管理していく必要があります。

また、定期的に劣化状況等既存施設の点検・調査による管理を実施することにより、施設の劣化を防ぐことが必要です。

2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(1) 理念と目標

本計画では、公共施設等マネジメントの理念と目的を以下に定めます。

これは、将来のまちづくりの第一歩として公共施設のあり方を決めるに当たり、町と住民がお互いに歩み寄り、ともにふさわしい公共施設のあり方を考えることを目指しています。

①理念

本別町の公共施設等全体を貴重な資産と捉え、住民と問題意識を共有し、協働で公共施設等の将来の方向性の確立に向けて取組めます。

②目標

効率的な維持管理等の実施による公共施設等の長寿命化や、効果的な公共施設の利活用促進や統廃合を進めることによる施設保有量の最適化などを計画的に進めることによって、将来の財政負担を軽減することを目的とし、住民サービスの水準と健全な行財政運営との均衡を図り、安全で安心な公共施設等の構築を進めます。

(2) 計画期間

本計画は、将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な公共施設等に係る経費の削減と平準化を図るため、計画期間は、平成 29 年度～68 年度までの 40 年とします。

尚、上位計画である総合計画の進捗状況や人口動向等の社会情勢の変化等によって、適宜見直しを行うこととします。

(1) 取組体制

本計画の管理方針に基づく理念と目標を確実に前進させるために、総務課財務担当が中心となり、庁内の関係課・部局と連携し、各施設総体の状況を把握し一元的に管理する体制をつくり、以下の内容を庁内全体で共有します。

①関係部局との連携

効率的なマネジメントを実施していくために、関係課・部局と連携します。総務課財務担当が、公共施設等の管理について町財政を考慮しながら、関係課・部局に対して、マネジメントの意義や情報共有を適切に行い、連携強化に努めます。

②住民との協働

住民と行政の相互理解や共通認識の形成等、住民との協働の推進に向けた環境整備を行います。

③職員の意識改革

職員一人ひとりが、公共施設等マネジメントの意義を理解し、意識を持って取組み、住民サービスの向上のために創意工夫の取組みを実践していきます。

(2) 情報管理

公共施設等全体の情報に関して、固定資産台帳システムを活用し、以下のとおり管理します。

1. 各施設の基本情報や点検や改修等の情報を収集・蓄積し、固定資産台帳システムにより一元的に管理し、それを全庁的に共有し有効活用します。また、庁内において台帳情報を共有する環境の整備について検討します。
2. 各公共施設の管理と運営を円滑に進めるために、固定資産台帳システムによる情報整理に必要な標準的マニュアルを整備します。

(1) 公共施設等のコスト、数量に関する数値目標

現状のまま全ての施設を大規模改修・建替していくと、費用不足が発生します。対策として、つぎの2点が求められます。

- ・特定の期間に多くの費用がかかることを防ぐための、費用の平準化
- ・大規模改修・建替費用を下げるための、保有施設総量の削減

ここでは、近年の投資的経費実績の水準で、保有する施設量をどれくらい削減すれば、費用不足がどれくらい軽減されるかをシミュレーションします。

①シミュレーションの考え方

- ・平成22～26年度における本町の公共施設等に関する事業費の年平均額7.2億円を、将来にわたり毎年度確保できるものと仮定します。
- ・大規模改修・建替単価は44.1万円/㎡※（すべて町債を発行し、金利2%、25年元利均等返済を想定）とし、ここから大規模改修・建替費用の総額を求めます。これと上記7.2億円の差から、費用の「不足額」を求めます。

※40年間の大規模改修・建替費用総額484.1億円を総施設面積10.9万㎡で除したものの。

- ・施設の管理運営単価は2,300円/㎡とし、ここから管理運営費の総額を求めます。
- ・公共施設の保有面積を削減すると
 - 大規模改修・建替費用が削減され、「不足額」は小さくなります。
 - 施設の管理運営費が削減され、削減分を大規模改修・建替費用に充当することができます。
 これを「充当額」とします。
- ・10、20、30年後の各時点において、「不足額」「充当額」が均衡する保有面積削減量を求めます。

表 2-1 10、20、30 年後の各時点で大規模改修を迎えている施設 (単位：㎡)

	現在の 延床面積	10 年後 (H37)	20 年後 (H47)	30 年後 (H57)	40 年後 (H67)
行政系施設	4,076	3,162	4,076	4,076	4,076
学校教育系施設	26,497	24,221	25,453	26,497	26,497
社会教育系施設	2,777	2,777	2,777	2,777	2,777
公営住宅	31,665	22,471	28,199	31,665	31,665
文化系施設	9,314	8,044	9,171	9,314	9,314
スポーツ・レクリエーション系施設	8,677	8,462	8,481	8,677	8,677
保健・福祉施設	6,285	4,276	6,285	6,285	6,285
子育て支援施設	3,290	2,990	2,990	3,290	3,290
産業系施設	1,902	703	1,463	1,902	1,902
公園	1,697	1,004	1,609	1,697	1,697
供給処理施設	2,035	943	2,035	2,035	2,035
上水道施設	933	933	933	933	933
その他	10,516	7,637	10,509	10,516	10,516
合計	109,663	87,626	103,983	109,663	109,663

表 2-2 10、20、30 年後の各時点で建替時期を迎えている施設

(単位：㎡)

	現在の 延床面積	10 年後 (H37)	20 年後 (H47)	30 年後 (H57)	40 年後 (H67)
行政系施設	4,076	0	3,111	3,111	3,162
学校教育系施設	26,497	0	6,202	15,788	24,221
社会教育系施設	2,777	0	0	2,777	2,777
公営住宅	31,665	63	7,456	15,938	22,471
文化系施設	9,314	284	1,519	6,724	8,044
スポーツ・レクリエーション系施設	8,677	0	3,927	5,072	8,462
保健・福祉施設	6,285	0	1,229	3,354	4,276
子育て支援施設	3,290	0	194	2,679	2,990
産業系施設	1,902	50	50	492	703
公園	1,697	0	0	320	1,004
供給処理施設	2,035	0	0	726	943
上水道施設	933	933	933	933	933
その他	10,516	536	4,609	6,685	7,637
合計	109,663	1,866	29,230	64,599	87,626

②シミュレーション結果

実線は今後 10 年間（～2025 (H37)）、20 年間（～2035 (H47)）、30 年間（～2045 (H57)）における、削減された施設面積に応じた「不足額」です。点線はそれぞれの期間における施設面積の削減により生じた管理運営費の削減分（＝「充当額」）です。この実線と点線の交点が、「不足額」「充当額」の均衡点であり、その横軸の値がその期間までにおける適切な施設面積と考えることができます。

結果として、2025 年(H37)までの保有面積は現在の 72%(28%削減)、2035 年(H47)までは 65% (35%削減)、2045 (H57) まで 65% (35%削減)、2055 (H67) までは 73% (27%削減) となりました。上記を踏まえると、シミュレーション上の計画期間の施設保有面積の削減量の目安は 30%程度と考えられます。

表 2-3 施設延床面積の削減

	～2025 (H37)	～2035 (H47)	～2045 (H57)	～2055 (H67)
保有面積割合（現在比）	72%	65%	65%	73%
削減割合（現在比）	28%	35%	35%	27%

図 2-1 施設延床面積の削減と不足額・充当額

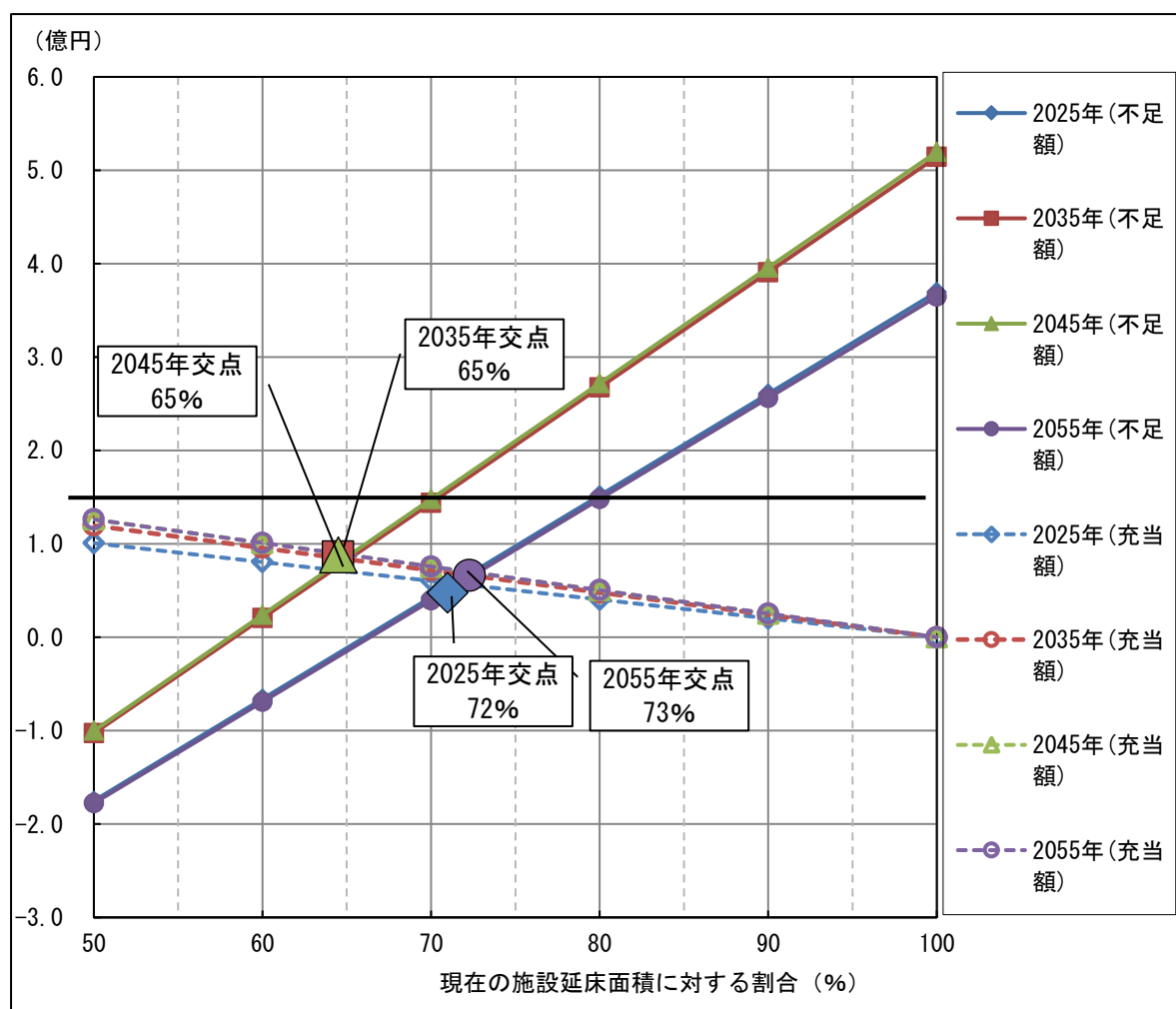


表 2-4 施設延床面積の削減と不足額

現在面積に対する割合	大規模改修・建替費用				不足額 (A-7.2 億円)			
	10 年	20 年	30 年	40 年	10 年	20 年	30 年	40 年
100%	10.9	12.3	12.4	10.8	3.7	5.1	5.2	3.6
90%	9.8	11.1	11.2	9.8	2.6	3.9	4.0	2.6
80%	8.7	9.9	9.9	8.7	1.5	2.7	2.7	1.5
70%	7.6	8.6	8.7	7.6	0.4	1.4	1.5	0.4
60%	6.5	7.4	7.4	6.5	-0.7	0.2	0.2	-0.7
50%	5.4	6.2	6.2	5.4	-1.8	-1.0	-1.0	-1.8
40%	4.4	4.9	5.0	4.3	-2.8	-2.3	-2.2	-2.9

表 2-5 施設延床面積の削減と充当額

現在面積に対する割合	充当額 (維持管理費削減額 億円)			
	10 年	20 年	30 年	40 年
100%	0.0	0.0	0.0	0.0
90%	0.2	0.2	0.3	0.3
80%	0.4	0.5	0.5	0.5
70%	0.6	0.7	0.8	0.8
60%	0.8	1.0	1.0	1.0
50%	1.0	1.2	1.3	1.3
40%	1.2	1.4	1.5	1.5

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等の管理に際しては、以下の4つを基本的な方針として、基本的な考え方を示します。

- ・住民ニーズへの適切な対応
- ・人口減少を見据えた整備更新
- ・協働の理念に基づく維持管理・運営
- ・町民参加による合意形成

①住民ニーズへの適切な対応

公共施設等は本来、住民の方々に公共サービスを提供するためのツールであり、適切に利用されて初めてその効果を発揮します。社会経済状況や時間の経過によって変化する住民ニーズを的確にとらえ、最大限に有効利用されることを目指します。

a. 用途転用又は複合化による既存公共施設の有効活用

建物は、長期間の使用を前提に整備されますが、その間に公共施設に期待する住民ニーズが変化する場合があります。この場合、建物を支える耐久性の高い構造躯体を活用しつつ、内装のみを改修する「用途(機能)転用」や一棟の建物に複数の機能を盛り込む「複合化」によって、住民ニーズの変化に適切に対応し、既存公共施設の有効利用に努めます。

b. 公平性に基づく受益者負担の適正化

公共施設の維持管理などに要する経費(コスト)は、本町の税などの一般財源と施設利用者による受益の対価(使用料等)から賄われています。公共施設の使用料などは、公共施設を利用する人としらない人との公平性に考慮して施設利用者には公平で適正な負担を求めることが重要です。また、社会経済環境の変化や利用実態に合わせて、使用料などを適切に設定します。

②人口減少を見据えた整備更新

本町の人口は、引き続き減少が見込まれています。新規施設の整備は最小限に抑制し、既存の公共施設を貴重な財産ととらえ、適切な維持管理によって、できる限り長期間使用します。

a. 人口動態などに基づいた全体面積・施設規模のコントロール

公共施設の整備・更新時期を迎えることによって、多額の更新費が見込まれます。また、公共施設を適切に維持管理・運営するためには、様々な費用が必要です。公共施設全体の延床面積を、本町の人口や人口構成の変化、費やせる財源などに沿って適切に調整します。この場合、本町における面積標準があれば、ひとつの判断基準になります。政策的には新設が必要な場合であっても、面積標準を参考に、全体の延床面積を一定の範囲内でコントロールしながら、費用対効果を十分に検証して整備することが重要です。

また、利用されていない施設の部分を撤去して、耐震性能などの空間の価値を高めながら、規模の適正化を図る「減築」といった手法も検討します。

不要と判断された施設は解体等により延床面積を縮減し、維持更新費の削減を行うとともに、削減された費用は他の設備の維持更新費に回すことにより、財源の負担を軽くすることを検討します。

b. 既存公共施設の長期使用と予防保全・機能改善

新耐震基準で整備された公共施設や耐震補強工事を行った公共施設は、定期的に修繕工事を実施することで長寿命化を図り、将来にわたり有効活用します。特に、有料で貸し出す公共施設を中心に、不具合発生の都度修理を行う「事後保全」から、事故が起こる前に計画的に実施する「予防保全」への転換を目指すことで、既存公共施設を良好な状態に保つことが重要です。

また、スロープや手すりなどのバリアフリー対応、太陽光発電設備などの環境対応、省エネ対策などで時代の要求に即した改修工事の実施に努めます。

c. 民間への整備補助と不要施設の売却

近年、公共的な役割を担う主体は多様化しています。行政が直接整備するよりも効果が見込める場合などには、民間や自治会、社会福祉法人、NPO 法人などに施設整備を補助し、公共サービスを提供してもらう方法も考えられます。

また、廃止した公共施設や不要と判断された施設を積極的に売却し、売却資金を次の整備費用や改修費用の一部として活用したり、基金として積み立てたりすることで、公共施設を通じて資金が循環するシステムの構築を図ります。

③民間活力の積極的な導入

簡素で効率的な町政運営のため、着実な行財政改革が重要ですが、一方で、町職員や財源などの行政資源には限界があります。公共施設の維持管理・運営や新規整備、修繕工事における資金調達について、多様な主体との協働の可能性を検討します。

a. 住民、民間企業、社会福祉法人、NPO 法人などの民間活力の導入

最近では、指定管理者制度、PFI、包括的民間委託など、これまで行政が担っていた役割を民間などが担う仕組みが整えられてきました。また地方自治法の改正により、これまで認められていなかった行政財産も、一定の条件の下で貸付けができるようになりました。

公共施設の維持管理・運営に、こうした民間活力を積極的に取り入れ、新規整備、修繕工事への民間資金の活用を積極的に進めることを検討します。公共施設の機能や役割に応じて、民間企業、社会福祉法人、NPO 法人、自治会、ボランティアなど、多様な主体の利点を活かし、協働での推進の可能性を検討します。

b. 公共施設を核としたコミュニティの醸成

協働の基本的な理念は、地域で必要とされる公共サービスを多様な主体が役割と責任に応じて担い、対等のパートナーとして連携し、地域にふさわしいまちづくりに取り組むことです。公共施設は、この住民協働型のまちづくりににおけるコミュニティの核となり得るものです。したがって、人口減少によって将来的に公共施設全体の延床面積を縮減させる場合でも、まちづくりや防災、地域の拠点など、コミュニティにおいて公共施設が担っている多様な役割に十分留意します。

④住民参加による合意形成

公共施設全体の延床面積縮減に伴う施設の統合や廃止に当たっては、住民の理解と合意形成

が重要です。住民にとっては総論賛成でも、自分が利用している施設の統廃合には反対という場合もあります。十分な話し合いによる合意形成を進めていきます。

(3) 公共施設等の管理に関する実施方針

公共施設等の管理に際しては、実施方針として 8 項目を設定し取組みます。

- ①点検・診断等の実施方針
- ②維持管理・修繕・更新等の実施方針
- ③安全確保の実施方針
- ④耐震化の実施方針
- ⑤長寿命化の実施方針
- ⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針
- ⑦統合や廃止の推進方針
- ⑧環境に配慮した公共施設の推進

点検・診断等の実施方針

- ・施設は、日常点検と定期点検・臨時点検を実施し、点検履歴の記録は老朽化対策等に活かします。
- ・診断等では、施設の安全性、耐久性、不具合性、適法性を必須項目として実施します。施設の長寿命化を図るために快適性、環境負荷性、社会性等についても評価を実施します。

a. 点検・保守・整備

建物は、数多くの部品、部材や設備機器などから構成されます。部材、設備は使い方や環境および経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させます。日常管理は、建物を維持管理するための日常の点検・保守によって建物の劣化及び機能低下を防ぎます。建物をいつまでも機能的に、美しく使っていくために、総合的な管理運営や実際の点検・保守・整備などを行います。

点検には、日常点検の他に、定期点検や臨時点検などがあり、みずから実施する場合と、専門家に依頼する場合があります。委託契約により実施している場合は、保守・点検・整備が契約どおりに実施されているかどうか、委託先から確実に報告を受け、実態を把握します。

保守・点検・整備は、その履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かしていきます。

b. 施設の診断

公共施設等の施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性および適法性について簡易な診断を実施することを検討します。また、施設の長寿命化を図るために、快適性、環境負荷性、社会性などの項目についても評価を検討します。

診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことを検討します。診断記録は集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・維持管理および修繕を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減します。
- ・公共施設等総合管理計画に基づく、長期修繕計画、中期修繕・改修計画を策定し、施設の適法性の管理、インフィル（内装・設備等）の計画的保全、および本計画の「統合や廃止の推進方針」と整合を図ります。

a. 維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃、警備保安が必要です。たとえば機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。修繕や小規模改修については、公共団体と管理会社が役割の分担を決めて速やかな対応ができる体制を構築します。

清掃は建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高め、また建物の劣化を防止として重要です。

廃棄物処理は、事業系の一般廃棄物について軽減施策を立案し実践します。

維持管理および修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減することを目指します。

b. 更新・改修の実施方針

不具合が発生したそのつど対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し計画的な保全を実施していくことが重要です。

また施設の経年変化には、法規の改正による既存不適格の発生も含まれるので、適法性の管理が必要です。

表 2-6 適法性の主な管理項目

適法性 管理	関 連 法 規 適 法 性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保健法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
		消防に関する法令	消防法
		条例に関する法令	条例
		環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法
		不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法
定 期 検 査 の 履 行	定 期 検 査 の 履 行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査、
		建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検

建物を長期にわたって有効に活用するためには、建築の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要です。そのためインフィルを適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくことが不可欠です。総合管理計画の具体的な計画となる長期修繕計画の策定、それまでの間に定期的な見直しを行う中期修繕・改修計画の展開が重要です。

更新の際には、安全性、法規適合性、構造性能、ランニングコストの低減等更新の理由を明確にするとともに、更新する場合は、まちづくりとの整合性を保ち公共施設のコンパクト化や効率化の観点から、土地や建物について、単独更新以外の統合や複合化について検討を行います。従って更新・改修の方針については、統合や廃止の推進方針と整合性を図る必要があります。

③ 安全確保の実施方針

- 重要な評価項目で危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。
- 施設によっては、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合があります。

公共施設における安全確保は、利用者の安全、資産や情報の保全が目的です。万一の事故・事件・災害に遭遇したときに損害を最小限にとどめ、俊敏に復旧する体制を平時から整えることは、施設管理者にとって最も重要な点です。

敷地安全性、建物安全性、火災安全性等の危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。施設によっては、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合があります。

表 2-7 （参考）施設の安全確保に係る項目

評価項目			内 容	
大項目	中項目	小項目		
安全性	敷地 安全性	自然災害回避性	地震災害	・液状化・活断層・有・無
			土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域・有・無
			浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域・有・無
		敷地安全対応策	地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無
			緊急自動車接近	・道路幅
			地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地・有・無
			危険物の種類	・消防法危険物（1 類・2 類・3 類）・有・無
			保安距離	・危険物から 50m 以内、200m 以内
	建物 安全性	構造安全性	基礎の安全性	・基礎の安全要件の満足度
			常時床荷重	・許容積載荷重・超過
		耐震安全性	建設年	・1981 年 6 月以前
			耐震診断	・ I_s 値 >0.6 / $0.6>I_s$ 値 >0.3 / $0.3>I_s$ 値
			耐震補強	・要・不要
			耐震等級	・等級
			免震、制震	・有・無
		耐風安全性	耐風等級	・等級
		対水安全性	浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度
		対落雷安全性	避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度
	火災 安全性	耐火安全性	延焼防止	・外壁・屋根の防火性能
		避難安全性	避難路確保	・避難路確保
		消火安全性	消火活動・経路確保	・非常用侵入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保
	生活環境 安全性	空気質安全性	空気質測定	・有・無・飛散性・非飛散性のアスト排除状況
			空気質安全性の確保	・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン放散速度
		水質安全性	水質検査	・有・無
			水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度
		傷害・ 損傷防止性	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度
			落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度
			危険物の危険防止性	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度
		有害物質排除性	アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のアスト排除状況（年代・部位）
			PCB 排除	・トランス・蛍光灯・シーリング から PCB 排除状況（年代・部位）
			フロン・ハロン対策	・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況
			CCA 対策	・木造土台の CCA・有無
		公害防止性	日照・通風障害防止性	・日照・通風障害防止要件の満足度
			風害防止性	・風害防止要件の満足度
			電波障害性防止性	・電波障害性防止要件の満足度
			騒音・振動・悪臭防止性	・音・振動・悪臭防止要件の満足度
			障害防止性	・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度
			外構の維持保全	・外構の維持保全要件の満足度

評価項目			内 容	
大項目	中項目	小項目		
耐用性	耐久性	耐用年数	経過年数	・ 経過年数の％
			耐用年数（償却）	・ 法的耐用年数
		耐久性	構造材耐久性	・ 構造耐用年数（60 年）と築年の差
			外壁・屋根耐久性	・ 外壁・屋根耐用年数（40 年）と改修年の差
			付属設備耐久性	・ 設備耐用年数（20 年）と改修年の差
	不具合 現況	構造不具合	基礎・躯体	・ 沈下、亀裂、欠損の状況
			土台	・ 腐れ、欠損の状況
			柱、梁、壁、床など	・ 亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状況
		外部仕上 不具合	屋根	・ 排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況
			外壁	・ 剥落、落下、ひび割れの状況
			窓枠、サッシ、ガラス	・ 腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シーリングの状況
		内部仕上 不具合	天井	・ たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下・有・無
			内壁	・ 割れ、剥がれ、変色・有・無
			床	・ 割れ、剥がれ、変色・有・無
		付帯設備 不具合	煙突、屋外階段	・ 傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
			広告塔、吊り看板、他	・ 浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
		建築設備 不具合	電気設備機器本体	・ き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			給排水衛生設備機器本体	・ き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			空調換気設備機器本体	・ き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			搬送設備機器本体	・ き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			その他設備機器本体	・ き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況

出典：FM 評価手法・JFMES13 マニュアル（試行版）

④ 耐震化の実施方針

- ・昭和 56 年以前の新耐震設計基準に満たない公共施設については、公共施設・災害時避難所・集会施設等の優先順位付けを行い、順次計画的に補強改修、若しくは建て替えを検討します。

本別町耐震改修促進計画（計画期間：平成 23～27 年度）では、公共施設の耐震化に係る取組み方針として以下を示しており、本計画においても同様の方針で推進します。

■町有特定建築物の現状	・耐震改修促進法第6条第1号に規定する一定規模以上の学校、病院、社会福祉施設等（以下「多数のものが利用する建築物」という。）については20棟あり、その内2棟が耐震性の確認がなされていない。
■町有特定建築物の耐震化の目標	○耐震化状況 ・昭和56年以前に建設された建築物で、町有建築物については平成19年から22年にかけて耐震診断及び耐震改修は終了し、すべて耐震性を有している。 ・民間建築物については、4件中2件が耐震診断及び耐震改修を終了しており、残り2件に対しては、使用者の安全確保の観点からも情報提供を行うなど耐震化に努めていく。
■耐震化を促進するための施策	○町有建築物の計画的な耐震化の促進 ・町有建築物は、平常時における町民利用の安全性はもとより、災害時の拠点施設としての機能保持の観点からも耐震性の確保が強く求められている。保全状態や将来的な利用方針を検討した上で、必要な耐震化を引き続き計画的に進めていく。

出典：本別町耐震改修促進計画

⑤ 長寿命化の実施方針

- 総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。個別に長寿命化計画等が策定されている場合はそれに準拠します。
- 建替周期は大規模改修を経て 60 年とし、更に使用が可能であれば長寿命化改修を行って 80 年まで長期使用します。

a. 総合的かつ計画的な管理

診断と改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。総合的かつ計画的な管理とは、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を良好な状態に保ち、更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事を行って不具合箇所を是正することです。

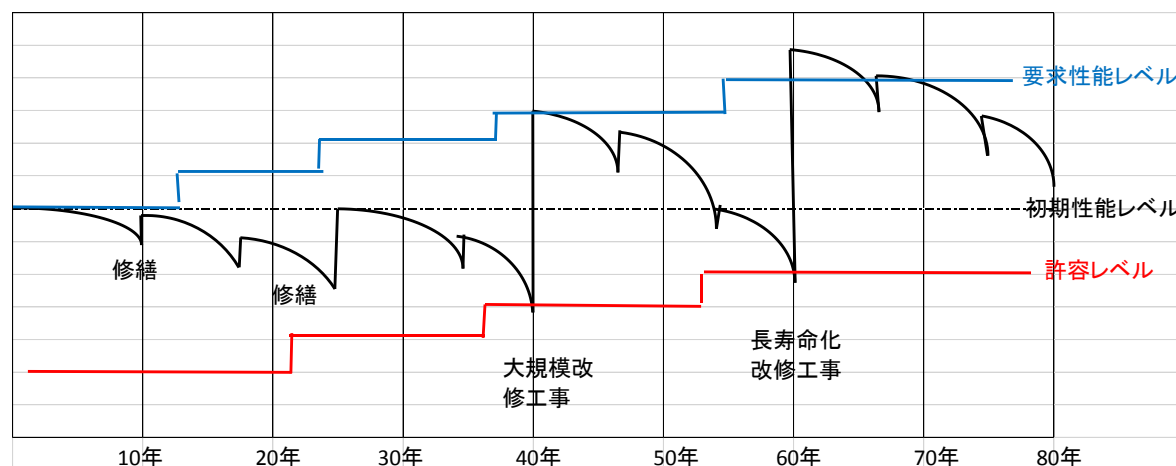
現在ある公共施設等の性能や劣化状態を把握するための施設診断が必要で、診断によって、所定の機能・性能を確保できるところまで改修工事を行い、そこから計画的な保全を行います。

b. 計画的な保全、長寿命化計画

施設の築年数や求められる性能のレベルに合わせて、的確な改修・修繕を行います。

本町の公共施設では、建替周期は大規模改修工事を経て 60 年とし、その時点で診断を行い更に使用が可能であれば長寿命改修工事を行って 80 年まで長期使用しコストを削減することも検討します。

図 2-2 長寿命化における経過年数と機能・性能イメージ



建設から 40 年まで：小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つ

建設から 40 年経過：よる修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要。

※要求性能レベルは通常時間経過により上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれる。

⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等の修繕・更新時には、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、年齢や性別、障がいの有無などに関わらず様々な人に配慮して、すべての人が利用しやすい施設、環境の配慮を行った施設の推進を図ります。

⑦ 統合や廃止の推進方針

- ・7つの評価項目において診断し、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とします。
- ・住民サービスの水準低下を最小限にするため、種々の施策についてその可能性を検討します。

危険性の高い施設や老朽化等により供用廃止（用途廃止、施設廃止）を必要とする施設を洗い出します。公共施設等コンパクト化は、以下の7つの評価項目において診断し、老朽化した施設の改修撤去計画を策定します。

- ① 施設の安全性
- ② 機能性
- ③ 耐久性
- ④ 施設効率性
- ⑤ 地域における施設の充足率
- ⑥ 施設利用率
- ⑦ 費用対効果

上記の品質・性能によって施設を診断・評価し、継続使用、改善使用、用途廃止、施設廃止の4段階に分類します。診断結果は、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とします。次表に、診断結果による取組の方向性の例を示します。

表 2-8 診断結果と取組の方向性の例

診断結果	取組の方向性	
	施設面	ソフト面（検討項目）
継続使用	・長期修繕計画の策定	・効果的かつ効率的な運用を検討
	・計画保全の考えに基づく計画的な維持修繕を実施	・それに伴う改善策を検討
改善使用	・長期修繕計画の策定 ・計画保全の考えに基づく計画的な維持修繕を実施 ・建替更新時の規模縮小の検討 ・多用途の複合化など、施設の有効活用の検討 ・PPP/PFIの活用等による用途変更	・利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討 ・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討 ・運用の合理化を検討
用途廃止	・空いた施設の利活用(多用途への変更、民間への貸与等)の検討	・用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討
施設廃止	・施設廃止後は、建物解体	・類似施設への統合を検討 ・他施設との複合化を検討 ・用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討
	・施設廃止に伴う跡地は原則売却	

公共施設等統合や廃止では、住民サービスの水準低下が懸念されます。それを最小限にするために、公共施設コンパクト化の施策について住民合意の可能性を検討します。

⑧ 環境に配慮した公共施設の推進

地球温暖化対策計画（令和３年１０月２２日閣議決定）では、地方公共団体の基本的役割として「地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進」が掲げられており、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を推進することとしています。そのため、環境に配慮した公共施設の新設・改修や設備の更新を図ります。

総合的かつ計画的な管理を実現するための推進方策

（１）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

①担い手確保に向けたアウトソーシング体制の構築

多数の施設の健全性を正しく評価し、迅速かつ的確に必要な措置を講ずるためには、適切な技術力を有する民間企業の担い手に、アウトソーシングに向けた検討を行う体制の構築を進めます。

②指定管理者制度、PPPおよびPFIの活用体制の構築

指定管理者制度、PPPおよびPFIの活用により、効率的で質の高い公共サービスの提供や、民間資金やノウハウを活用することによるサービスの質を充実、コスト削減などが期待できることから、これらの活用体制の構築を進めます。対象施設は、新たな公共施設等の建設だけでなく、縮減対象の公共施設等の用途変更に採用することも検討します。

表 2-9 行政と民間とのパートナーシップ

指定管理者制度	地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度。
PPP	Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
PFI	Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。

③財政との連携体制の構築

公共施設等マネジメントの導入により必要となる経費については、全体の予算編成を踏まえながらその確保に努めるとともに、財政部門と密に連携します。また、公共施設等マネジメントによる事業の優先度の判断に応じた予算配分の仕組みについては今後検討します。

④職員研修の実施

全庁的な公共施設等マネジメントを推進していくには、職員一人ひとりがその意義を理解し、意識を持って取組み住民サービスの向上のために創意工夫による取組みを実践していくことが重要です。

そのためには、全職員を対象とした講演会やパソコンによる研修等を通じて職員の啓発に努め、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めていきます。

(2) フォローアップの実施方針

①計画の進行管理

本計画に基づき、具体的な個別計画を策定します。それらの個別計画に基づき、公共施設等の建設や大規模改修、長寿命化改修、統廃合、更新を実施します。また、維持管理する公共施設等に対しては、定期的に劣化度・利用度・コスト等の評価を実施し、評価結果等に応じて個別計画と本計画を適宜見直します。

②議会や住民との情報共有

総合管理計画の進捗状況等についての評価結果ならびに評価に基づく変更や対策活動は、議会に報告し、またホームページ、広報紙等で住民に周知を行います。また必要に応じて、住民への説明会も検討します。

持続可能で健全な施設の維持管理を行うにあたり、住民と行政が、各施設に関する情報と問題意識を共有することが重要です。

公共施設を利用し、または支えている多くの住民と行政が同じ視点で問題意識を持ち、将来のあるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報や評価結果を積極的に開示します。

また、住民からの様々な意見を収集する窓口や、それを整理して公共施設等マネジメントに生かす仕組みについても積極的に採用します。

3章 施設類型毎の管理に関する基本的な方針

建築系公共施設（ハコモノ）の管理に関する基本的な方針

（１）行政系施設

役場庁舎は耐震補強工事（平成21年度）や屋上防水工事（平成26年度）等、大規模改修を行っていますが、建築から約50年を経過していることもあり、随所に破損箇所が認められることから、建替え時期を鑑みながら適切な改修を行います。

美里別地区消防会館は、現在使用していないため、今後の解体時期について地域と協議し検討します。

共栄文書庫は、永年保存の文書は廃棄されることなく増加するため、概ね5年程度で既存の書棚が不足するため書棚の増設もしくは書庫の増築について検討します。

（２）学校教育系施設

学校施設については、平成29年度には勇足小学校で大規模改修を実施し、教員住宅の償還も令和3年に全て終了しました。学校施設は、長寿命化やライフラインの更新等により建物の耐久性を高めるとともに、省エネ化や多様な活動が可能となる環境の提供など建物の機能や性能を現在の学校施設に求められているため、今後は、施設の日常的な点検や定期的な維持保全、施設の基礎情報や保守管理を行い、町の財政状況、児童生徒数の動向や教育環境の改善・社会的なニーズへの対応を考慮して、修繕や改修を図っていきます。

学校給食共同調理場は、現在町内の小中学校5校と、勇足へき地保育所並びに、本別高等学校に540食の給食を提供しており、今後も学校給食の適切な提供を行うために、計画的な維持管理を図ります。

（３）公営住宅

本別町公営住宅等長寿命化計画に基づき、「人口減少等による空き室の増加」や「収入の少ない高齢者や障害者は、低所得者のために家賃を設定している公営住宅であっても、既存の公営住宅を選択する傾向にあること」、「既存の公営住宅の経年劣化による修繕費の増加」などの課題も含め令和4年度に見直しを行っており、適切な管理を図ります。

また、本別町の町営住宅は旧教員住宅等、北海道から譲与した住宅で、入居者には現状の状態で貸すことを条件に入居をしていますが、今後、使用に堪えなくなったり、利

用が見込まれなくなったりした段階で用途廃止等を検討します。

(4) 文化系施設

交流館、生活館等については、適切な修繕を行い維持管理に努めます。また、ふれあい交流館は耐震診断の実施を検討します。

各地区の集会所については、地域運営委員会に管理を委託しているため、今後も地域において使いやすいよう管理委託を継続していきます。

勇足コミュニティセンターは地区公民館や地域集会場などコミュニティ公共施設の整備により、平成 22 年度よりこれまで使用実績が無いことから、コミュニティセンター機能を廃止して除却を検討します。

仙美里コミュニティセンターについては、施設維持運営業務委託事業者等による日常点検を行う中で、修繕が必要な箇所等の現状報告を受け、実態を把握し、軽微な修繕及び施設運営に重要な支障があり、早急な対応が必要な修繕については随時対応します。その他の施設・設備の修繕や改修については、地域の自治会と協議して進めます。また、「地域コミュニティ」の場としておりましたが、利用者の減少が続いていることから休止等を含めたあり方を検討する。

本別コミュニティセンターは「道の駅」も設置されており、「道の駅」の管理運営委託事業者による日常点検及び設備の保守点検委託事業者による点検を行う中で、修繕が必要な箇所等の現状報告を受け、実態を把握し、軽微な修繕及び施設運営に重要な支障があり、早急な対応が必要な修繕については随時対応します。その他の施設・設備の修繕や改修については、管理運営委託事業者等との協議も含め本別町総合戦略に位置づけられている、道の駅を核とした観光づくり事業を踏まえ、「地域コミュニティ」及び「稼ぐ力」を担う施設として長期的な活用が見込まれることから、他の観光関連施設の整備計画とあわせた施設管理に努めます。

各公民館は、管理人による日常点検と、委託業者による保守点検等を実施しており、今後も必要に応じて施設の補修や改修を行い、長寿命化を図ります。しかし、財政状況が依然として厳しいことから、施設の改修にあたっては施設利用者や地域住民と優先順位を含めた協議を行い、効率的な計画の策定を行います。

(5) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ施設については、施設及び付帯設備が老朽化している施設もあるため、今後も、施設利用者の意見を聞きながら、施設の改修、修繕等を行っていきます。

レクリエーション施設・観光施設については、日常点検及び保守点検委託事業者による点検を行う中で、修繕が必要な箇所等の現状報告を受け、実態を把握し、軽微な修繕及び施設運営に重要な支障があり早急な対応が必要な修繕については随時対応します。その他の施設・設備の修繕や改修については、本別町総合戦略に位置づけられ

ている、本別公園整備および魅力発信事業も踏まえ、「稼ぐ力」を担う施設として長期的な活用が見込まれることから、関係課と協議し本別公園一体の整備と施設の管理を行います。

また、情報観光センターは道の駅を核とした観光づくり事業を踏まえ、観光客の誘致を促進する「情報発信」を担う施設として長期的な活用が見込まれることから、他の観光関連施設の整備計画とあわせて一体的な施設管理を行います。

（６）社会教育系施設

社会教育系施設については、他の社会教育系施設との調整を取りながら、適切な維持管理を図ります。

静山研修センターは、平成 18 年 3 月 31 日から休館し、現在歴史民俗資料館の収蔵庫として一部を利用していますが、老朽化が著しい施設であることから、具体的な有効活用方法が無く機能廃止して除却を検討します。

（７）供給処理施設

清掃センターは、施設の炉がダイオキシン類対策特別措置法の基準をクリアできないため焼却出来なくなった。又、平成 20 年 4 月のごみ収集民間委託に伴い施設の使用は停止している。今後、再使用の見込みがない事からあり方を検討する。

廃プラスチック処理センターも上記同様の基準がクリアできないため、稼働が出来ない。この施設は、道営畑地帯総合整備事業の補助により取得しており、目的外使用も出来ないため、今後のあり方を検討する。

（８）保健・福祉系施設

保健・福祉施設については、長寿命化及び維持管理経費節減のための改修工事等を実施しており、今後も適切な修繕を実施し維持管理に努めます。

特別養護老人ホームは建替を計画し、計画の管理方針に沿って適切な管理を図ります。

（９）子育て支援系施設

各施設の方針に沿って維持管理を行うとともに、今後は施設の老朽化の状況や入所児童の減少も考慮し、施設の集約化もや用途変更、廃止等を含め適切に検討を行います。

(10) 産業系施設

ふるさと産業開発センター等については、施設を適切に維持管理しながら、施設の利用状況によって用途廃止や継続利用等の検討を行います。

商工活性化センターは、関係団体からの要望等のほか、施設維持運営業務委託事業者による日常点検及び設備の保守点検委託事業者による点検を行う中で、修繕等が必要な箇所の現状報告を受けて実態を把握し、支障がある施設は都度対応します。その他の施設・設備の修繕や改修については、関係団体と協議し検討し、「地域経済の活性化」に寄与する施設として、長期的な運営が見込まれることから個別計画を策定し計画的な施設管理に努めます。

しごと体験交流館は、旧南保育所の用途廃止後、平成 30 年に地域人材確保のための受入施設として内部改修しました。今後長期的な運営が見込まれることから個別計画を策定し計画的な施設管理に努めます。

農産物ものづくり館については、「地域コミュニティ」と「地域経済の活性化」を育む施設として、長期的な運営が見込まれる施設であることから、個別計画を策定し計画的な施設管理に努めます。

そのほかの各地区の農作業準備休憩施設については、今後も地域において使いやすいよう地域運営委員会に管理委託を行います。

(11) その他

火葬場の管理は、事業者に業務を委託しており、修繕は、状況を判断して適切に実施します。火葬炉の補修は、保守点検業者の5ヶ年整備計画に基づいて実施します。

また、上記に該当しない施設については、施設の利用状況や老朽化の状況を踏まえ適切な維持管理に努めます。

(1) 道路

現状は単独費により維持管理をしていますが、今後は補修計画を策定し幹線町道だけでも補助金を用いた補修を行い、適切な維持管理を図ります。

(2) 橋りょう

橋梁長寿命化修繕計画に基づき、事業費の肥大化や無駄を排除しながら、予防保全的な維持管理・修繕・架換を展開していきます。

(3) 上水道

平成 29 年度に「本別町水道ビジョン」の作成を行い、その中で施設の更新が必要となる中で安全・安心な水の供給や、災害時にも安定的な給水を行なうための施設水準の向上など、水道が直面する課題に適切に対処していくため、本別町の水道事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で経営戦略を策定しております。

平成 30 年度からは「本別町水道ビジョン」に基づいて、水道施設の機器の改築・更新及び水道管路施設の改築・更新工事を展開していきます。

(4) 下水道

平成 29 年度までは「本別町公共下水道長寿命化計画」に基づき、国庫補助金を活用した終末処理場の機器の改築・更新を展開しております。

平成 30 年度以降は「本別町公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、国庫補助金を活用した終末処理場の機器の改築・更新及び下水道管路施設の改築・更新工事を展開していきます。

(5) 公園

現状は、単独費により維持管理している状況ですが、今後は補修計画を策定し補助金を活用しながら、公園施設の適切な維持管理を図ります。

(6) 河川

現状は、単独費により維持管理している状況ですが、今後は補修計画を策定し補助金を活用した補修・改修を行い、適切な維持管理を図ります。

資料

建築系公共施設一覧（156 施設 543 棟）

大分類	中分類	施設名	建物名	所在地	配置形態	建築年度 (年度)	延床面積 (㎡)
行政系施設	庁舎等	役場庁舎	役場庁舎 1	北 2 丁目 4 番地 1	併設	1973	3047.79
			役場庁舎 2	北 2 丁目 4 番地 1	併設	1973	63.33
	消防施設	美里別地区消防会館	美里別地区消防会館	西美里別 4 9 4 番地	単独	1989	51.03
	その他行政系施設	共栄文書庫	共栄文書庫	共栄 4 3 番地 4	単独	2001	913.68
学校教育系施設	学校	仙美里小学校	校舎 1	仙美里元町 8 0 番地	併設	1979	1933.96
			校舎 2	仙美里元町 1 5 1 番地 1	併設	1987	1894.98
			体育館 1	仙美里元町 8 0 番地	併設	1981	845
			体育館 2	仙美里元町 1 5 1 番地 1	併設	1988	963.3
			プール及び更衣室	仙美里元町 8 0 番地	併設	1972	32.4
			トイレ	仙美里元町 4 6 番地	併設	1988	8.1
			物置 1	仙美里元町 8 0 番地	併設	1987	24.3
			物置 2	仙美里元町 8 0 番地	併設	1992	25.92
			物置 3	仙美里元町 1 5 1 番地 1	併設	1988	38.9
			用具室	仙美里元町 8 0 番地	併設	1971	18.78
		本別中央小学校	校舎	弥生町 2 2 番地 1	併設	1968	5118.12
			玄関	弥生町 2 2 番地 1	併設	1989	18.88
			グラウンドメインスタンド	弥生町 2 2 番地 2	併設	1980	72.9
			トイレ	弥生町 2 2 番地 2	併設	1985	9.72
			ポンプ室	弥生町 2 2 番地 1	併設	1968	18.48
			給食配膳室	弥生町 2 2 番地 1	併設	1972	39.78
			体育館 1	弥生町 2 2 番地 1	併設	1970	916.44
			体育館 2	弥生町 2 2 番地 1	併設	1986	496
			東屋	弥生町 3 6 番地 1	併設	1982	38.88
			物置 1	弥生町 2 2 番地 1	併設	1981	32.4
			物置 2	弥生町 2 2 番地 1	併設	1970	9.72
			物置 3	弥生町 2 2 番地 1	併設	1989	16.2
			物置 4	弥生町 2 2 番地 2	併設	1978	24.3
			物置 5	弥生町 2 2 番地 1	併設	1970	48.6
		本別中学校	校舎	弥生町 3 0 番地	併設	1993	4758.33
			渡廊下	弥生町 3 0 番地	併設	1993	58
			トイレ	弥生町 2 9 番地 1	併設	1986	8.1
			部活室	弥生町 2 9 番地 1	併設	1986	36.45
			体育館	弥生町 2 9 番地 1	併設	1979	1801.87
			物置 1	弥生町 2 9 番地 1	併設	1986	19.44
			物置 2	弥生町 2 9 番地 1	併設	1994	58.32
		勇足小学校	トイレ	勇足 1 5 0 番地 1	併設	1989	8.1
			校舎	勇足 1 5 0 番地 1	併設	1980	2123.98
			体育館	勇足 1 5 0 番地 1	併設	1981	875.5
			物置及び自転車置場	勇足 1 5 0 番地 1	併設	1980	48.6
		勇足中学校	校舎	勇足 1 3 3 番地 1	併設	1984	1698.8
			体育館	勇足 1 3 3 番地 1	併設	1996	1102
			特別教室	勇足 1 3 3 番地 1	併設	1997	130
			部活室	勇足 1 3 3 番地 1	併設	1984	47.52
	その他教育施設	スクールバス車庫	スクールバス車庫	北 2 丁目 4 番地 2	単独	1985	32.4
		学校給食共同調理場	学校給食共同調理場 1	弥生町 3 5 番地 1	併設	2013	961.26
			学校給食共同調理場 2	弥生町 3 5 番地 1	併設	2013	13.28
			学校給食共同調理場 3	弥生町 3 5 番地 1	併設	2014	68.87
公営住宅	公営住宅	栄町団地	1 号棟	栄町 7 0 番地 3	併設	2007	302.68
			3 号棟	栄町 7 0 番地 3	併設	2009	319.83
			2 7 棟	栄町 7 0 番地 1	併設	1971	165.54
			2 8 棟	栄町 7 0 番地 1	併設	1971	165.54

大分類	中分類	施設名	建物名	所在地	配置形態	建築年度 (年度)	延床面積 (㎡)
			29棟	栄町70番地1	併設	1971	156.97
			2号棟	栄町70番地3	併設	2008	302.68
			4号棟	栄町70番地3	併設	2009	336.83
			5号棟	栄町70番地3	併設	2010	336.83
			6号棟	栄町70番地2	併設	2011	302.68
			7号棟	栄町70番地2	併設	2011	302.68
			8号棟	栄町70番地2	併設	2012	302.68
			9号棟	栄町70番地2	併設	2012	319.83
			12号棟	栄町70番地2	併設	2013	319.83
			13号棟	栄町70番地2	併設	2013	319.83
			15棟	栄町70番地2	併設	1968	146.58
			16棟	栄町70番地2	併設	1969	146.5
			17棟	栄町70番地2	併設	1969	146.5
			18棟	栄町70番地2	併設	1969	146.5
			19棟	栄町70番地2	併設	1969	166.03
			30棟	栄町70番地1	併設	1971	156.97
			31棟及び集会所	栄町70番地1	併設	1971	135.78
			20棟	栄町70番地2	併設	1969	166.03
			21棟	栄町70番地2	併設	1969	166.03
			付属物及び物置(22~31棟)	栄町70番地1	併設	1991	87.48
			付属物及び物置1	栄町70番地1	併設	1991	4.86
			付属物及び物置2	栄町70番地2	併設	1989	12.96
		共栄団地	1棟	共栄9番地24	併設	1987	133.92
			2棟	共栄9番地24	併設	1987	133.92
			3棟	共栄9番地24	併設	1988	273.29
			4棟	共栄9番地24	併設	1989	279.5
			5棟	共栄9番地24	併設	1989	279.5
			6棟	共栄9番地24	併設	1990	274.59
			7棟	共栄9番地24	併設	1992	272.04
			物置1	共栄9番地24	併設	1989	12.96
			物置2	共栄9番地24	併設	1990	19.44
			物置3	共栄9番地24	併設	1992	19.44
			物置4	共栄9番地24	併設	1998	9.72
			物置5	共栄9番地24	併設	1988	12.96
			物置6	共栄9番地24	併設	1989	12.96
			物置7	共栄9番地24	併設	1998	9.72
		共栄町営住宅	共栄町営住宅	共栄9番地41	単独	1988	151.33
		錦町団地	A棟	錦町35番地1	併設	1998	591.8
			物置	錦町1番地22	併設	1983	13.28
			B棟	錦町35番地1	併設	1998	591.8
			自転車置場1	錦町35番地1	併設	1998	21.46
			自転車置場2	錦町35番地1	併設	1998	21.46
			福祉住宅5棟	錦町1番地22	併設	1985	311.96
		向陽町団地	1棟	向陽町23番地1	併設	1972	175.5
			2棟	向陽町23番地1	併設	1972	175.5
			3棟	向陽町23番地1	併設	1972	175.5
			4棟	向陽町23番地1	併設	1972	175.5
			5棟	向陽町23番地1	併設	1972	165.1
			6棟	向陽町23番地1	併設	1972	165.1
			7棟	向陽町68番地1	併設	1973	270.28
			8棟	向陽町68番地1	併設	1973	270.28
			9棟	向陽町68番地1	併設	1973	164.2
			10棟	向陽町68番地1	併設	1973	164.2
			11棟	向陽町68番地2	併設	1974	300.1
			12棟	向陽町68番地2	併設	1974	200.07
			13棟	向陽町68番地2	併設	1974	276.41
			14棟	向陽町68番地2	併設	1974	184.27

大分類	中分類	施設名	建物名	所在地	配置形態	建築年度 (年度)	延床面積 (㎡)
			1 5棟	向陽町6 8番地2	併設	1975	402.27
			1 9棟	向陽町6 8番地2	併設	1976	330.88
			2 0棟	向陽町6 8番地2	併設	1976	220.59
			2 1 棟	向陽町6 8番地2	併設	1976	307.8
			2 2 棟	向陽町6 8番地2	併設	1976	205.2
			物置	向陽町6 8番地1	併設	1993	145.8
			物置 1	向陽町6 8番地2	併設	1994	97.2
			物置 2	向陽町6 8番地2	併設	1995	136.08
			A棟－1 6	向陽町6 8番地2	併設	1975	224.64
			B 棟－1 7	向陽町6 8番地2	併設	1975	293.08
			B棟－1 8	向陽町6 8番地2	併設	1975	193.05
			福祉住宅2棟	向陽町2 3番地1	併設	1975	164.21
			福祉住宅3棟	向陽町2 3番地1	併設	1975	164.21
			福祉住宅4棟	向陽町6 8番地2	併設	1975	294.84
			福祉住宅5棟	向陽町6 8番地2	併設	1975	171.96
			福祉住宅6棟	向陽町2 3番地1	併設	1984	309.6
			福祉住宅7棟	向陽町2 3番地1	併設	1986	174.74
			福祉住宅／物置 1	向陽町2 3番地1	併設	1992	174.96
			福祉住宅／物置 2	向陽町2 3番地1	併設	1998	19.44
			福祉住宅／物置 3	向陽町6 8番地2	併設	1993	48.6
			福祉住宅 1 棟	向陽町2 3番地1	併設	1975	164.21
		山手町特定公共賃貸住宅	山手町特定公共賃貸住宅	山手町5番地8 8	単独	1995	402.96
		上押帯町営住宅	2	押帯4 2 6番地1 8	併設	1968	53.19
			2／物置	押帯4 2 6番地1 8	併設	1968	4.86
			3	押帯4 2 6番地1 8	併設	1969	59.47
			4	押帯4 2 6番地1 8	併設	1970	50.4
			4／物置	押帯4 2 6番地1 8	併設	1970	4.86
			5	押帯4 2 6番地1 8	併設	1976	53.94
			6	押帯4 2 6番地1 8	併設	1979	60
			6／物置	押帯4 2 6番地1 8	併設	1979	5.43
		上美蘭別町営住宅	2	美蘭別5 1 3番地4	併設	1965	57.81
			2／物置	美蘭別5 1 3番地4	併設	1965	4.95
			3	美蘭別5 1 3番地4	併設	1978	53.94
			3／物置	美蘭別5 1 3番地4	併設	1978	8.84
		上美里別町営住宅	1	西美里別4 9 4番地4	併設	1967	54.5
			1／物置	西美里別4 9 4番地4	併設	1967	8
			2	西美里別4 9 4番地3	併設	1968	53.19
			2／物置	西美里別4 9 4番地3	併設	1968	4.86
			3	西美里別4 9 4番地1	併設	1971	100.8
			3／物置	西美里別4 9 4番地1	併設	1971	9.72
		新町団地	1 棟	新町1 9番地3	併設	1976	214.02
			2 棟	新町1 9番地3	併設	1976	214.02
			3 棟	新町1 9番地3	併設	1976	229.68
			4 棟	新町1 9番地3	併設	1976	229.68
			5 棟	新町1 9番地3	併設	1978	238.95
			6 棟	新町1 9番地3	併設	1978	238.95
			7 棟	新町1 9番地3	併設	1978	238.95
			8 棟	新町1 9番地3	併設	1978	238.95
			9 棟	新町1 9番地3	併設	1979	249.56
			1 0 棟	新町1 9番地3	併設	1979	249.56
			1 1 棟	新町1 9番地3	併設	1979	249.56
			1 2 棟	新町1 9番地3	併設	1980	249.56
			1 3 棟	新町1 9番地4	併設	1980	266.24
			1 4 棟	新町1 9番地4	併設	1980	266.24
			1 5 棟	新町1 9番地4	併設	1981	254.84
			1 6 棟	新町1 9番地4	併設	1981	266.48
			1 7 棟	新町1 9番地4	併設	1981	266.48
			1 8 棟	新町1 9番地4	併設	1982	266.48

大分類	中分類	施設名	建物名	所在地	配置形態	建築年度 (年度)	延床面積 (㎡)
			1 9棟	新町1 9番地4	併設	1982	254.84
			2 0棟	新町1 9番地4	併設	1982	254.84
			2 1棟	新町1 9番地4	併設	1983	266.48
			2 2棟	新町1 9番地4	併設	1983	254.84
			2 3棟	新町1 9番地4	併設	1984	266.48
			2 4棟	新町1 9番地4	併設	1984	254.84
			2 5棟	新町1 9番地4	併設	1985	254.84
			2 6棟	新町1 9番地4	併設	1986	266.49
			物置 1	新町1 9番地3	併設	1995	145.8
			物置 2	新町1 9番地3	併設	1994	77.76
			物置 3	新町1 9番地4	併設	1996	174.96
			物置 4	新町1 9番地4	併設	1997	77.76
			物置 5	新町1 9番地4	併設	1998	38.88
			福祉住宅 1 棟	新町1 9番地3	併設	1980	227.04
			福祉住宅／物置	新町1 9番地3	併設	1994	19.44
		仙美里朝陽の里団地	1 棟	仙美里元町1 5 0番地1 0	併設	2003	174.16
			2 棟	仙美里元町1 5 0番地1 0	併設	2003	174.16
			3 棟	仙美里元町1 5 0番地1 0	併設	2003	174.16
			4 棟	仙美里元町1 5 0番地1 0	併設	2003	174.16
			5 棟	仙美里元町1 4 9番地1 1	併設	2004	201.82
			6 棟	仙美里元町1 4 9番地1 0	併設	2004	201.82
			7 棟	仙美里元町1 4 9番地1 1	併設	2004	201.82
			8 棟	仙美里元町1 4 9番地1 0	併設	2004	201.82
		拓農町営住宅	1	美里別4 3 0番地3	併設	1966	59.47
			1／物置	美里別4 3 0番地3	併設	1966	4.86
			2	美里別4 3 0番地3	併設	1968	53.19
			2／物置	美里別4 3 0番地3	併設	1968	4.86
		美里別町営住宅	旧美中1	美里別4 4 2番地3	併設	1968	53.19
			旧美中1／物置 1	美里別4 4 2番地3	併設	1968	4.86
			旧美中1／物置 2	美里別4 4 2番地3	併設	1971	9.72
			旧美小2	美里別4 3 5番地1 0	併設	1983	61.48
			旧美小2／物置	美里別4 3 5番地1 0	併設	1983	5.16
		北6丁目団地	1 棟	北6丁目3番地9	併設	1991	1522.59
			雁木	北6丁目3番地9	併設	1991	161.53
		北8丁目団地	A棟	北8丁目1 3番地1 6	併設	1994	588.7
			B棟	北8丁目1 3番地1 6	併設	1994	588.7
			C・D棟	北8丁目1 3番地1 6	併設	1996	1075.52
		勇足星の里団地	1・2棟	勇足元町2 1番地1	併設	1999	316.4
			5・6棟	勇足元町2 1番地1	併設	2001	316.4
			3・4棟	勇足元町2 1番地1	併設	2000	316.4
		勇足町営住宅	旧勇小1	勇足1 5 0番地1	併設	1980	66.15
			旧勇小1／物置	勇足1 5 0番地1	併設	1980	5.43
		勇足勇愛団地	1 棟	勇足1 2 0番地7	併設	2001	160.52
			2 棟	勇足1 2 0番地7	併設	2001	160.52
			3 棟	勇足1 2 0番地8	併設	2002	160.52
			4 棟	勇足1 2 0番地8	併設	2002	160.52
文化系施設	集会施設	ふれあい交流館	ふれあい交流館	向陽町2 3番地1	単独	1972	660.46
		押帯地区集会場	押帯地区集会場	押帯1 8 2番地4	単独	2001	170.77
		共栄集会場	共栄集会場 1	共栄9番地3 4	併設	1990	144.99
			共栄集会場 2	共栄9番地3 4	併設	1990	3.29
		上本別生活館	上本別生活館	上本別2 1 番地8	単独	2005	165.24
		新町集会場	新町集会場 1	新町1 9番地4	併設	1982	4.96
			新町集会場 2	新町1 9番地4	併設	1982	102.17
		新明台地区集会場	新明台地区集会場	西仙美里3 2 8番地2	単独	1999	162
		世代交流館	世代交流館	南4丁目1 番地4 6	単独	1999	131.1
		生きがい館	生きがい館	勇足元町6番地1	単独	2001	164.29
		西仙美里地区集会場	西仙美里地区集会場	西仙美里7 2番地6	単独	1984	94.77
		仙美里コミュニティセンター	仙美里コミュニティセンター	仙美里元町1 6 6番地1	単独	1992	148.5

大分類	中分類	施設名	建物名	所在地	配置形態	建築年度 (年度)	延床面積 (㎡)	
		仙美里生活館	仙美里生活館	仙美里元町46番地	単独	1967	198	
		仙美里多目的集会施設	仙美里へき地保育所	仙美里元町158番地1	複合	1995	89	
		仙美里地区公民館	仙美里地区公民館	仙美里元町166番地19	単独	1980	593.21	
		南地区集会場	南地区集会場 1	南2丁目5番地1	併設	1982	154.85	
			南地区集会場 2	南2丁目5番地1	併設	1987	6.6	
		美里別地区公民館	美里別地区公民館 1	美里別440番地8	併設	1976	492	
			美里別地区公民館 2	美里別440番地8	併設	1966	375.84	
			美里別地区公民館 3	美里別440番地8	併設	1979	385	
			美里別地区公民館 4	美里別440番地8	併設	1979	25.22	
			美里別地区公民館 5	美里別440番地8	併設	1964	86.09	
		美里別中地区集会場	美里別中地区集会場	西美里別262番地2	単独	2008	142.63	
		文教会館	文教会館	弥生町36番地1	単独	1978	264.87	
		北8丁目集会場	北8丁目集会場	北8丁目13番地16	単独	1996	94.34	
		北地区交流センター	北地区交流センター	北8丁目3番地2	単独	2002	238.99	
		北地区集会場	北地区集会場	北6丁目6番地7	単独	1984	79.73	
		本別コミュニティセンタ－	本別コミュニティセンター	北3丁目1番地1	単独	1991	765.51	
		本別生活館	本別生活館	柏木町66番地1	単独	1965	198.34	
		本別町中央公民館	本別町中央公民館	北1丁目4番地27	複合	1979	2341.96	
		本別町勇足地区公民館	本別町勇足地区公民館	勇足元町21番地1	単独	1981	666.09	
		勇足コミュニティセンタ－	勇足コミュニティセンター	勇足元町24番地14	単独	1993	162.86	
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	ふれあい多目的アリーナ	ふれあい多目的アリーナ	山手町5番地87	単独	1992	1996.25	
		義経山麓スキー場	義経山麓スキー場 1	東町56番地34	併設	1991	9	
			義経山麓スキー場 2	東町56番地34	併設	2001	19.31	
		柔剣道場	柔剣道場	弥生町29番地	単独	1974	487.27	
		仙美里ゲートボールハウス	仙美里ゲートボールハウス	仙美里元町46番地	単独	1986	299.55	
		太陽の丘野球場	太陽の丘野球場	西美里別62	単独	2014	63.18	
		体力増進センター	体力増進センター	北2丁目4番地2	単独	1977	616.38	
		町民水泳プール	町民水泳プール	弥生町22番地1	単独	1973	1093.62	
		美里別ゲートボールハウス	美里別ゲートボールハウス	西美里別494番地3	単独	1987	297.7	
		美里別地区町民水泳プール	美里別地区町民水泳プール	西美里別435番地10	単独	1977	19.44	
		負簾ゲートボールハウス	負簾ゲートボールハウス	西美里別86番地5	単独	1987	297.7	
		本別町体育館	本別町体育館 1	北2丁目4番地2	併設	1982	38.88	
			本別町体育館 2	北2丁目4番地2	併設	1970	2316.05	
			本別町体育館 3	北2丁目4番地2	併設	1973	15.1792	
			本別町体育館 4	北2丁目4番地2	併設	1973	15.1792	
		勇足ゲートボールハウス	勇足ゲートボールハウス	勇足21番地1	単独	1985	299.55	
	レクリエーション施設・観光施設	義経の館	義経の館	東町51番地2	単独	1990	393.12	
		義経の里キャンプ場	義経の里キャンプ場 1	東本別2番地4	併設	1991	14.5	
			義経の里キャンプ場 2	東本別2番地4	併設	1991	63.18	
			義経の里キャンプ場 3	東本別2番地4	併設	1992	19.26	
義経の里休憩所		義経の里休憩所	東町57番地5	単独	1980	170.1		
情報観光センター		情報観光センター	共栄18番地1	単独	2009	132.47		
社会教育系施設		図書館	本別町図書館	本別町図書館	北2丁目4番地2	単独	1979	1202.39
社会教育系施設		博物館等	静山研修センター	静山研修センター	東町60番地3	単独	1978	821.72
	歴史民俗資料館		歴史民俗資料館	北2丁目4番地2	単独	1980	753.33	
供給処理施設	供給処理施設	ストックヤード	ストックヤード	共栄16番地16	単独	2002	113.67	
		清掃センター	可燃物ピット	勇足78番地2	併設	1989	57	
			可燃物処理場	勇足78番地2	併設	1989	160	
			管理棟	勇足78番地4	併設	1981	54	
			清掃センター	勇足78番地2	併設	1982	672.32	
			廃プラスチック処理センター	勇足78番地4	併設	1999	977.97	
公園	公園	ちびっこ広場	ちびっこ広場	錦町34番地2	単独	2002	7.24	

大分類	中分類	施設名	建物名	所在地	配置形態	建築年度 (年度)	延床面積 (㎡)
		ふれあい公園	ふれあい公園	北8丁目34番地2	単独	1990	17.82
		みどり公園	みどり公園	緑町3番地	単独	1997	4.86
		旭一公園	旭一公園	北1丁目4番地22	単独	1992	25.56
		栄公園	栄公園	栄町70番地2	単独	2013	9.92
		義経公園	トイレ1	東町53番地2	併設	1990	27.36
			トイレ2	東町57番地11	併設	1991	39.28
			御所1	東町60番地1	併設	1992	68.04
			御所2	東町60番地1	併設	1992	68.04
			御所3	東町60番地1	併設	1991	67.43
			御所4	東町60番地1	併設	1991	67.43
			御所5	東町60番地1	併設	1991	67.43
			東屋	東町56番地37	併設	1991	24.21
		義経山遊歩道	東屋1	東町	併設	1992	9
			東屋2	東町205林班	併設	2001	9
		公園施設整備管理作業所	管理作業所1	東町57番地5	併設	2005	49.77
			管理作業所2	東町57番地5	併設	1997	186.3
		向陽公園	向陽公園	向陽町23番地1	単独	1998	14.49
		新町公園	新町公園	新町19番地3	単独	2001	9.29
		清流公園	トイレ1	北5丁目	併設	1991	25.92
			トイレ2	北5丁目	併設	1995	9
			東屋	北5丁目	併設	1995	14.58
		静山公園	トイレ	東町58番地1	併設	1983	14.58
			バンガロー1	東町58番地1	併設	1982	35.64
			バンガロー2	東町58番地1	併設	1982	35.64
			炊事場	東町58番地1	併設	1983	19.26
		仙美里公園	すべり台	仙美里元町161番地	併設	1996	28.8
			トイレ	仙美里元町161番地1	併設	1997	32
			電話ボックス・ベンチ	仙美里元町161番地1	併設	1996	4.5
			東屋1	仙美里元町161番地1	併設	1996	112
			東屋2	仙美里368番地13	併設	1996	7.28
		太陽の丘	トイレ	西美里別10番地1	併設	2001	41.93
			東屋	西美里別10番地1	併設	2011	68.04
		中央河川緑地	中央河川緑地	北1丁目	単独	1996	9
		中央公園	中央公園	北5丁目	単独	1992	21.06
		展望公園	展望公園	共栄4番地10	単独	2000	7.47
		南1丁目ちびっこ広場	南1丁目ちびっこ広場	南1丁目7番地19	単独	1992	8.59
		南河川緑地	トイレ	南3丁目	併設	1995	6.7
			東屋	南3丁目	併設	1996	9
		南公園	南公園	南4丁目115番地3	単独	1999	4.86
		北公園	北公園	北8丁目3番地1	単独	1994	4.86
		本別河川緑地	シェルター	栄町	併設	2001	14.98
			トイレ	栄町	併設	1995	6.7
		本別公園	物置	東町72番地	併設	1992	19.44
			トイレ1	東町51番地1	併設	1976	9.92
			トイレ2	東町52番地	併設	1991	14.58
			トイレ3	東町72番地	併設	2003	42.5
			トイレ4	朝日町30番地1	併設	2012	9.92
			屋外ステージ	東町72番地	併設	1977	84.78
			交通公園管理棟	朝日町30番地1	併設	1981	55.28
			東屋1	東町53番地2	併設	1990	9
			東屋2	東町	併設	1985	64.8
		弥生河川緑地	トイレ	弥生町	併設	1995	48.6
			東屋	弥生町	併設	1996	9
		幽仙峡	トイレ	東本別	併設	1993	4.86
			東屋	東本別223林班	併設	1992	9
保健・福祉 施設	高齢福祉施設	デイサービスセンター	本別町中央公民館	北1丁目4番地27	複合	1991	26.52
		総合ケアセンター	総合ケアセンター	西美里別6番地15	単独	1999	2009.14
		特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム1	向陽町23番地1	併設	1977	1371.35

大分類	中分類	施設名	建物名	所在地	配置形態	建築年度 (年度)	延床面積 (㎡)
			特別養護老人ホーム 2	向陽町 2 3 番地 1	併設	1992	66.25
		本別町老人福祉センター	本別町中央公民館	北 1 丁目 4 番地 2 7	複合	1980	734.79
		養護老人ホーム	養護老人ホーム 1	向陽町 2 3 番地 1	併設	1973	1228.5
			養護老人ホーム 2	向陽町 2 3 番地 1	併設	1976	19.44
	保健施設	健康管理センター	健康管理センター	北 6 丁目 1 1 番地 4	単独	1990	829.5
子育て支援 施設	幼児・児童施設	栄町児童館	栄町児童館	栄町 7 0 番地 2	単独	1983	230.04
		子育て支援センター	子育て支援センター 1	新町 1 2 番地 3 5	併設	1979	484.38
			子育て支援センター 2	新町 1 2 番地 3 5	併設	1992	11.73
		東児童館	東児童館	向陽町 2 3 番地 1	単独	1972	194.4
	幼保・こども園	仙美里へき地保育所	仙美里へき地保育所	仙美里元町 1 5 8 番地 1	複合	1995	299.8
		美里別へき地保育所	美里別へき地保育所 1	美里別 4 3 5 番地 1 5	併設	1985	202.5
			美里別へき地保育所 2	美里別 4 3 5 番地 1 5	併設	1985	6.57
		本別中央保育所	本別中央保育所	北 5 丁目 1 0 番地 8	単独	1983	764.15
		本別南保育所	本別南保育所 1	南 4 丁目 1 番地 4 5	併設	1979	9.72
			本別南保育所 2	南 4 丁目 1 番地 4 5	併設	1979	787
		勇足へき地保育所	勇足へき地保育所	勇足元町 6 番地 1	単独	2010	299.9
産業系施設	産業系施設	ふるさと産業開発センター	ふるさと産業開発センター 1	共栄 9 番地 2 3	併設	1985	442.26
			ふるさと産業開発センター 2	共栄 9 番地 2 3	併設	1986	38.88
		商工活性化センター	商工活性化センター	北 4 丁目 3 番地 1 1	単独	1998	388.62
		上押帯地区農作業準備休憩施設	上押帯地区農作業準備休憩施設	押帯 4 2 6 番地 1 8	単独	1999	162
		西美里別地区農作業準備休憩施設	西美里別地区農作業準備休憩施設	西美里別 8 6 番地 5	単独	2007	145.39
		農産物ものづくり館	農産物ものづくり館	北 3 丁目 1 番地 1	単独	2011	293.04
		美帯地区農作業準備休憩施設	美帯地区農作業準備休憩施設	美蘭別 2 7 3 番地 1 4	単独	1991	172.41
		美蘭別牧場追込舎	美蘭別牧場追込舎	美蘭別 1 1 1 番地	単独	1964	49.58
		美里別西上地区農作業準備休憩施設	美里別西上地区農作業準備休憩施設	西美里別 4 9 4 番地 5	単独	2002	209.62
上水道施設	上水道施設	営農用水道浄水場	営農用水道浄水場	西勇足 2 3 4 番地 7	単独	1991	248.38
		営農用中央管理棟	営農用中央管理棟	南 4 丁目 1 7 5 番地 1 2	単独	1996	257.11
		東勇足浄水場	東勇足浄水場	勇足 1 8 1 番地 8	単独	1996	293.2
		東勇足増圧ポンプ場	東勇足増圧ポンプ場	勇足 3 4 番地	単独	2001	55.21
		美里別導水ポンプ場	美里別導水ポンプ場	美里別 5 7 6 番地 9	単独	1996	40.16
		美里別配水池施設	美里別配水池施設	美里別 6 1 1 番地 1 3	単独	1996	39
その他	その他	キロ口墓地	キロ口墓地	共栄 2 0 番地 1 0	単独	1992	9
		旧ふるさと銀河線建物 1	勇足詰所 1 号	勇足元町 2 4 番地 1 2	併設	1991	2
			勇足職場 1 号	勇足元町 2 4 番地 1 2	単独	1991	46.2
		旧ふるさと銀河線建物 2	旧ふるさと銀河線建物 2	仙美里元町 1 6 6 番地 1	単独	1991	6
		旧ふるさと銀河線建物 3	旧ふるさと銀河線建物 3	北 3 丁目 1 番地 2	単独	1991	113.6
		旧ふるさと銀河線建物 4	旧ふるさと銀河線建物 4	北 5 丁目 1 番地 9	単独	1991	157.5
		旧押帯へき地集会場	旧押帯へき地集会場	押帯 1 8 2 番地 5	併設	1966	221.13
			体育館	押帯 1 8 2 番地 5	併設	1966	218.17
		旧公民館美栄分館 (集会所)	物置 1	仙美里 5 3 2 番地	併設	1967	4.95
			物置 2	仙美里 5 3 2 番地	併設	1967	4.95
			旧公民館美栄分館 (集会所 1)	仙美里 5 3 2 番地	併設	1967	59
			旧公民館美栄分館 (集会所 2)	仙美里 5 3 2 番地	併設	1967	66
			物置 3	仙美里 5 3 2 番地	併設	1967	19.8
		旧拓栄集会場	物置 1	仙美里 2 6 9 番地 1	併設	1984	16.2
			物置 2	仙美里 2 6 9 番地 1	併設	1984	16.5
			旧拓栄集会場	仙美里 2 6 9 番地 1	併設	1984	155.38
			物置 3	仙美里 2 6 9 番地 1	併設	1984	4.95
		旧拓栄分館管理人住宅	旧拓栄分館管理人住宅	仙美里 2 6 9 番地 1	単独	1967	59.4

大分類	中分類	施設名	建物名	所在地	配置形態	建築年度 (年度)	延床面積 (㎡)
		旧拓農集会場	体育館	美里別430番地3	併設	1964	241.32
			渡廊下	美里別430番地3	併設	1958	9.92
		錦町職員住宅	旧教育長7	錦町2番地	併設	1974	76.95
			旧教育長7／物置	錦町2番地	併設	1974	8.84
			8・9	錦町34番地2	併設	1976	132.3
			8・9／物置	錦町34番地2	併設	1976	6.48
			10・11	錦町34番地2	併設	1977	132.3
			10・11／物置	錦町34番地2	併設	1977	6.48
			12・13	錦町2番地	併設	1978	132.3
			14・15	錦町29番地	併設	1995	169.24
			14・15／物置	錦町29番地	併設	1993	31.28
		向陽町職員住宅	16・17	向陽町23番地1	併設	1979	132.3
			16・17／物置	向陽町23番地1	併設	1979	6.04
			旧助役18	向陽町23番地1	併設	1974	76.95
			旧教住19・20	向陽町23番地1	併設	1970	106.4
			旧教住19・20／物置	向陽町23番地1	併設	1970	9.72
			旧教住24・25	向陽町23番地1	併設	1970	106.4
			旧教住24・25／物置	向陽町23番地1	併設	1970	9.72
			旧教住26・27	向陽町23番地1	併設	1971	106.4
			旧教住26・27／物置	向陽町23番地1	併設	1971	9.72
		山手町職員住宅	国際21	山手町5番地95	併設	1998	83.63
			国際21／車庫	山手町15番地95	併設	1998	17.57
			国際21／物置	山手町5番地95	併設	1998	4.86
		車両センター	資材庫	向陽町23番地1	併設	1972	49.57
			事務室	向陽町23番地1	併設	1987	64.39
			車庫1	向陽町23番地1	併設	1971	270.38
			車庫2	向陽町23番地1	併設	1972	361.43
			車庫3	向陽町23番地1	併設	1975	401.76
		仙美里小学校教員住宅	004・005	仙美里元町51番地1	併設	1971	106.4
			004・005／物置	仙美里元町51番地1	併設	1971	9.72
			011	仙美里元町46番地	併設	1983	66.12
			011／物置	仙美里元町46番地	併設	1983	4.98
			012	仙美里元町46番地	併設	1997	74.97
			012／物置	仙美里元町46番地	併設	1997	4.86
			013	仙美里元町46番地	併設	1999	74.97
			013／物置	仙美里元町46番地	併設	1999	4.86
			014・015	仙美里元町149番地12	併設	2002	164.43
			014・015／物置	仙美里元町149番地12	併設	2002	9.72
			016・017	仙美里元町149番地12	併設	2002	132.89
			016・017／物置	仙美里元町149番地12	併設	2002	9.72
		仙美里中学校教員住宅	005・006	仙美里元町151番地1	併設	1980	120.54
			005・006／物置	仙美里元町152番地1	併設	1980	10.86
			007	仙美里元町152番地1	併設	1980	60.27
			007／物置	仙美里元町152番地1	併設	1980	5.43
			008	仙美里元町151番地1	併設	1992	97.2
			008／車庫	仙美里元町151番地1	併設	1992	20.86
			009	仙美里元町151番地1	併設	1998	74.97
			009／物置	仙美里元町151番地1	併設	1998	4.86
			010	仙美里元町151番地1	併設	1998	74.97
			010／物置	仙美里元町151番地1	併設	1998	4.86
			011	仙美里元町152番地1	併設	1979	66.12
			011／物置	仙美里元町152番地1	併設	1979	4.86
		中央小学校教員住宅1	023・024	向陽町23番地1	併設	1972	106.4
			023・024／物置	向陽町23番地1	併設	1972	9.72
			025・026	向陽町23番地1	併設	1972	106.4
			中央小学校025・026 ／物置	向陽町23番地1	併設	1972	9.72
		中央小学校教員住宅2	029・030	錦町34番地2	併設	1974	106.4

大分類	中分類	施設名	建物名	所在地	配置形態	建築年度 (年度)	延床面積 (㎡)
			029・030／物置	錦町34番地2	併設	1974	9.72
		中央小学校教員住宅3	017・018	弥生町35番地1	併設	1969	106.4
			017・018／物置	弥生町35番地1	併設	1969	9.72
			019・020	弥生町35番地1	併設	1969	106.4
			019・020／物置	弥生町35番地1	併設	1969	9.72
			021	弥生町35番地1	併設	1969	74.6
			021／物置	弥生町35番地1	併設	1969	6.48
			022	弥生町35番地1	併設	1969	53.2
			022／物置	弥生町35番地1	併設	1969	4.86
			027・028	弥生町35番地1	併設	1973	106.4
			027・028／物置	弥生町35番地1	併設	1973	9.72
			031	弥生町35番地1	併設	1983	66.12
			031／物置	弥生町35番地1	併設	1983	4.98
			032	弥生町35番地1	併設	1990	102.9
			032／車庫	弥生町35番地1	併設	1990	20.86
			033・034	弥生町35番地1	併設	1997	149.94
			035・036	弥生町35番地1	併設	1997	149.94
			035・036／物置	弥生町35番地1	併設	1997	9.72
			038	弥生町35番地1	併設	1998	74.97
			038／物置	弥生町35番地1	併設	1998	4.86
			039・040	弥生町35番地1	併設	2000	132.89
			039・040／物置	弥生町35番地1	併設	2000	9.72
			041	弥生町35番地1	併設	2001	79.78
			041／物置	弥生町35番地1	併設	2001	4.86
			中央小学校教員住宅3	弥生町35番地1	併設	1997	9.72
		東町職員住宅	旧管理人22	東町60番地3	併設	1979	66.15
			旧管理人22／物置	東町60番地3	併設	1979	3.02
		北5丁目職員住宅	北5丁目職員住宅	北5丁目10番地8	単独	1974	95.69
		北6丁目職員住宅	南側3	北6丁目12番地20	併設	1980	76.95
			南側3／物置	北6丁目12番地20	併設	1980	5.43
			北側4	北6丁目12番地20	併設	1980	76.95
			北側4／物置	北6丁目12番地20	併設	1980	5.43
		北8丁目職員住宅	南側5	北8丁目13番地27	併設	1982	76.95
			南側5／物置	北8丁目13番地27	併設	1982	3.91
			北側6	北8丁目13番地28	併設	1982	76.95
			北側6／物置	北8丁目13番地28	併設	1982	3.91
		本別火葬場	本別火葬場	錦町89番地5	単独	1979	234.09
		本別沢テレビ中継局	本別沢テレビ中継局	朝日町22番地2地先	単独	2010	7.8
		本別中学校教員住宅1	004・005	向陽町23番地1	併設	1970	106.4
			004・005／物置	向陽町23番地1	併設	1970	9.72
			016・017	向陽町23番地1	併設	1972	106.4
			016・017／物置	向陽町23番地1	併設	1972	9.72
		本別中学校教員住宅2	020・021	錦町2番地	併設	1975	106.4
			020・021／物置	錦町2番地	併設	1975	9.72
		本別中学校教員住宅3	022	弥生町29番地1	併設	1980	66.12
			022／物置	弥生町29番地1	併設	1980	5.43
			023	弥生町29番地1	併設	1995	97.2
			023／物置	弥生町29番地1	併設	1995	4.86
			024・025	弥生町29番地1	併設	1997	149.94
			024・025／物置	弥生町29番地1	併設	1997	9.72
			026・027	弥生町29番地1	併設	1997	149.94
			026・027／物置	弥生町29番地1	併設	1997	9.72
			028	弥生町29番地1	併設	2000	74.97
			028／物置	弥生町29番地1	併設	2000	4.86
			029・030	弥生町29番地1	併設	2001	132.89
			029・030／物置	弥生町29番地1	併設	2001	9.72
			031・032	弥生町29番地1	併設	2002	132.89
			031・032／物置	弥生町29番地1	併設	2002	9.72

大分類	中分類	施設名	建物名	所在地	配置形態	建築年度 (年度)	延床面積 (㎡)
			033・034	弥生町29番地1	併設	2004	132.89
			033・034／物置	弥生町29番地1	併設	2004	9.72
			付属物／物置	弥生町29番地1	併設	1971	9.72
		本別中継局舎	本別中継局舎	北2丁目1番地1	単独	2010	6.46
		本別墓地	トイレ	錦町89番地2	併設	1995	6.48
			東屋	錦町89番地2	併設	1994	9
		本別霊園	トイレ	美里別20番地6	併設	1996	6
			管理棟	美里別25番地6	併設	1982	12.96
			東屋	美里別25番地6	併設	1990	9
		勇足小学校教員住宅	004・005	勇足150番地1	併設	1970	106.4
			004・005／物置	勇足150番地1	併設	1970	9.72
			006	勇足150番地1	併設	1972	106.4
			006／物置	勇足150番地1	併設	1972	9.72
			007	勇足150番地1	併設	1979	59.65
			007／物置	勇足150番地1	併設	1979	5.43
			008	勇足150番地1	併設	1974	56.58
			008／物置	勇足150番地1	併設	1974	4.86
			010	勇足150番地1	併設	1985	73.71
			010／物置	勇足150番地1	併設	1985	6.35
			011・012	勇足150番地1	併設	1995	149.94
			011・012／物置	勇足150番地1	併設	1995	9.72
			013	勇足150番地1	併設	1998	74.97
			013／物置	勇足150番地1	併設	1998	4.86
			014	勇足150番地1	併設	1999	74.97
			014／物置	勇足150番地1	併設	1999	4.86
			015	勇足150番地1	併設	2000	82.26
			015／物置	勇足150番地1	併設	2000	4.86
		勇足中学校教員住宅	008・009	勇足元町5番地5	併設	1975	106.4
			008・009／物置	勇足元町5番地5	併設	1975	19.44
			010	勇足元町5番地5	併設	1979	59.65
			010／物置	勇足元町5番地5	併設	1979	5.43
			011	勇足元町5番地5	併設	1995	97.2
			011／物置	勇足元町5番地5	併設	1995	4.86
			014	勇足元町5番地5	併設	1999	74.97
			014／物置	勇足元町5番地5	併設	1999	4.86
			015	勇足元町5番地5	併設	2001	53.86
			015／物置	勇足元町5番地5	併設	2001	4.86
			016・017	勇足元町5番地5	併設	2002	132.89
			016・017／物置	勇足元町5番地5	併設	2002	9.72
			018・019	勇足元町5番地5	併設	2004	132.89
			018・019／物置	勇足元町5番地5	併設	2004	9.72